

令和 6 (2024) 年度
自 己 点 検 評 価 書

令和 6 (2024) 年 6 月

東京未来大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	12
基準 3. 教育課程	32
基準 4. 教員・職員	54
基準 5. 経営・管理と財務	60
基準 6. 内部質保証	66
V. 法令等の遵守状況一覧	71
VI. エビデンス集一覧	84

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 大学の基本理念

東京未来大学（以下、「本学」という。）の母体である学校法人三幸学園（以下、「学園」という。）は、昭和 60(1985)年に設立された。前身は本学園創立者の鳥居秀光によって昭和 49(1974)年千葉県市川市に創立された。創立当時から「技能と心の調和」を学園の教育理念として、「人を活かし、日本をそして世界を明るく元気にする」ことを目指し（ビジョン）、現在、全国 12 都市に 64 の専門学校、1 つの特別支援学校、1 つの大学（本学）、1 つの短期大学、2 つの通信制高等学校、東京・千葉を中心に 16 の認証保育所と 23 の認可保育所、4 つの認可外保育所等を展開し、24 万人以上の卒業生を送り出している（令和 5(2023)年 5 月現在）。

本学は学園が足立区の大学誘致政策を受け、平成 19((2007)年に、1 学部 1 学科 1 通信教育課程で開学し、平成 24(2012)年にモチベーション行動科学部モチベーション行動科学科（翌年に通信教育課程を開設）を開設し、現在に至っている。本学は、学園が定める教育理念である「技能と心の調和」を受け継いで大学の教育理念として定め、専門的な知識や技能を学ぶと共に、人間性豊かな心を併せ持つ人材を育成する。

2. 使命・目的

本学は、教育理念に基づき、「教育・研究・社会貢献機能を通じて、人を活かし、世の中の困難を希望に変える」ことをミッション（使命）とし、「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を育成する」ことを教育の目的とする。また、学園全体のビジョン（未来像）に沿って、「教育・研究・社会貢献機能を通じて人の未来を、日本をそして世界を明るく元気にする」というビジョンを実現する。

この使命、目的の実現にあたり、こども心理学部においては、「日本の未来を担う子どもの豊かな成長を、家庭、学校、地域社会、及び、それらを取りまく文化との相互関係という視点から捉え、単に知識や技能を修得するにとどまらず、人間性を高める教育を併せて展開することにより、真に社会に役立つ人材を養成する」ことを学部の教育目的と定める。モチベーション行動科学部においては、『社会で必要とされる「組織成員として組織の健康な発展に貢献するモチベーション」、「他者を理解し、円滑な対人関係を志向するモチベーション」、「広い関心と学びを促すモチベーション」を学び理解することにより、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化することのできる人材を養成する』ことを学部の教育目的と定める。その実現は学園、及び本学が掲げるビジョンの実現につながるものである。

3. 大学の個性・特色等

本学の使命・目的は普遍性の高いものであるが、社会情勢に対応しつつ使命・目的をどのように実現していくか常に考えることが必要であり、本学の個性・特色の中でその具現化を目指している。

(1) 人材育成教育

本学は、教育理念を基軸とした教育の目的及びミッション、ビジョン実現のため、ディ

プロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを明確に定め、その中でカリキュラム・ポリシーに基づき、高度な専門的知識や技能を身につけるための専門教育、幅広い教養を修得するための一般教育だけでなく、キャリア教育と行事などを融合した本学独自の人間教育を基軸としたカリキュラムを編成している。

本学の人材育成教育の特色を俯瞰すれば、大きく2つのサイクルととらえることができる。すなわち専門教育や一般教育機会提供としての「教学」を主とするサイクルと、キャリア教育や行事などを通じた「プロジェクト」を主とするサイクルである。このように、大きく2つの場を提供することで、多方面からの学びの機会を増やし、学生の成長を促している。

(2) クラス制の導入

本学は、2学部を合わせても1学年定員340名の小規模大学であり、授業の規模も概して小さい。この少人数教育による教育効果を最大化するためにクラス制とすることで、学生一人ひとりに目の行き届いたきめ細かな指導を可能にしている。主に学修面をサポートする専任教員によるクラス担任、履修支援を含む学生生活全般を広くサポートするキャンパスアドバイザー(以下「CA」という。)を配置し、在学中はもちろんのこと、入学前から卒業後まで学生のあらゆる面をフォローする体制を整えるなど、小規模大学だからこそ可能となるきめ細かな指導体制を開学以来継続している。

(3) 学生支援

入学者選抜では「特待生入試」を実施し、成績、面接評価をもとに学費減免を行っている。入学後は1年次からインターンシップに参加することができる。春学期と秋学期に開催されるプレゼンテーション大会では、企業から出された課題について1,2年生のクラスでその解決策やアイデアを練り、クラスから選抜されたチームが発表を行うが、この経験を通じて学生は企業や仕事を身近に感じることができるようになり、就職活動に役立っている。また、平成26(2014)年に学内に開設された「キャリアカフェ」には、専門スタッフが常駐し、就職に向けた支援や各種資格取得に関する支援を受けることができる体制が整っている。クラス担当CAも、常時大学生活の悩みや履修に関する相談に応じている。1年次からのインターンシップ、CAによる支援は、本学の学生支援の特色である。

(4) 研究支援

教員の研究支援体制は、一人あたり45万円の個人研究費がすべての専任教員に対して支給される。この他に平成27(2015)年より、学内研究費申請制度が設けられ、専任教員は100万円を上限に、個人研究または共同研究予算を申請することができる。50万円以上を申請する場合には科学研究費(科研費)助成を申請することと研究成果公表の義務を負う。この学内研究費申請制度は、本学における競争的資金制度として、教員の研究活性化を促す特色の一つである。

(5) 通信教育課程の学び

本学では、社会人として働きながら学修や資格取得を目指す志望者、子育て中の親や保育者など時間に制約があり通学での学修が困難な志望者に対し、可能な限りの学修機会を提供することを目的として、「いつでもどこでも」学べる通信教育課程も設置している。メディア授業、テキスト授業、スクーリングによる対面授業等を通じて、多くの人たちに学修の場を提供することで、ミッション、ビジョンの実現を目指している。近年は受講者の

要望もありメディア授業への移行が進んでいる。

通信教育課程では、平成 21(2009)年に教員免許 10 年更新講習も開設し、多様な科目を揃えて本学教員による講習授業を行ってきた。同制度は令和 4(2022)年 6 月 30 日をもって終了したが、この間本学での受講者数は延べ 14 万 4 千人を超えた。本学の教育が社会に貢献してきたことを示すものといえる。

(6) 地域連携の強化

本学は、平成 16(2004)年 4 月の足立区基本構想審議会による「文化教育立区＝高等教育・研究機関の誘致」に沿って設置された。足立区の大学誘致の重要施策として位置づけられているのが、産学公連携であり、とりわけ本学への期待が大きいのがこの連携である。地域の学習機会の拠点として地域住民からの期待も大きく、「幅広い職業人の育成」及び、「地域の生涯学習機会提供の拠点」としての機能に大きな比重を置いている。令和 5(2023)年現在、19 名の本学教員が足立区の各種政策に関わる専門委員、学識経験者として活動している。その他にも、足立区を中心として各種の地域振興イベントに協力している。平成 29(2017)年には「地域連携センター」が設置され、こうした地域連携活動の窓口としての役割を担っている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

学校法人三幸学園及び本学の沿革は以下のとおりである。

昭和 60(1985)年 3 月	学校法人三幸学園設立
平成 19(2007)年 4 月	東京未来大学 こども心理学部を開学 こども心理学科こども心理専攻、こども保育専攻、通信教育課程
平成 23(2011)年 4 月	こども保育・教育専攻へ名称変更、入学定員増員
平成 23(2011)年 9 月	モチベーション研究所 設置
平成 24(2012)年 4 月	東京未来大学モチベーション行動科学部設置 モチベーション行動科学科
平成 25(2013)年 4 月	東京未来大学モチベーション行動科学部 モチベーション行動科学科通信教育課程 設置
平成 31(2019)年 4 月	こども心理専攻を心理専攻へ名称変更

2. 本学の現況

- ・ 大学名 東京未来大学
- ・ 所在地 堀切キャンパス 東京都足立区千住曙町 34-12
六町グラウンド 東京都足立区南花畑 1-14-32
- ・ 学部構成

令和 6(2024)年 5 月 1 日現在

学 部	学 科	専 攻 ・ 課 程
こども心理学部	こども心理学科 同	心理専攻 こども保育・教育専攻 通信教育課程
モチベーション行動科学部	モチベーション行動科学科 同	通信教育課程

・ 学生数、教員数、職員数

令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在

① 学生数

学 部	学 科	専 攻	入 学 定 員	収 容 定 員	在籍学生数				
					1 年	2 年	3 年	4 年	計
こども心 理学部	こども心 理学科	心理専攻	80	320	138	130	104	110	482
		こども保 育・教育 専攻	200	800	201	204	165	197	767
		小 計	280	1,120	339	334	269	307	1,249
モチベー ション行 動科学部	モチベー ション行 動科学科		60	240	80	74	65	71	290
合 計			340	1,360	419	408	334	378	1,539

※平成 31 (2019) 年 4 月 「こども心理専攻」 から 「心理専攻」 に名称変更

【通信教育課程】

学 部	学 科	課 程	入学定員 (編入学)	収 容 定 員	在籍学生数				
					1 年	2 年	3 年	4 年	計
こども 心理学部	こども 心理学科	通信教 育課程	75 3 年次 300	900	144	161	535	530	1,370
モチベー ション行 動科学部	モチベー ション行 動科学科	通信教 育課程	20 3 年次 20	120	31	54	65	72	222
合 計			95 3 年次 320	1,020	175	215	600	602	1,592

② 教員数

令和6(2024)年5月1日現在

学 部	学 科	専 攻 課 程	専任					兼任	
			教授	准教授	講師	助教	助手		合計
こども心理学部	こども心理学科	心理専攻	7	6	2	0	0	15	29
		こども保育・教育専攻	12	14	10	0	0	36	40
	同	通信教育課程	5	3	1	0	0	9	48
	小 計		24	23	13	0	0	60	117
モチベーション行動科学部	モチベーション行動科学科		7	7	2	0	0	16	19
	同	通信教育課程	1	0	1	0	0	2	11
	小 計		8	7	3	0	0	18	30
合 計			32	30	16	0	0	78	147

※専任教員には、特任教員を含む。

③ 職員数

学 部	学 科	課 程	専 任	兼 任
こども心理学部	こども心理学科		45	0
	同	通信教育課程	14	0
	小 計		59	0
モチベーション行動科学部	モチベーション行動科学科		7	0
	同	通信教育課程	1	0
	小 計		8	0
合 計			67	0

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

●学校法人三幸学園の教育理念「技能と心の調和」とミッション「人を活かし、困難を希望に変える」の二つは三幸手帳に記載し明文化している【資料 1-1-1】。

●本学はこの教育理念、ミッションに基づき、本学の教育理念に「技能と心の調和」を掲げ教育の目的を東京未来大学学則第 1 条に明文化している【資料 1-1-2】。

●本学は、平成 16(2004)年 10 月に策定された足立区基本構想審議会による「文化教育区＝高等教育・研究機関の誘致」に沿って設立された。同基本構想は「文化と教育を高め、心の豊かさ誇りを持てる未来を目指す」を使命として掲げており、これを満たすべく、教育の目的を設定している【資料 1-1-3】。

●また、教育の目的は、学生便覧・履修の手引き、教員ハンドブック、大学パンフレット、学生募集要項、本学公式ウェブサイトに記載し、学内外の周知に努めている【資料 1-1-4】。

1-1-② 簡潔な文章化

教育の理念、教育の目的、大学のミッションは、下記の通り簡潔な文章としている。

●教育理念

「技能と心の調和」

●教育の目的

「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。」

●大学のミッション

「教育・研究・社会貢献機能を通じ、人を活かし世の中の困難を希望に変える」

1-1-③ 個性・特色の明示

●「技能と心の調和」を大学の教育理念として、高度な専門的知識や技能を学び、人間性や意欲を高める教育を展開することにより真に社会に役立つ人間を育成することを本学の個性・特色とし、東京未来大学学則第 1 条に明示している【資料 1-1-2】。

●こども心理学部

前述の点に加え、「科学者-実践家モデル」を教育の基本に据え、大学での学びと現場で

の実践の両面を重んじ、机上で学んだことを実践に移し、また実践から学んだことを机上の学習に生かすという、学習と実践の循環を重視し、常に知識・技能を実践に結びつけることを個性、特色とし、こども心理学部そして、学部内のこども保育・教育専攻、心理専攻並びに通信教育課程の教育に反映させている【資料 1-1-5】。

●モチベーション行動科学部

モチベーション、特に仕事へのモチベーションに関する高度な専門知識とその知識を職業人として組織で活用できる能力を修得することを個性、特色とし、モチベーション行動科学部の教育の目的並びに通信教育課程の教育目的に反映させている【資料 1-1-5】。

●指導体制やそれ以外の個性、特色

下記の点も本学の個性、特色である。

- ①少人数教育体制で学生一人ひとりへのきめ細やかな指導【資料 1-1-6】。
- ②クラス担任と CA による学生支援体制【資料 1-1-7】。
- ③教育の目的である社会貢献のために地域連携センターを設置【資料 1-1-8】。
- ④社会人への教育の場の提供として通信教育課程を設置【資料 1-1-9】。

1-1-④ 変化への対応

●開学以来、教育理念、教育の目的、大学のミッションは変更していない。現段階では修正、変更は不要と判断している。

●令和 3(2021)年度より自己点検・評価・改善委員会の指摘に基づき、教育の目的の適切性を毎年度検証し、その結果を全学教授会に報告する仕組みとした【資料 1-1-10】。また、外部へ公表している媒体も毎年、公表内容に誤記載がないかを確認している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

●令和 3(2021)年度より教育の目的、三ポリシー、教育課程編成の検証を毎年度実施する仕組みとした。毎年度、検証することで社会情勢の変化に対応できる体制を継続して行く。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

●本学のミッション・ビジョン及び教育の目的は、学園理事会で制定されている理念、大学設置趣旨を踏まえて決定している。

●令和 3(2021)年度より自己点検・評価・改善委員会の指摘に基づき、教育の目的の適切

性の検証を毎年度実施し、その検証結果を全学教授会に報告する仕組みとした【資料 1-1-10】。全学教授会には EM 局長、EM 局次長も職員を代表して構成員となっており、教育の目的の検証に関与できる組織となっている。

●毎年春と秋に全教職員参加で行われる全学教職員連絡会議(以下「全体会議」という。)で、教育の目的を含めて、大学の方針、活動状況等の説明があり、全教職員からの理解、支持を得られる仕組みとしている【資料 1-2-1】。

●教育の目的を定める東京未来大学学則の変更は、大学戦略会議の審議を経て、全学教授会で協議了承後、理事会にて決定している。学長は学園理事会の理事であり、大学の運営状況や意見なども理事会に反映している【資料 1-2-2】。

1-2-② 学内外への周知

教育の目的は下記の手法で学内外に周知している。

- 教職員、在学生: 本学公式ウェブサイト【資料 1-2-3】
学生便覧・履修の手引き【資料 1-2-4】
- 新入生: 入学式式辞【資料 1-2-5】
オリエンテーション【資料 1-2-6】
- 新入生保護者: 入学後の保護者説明会【資料 1-2-7】
- 受験生と保護者: 本学公式ウェブサイト、大学案内【資料 1-2-8】、学生募集要項【資料 1-2-9】
- 卒業生、産業界: 本学公式ウェブサイト、企業向け資料【資料 1-2-10】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

●本学の教育の目的を継続して達成するため、令和 2(2020)年度に中長期計画(教学)を制定し【資料 1-2-11】、この計画を目ざすために、各委員会、センターも中長期計画を策定した【資料 1-2-12】。この計画は令和 7(2025)年 3 月で終了するため、第Ⅱ期中期計画(教学)を策定し令和 6(2024)年度末までに発表予定である。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的及び教育目的は、三ポリシーに次のように反映させている。

●ディプロマ・ポリシー

本学の使命・目的及び教育目的を反映し「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献しうる人材に学位を授与する」としている。

①こども心理学部: 学位授与に値する要件を明示し、さらにこども保育・教育専攻、心理専攻のそれぞれにおいて、養成する人材像を具体的に明示している。

②モチベーション行動科学部: 3 つの養成する人材像を明示した上で、身につけるべき技能と知識、卒業後に希望する領域に対応する専門領域の修得を通じて身につけるべき技能と知識を具体的に明示している。

●カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーと本学の使命・目的及び教育目的を実現するために「高度な専門

的知識や技能を身につけるための専門教育、幅広い教養を修得するための一般教育だけでなく、キャリア教育と行事などを融合した本学独自の人間教育を基軸としたカリキュラムを編成する」としている。

①こども心理学部：5つの要件を掲げカリキュラム編成の目的を明示している。さらにそれぞれの専攻における教育目的を達成するため、こども保育・教育専攻では4つの要件を、心理専攻でも4つの要件を示し、カリキュラムが意図するところを明確化して、人材の育成を実現している。

②モチベーション行動科学部：教育課程において、3つの人材像に対応した心理・コミュニケーション、経営、教育の3つの科目群を配置している。3科目群を重複して学ぶことが可能であり、その上でそれぞれの進むべき方向性に対応した科目群を修得することで、育成すべき人材の養成を実現している。

以上から本学の使命・目的及び教育の目的はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに反映されている。

●アドミッション・ポリシー

本学の使命・目的及び教育の目的に適う学生を選抜するため、「本学の理念に共感し、各学部・学科の専門的知識や技術を修得するための意欲が高く、素直な心を持ち、様々な個性、経験、技能を有する学生を受け入れる」としている。

①こども心理学部：「大学及びこども心理学部の教育目標を理解して学びを深め、積極的に人と関わり円滑な対人関係を構築することのできる人間力を持つ学生の入学を期待する。そのためには、常に学修への高い意欲を保持し、こども心理学部の教育及び将来の社会の要請に応える力を身につける積極性が求められる。ついては、様々な活動やボランティア経験及び様々な個性・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針を、各専攻で示し、それに基づく学生の選抜を行う。」としている。さらにこども保育・教育専攻では、受け入れに適う5つの能力・資質を、心理専攻では同じく4つを明示している。

②モチベーション行動科学部：「大学及びモチベーション行動科学部の教育目標を理解し、その目標実現のために、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化させる可能性を持つ学生の入学を期待する。そして、様々な経験を通して得られる人間力を高めていくことのできる学生、豊かな個性・経験・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針をここに示し、それに基づく学生の選抜を行う。」とし、このポリシーを基に求められる5つの人物像を掲げている。

以上の通り、本学の使命・目的及び教育目的は、アドミッション・ポリシーにも明確に反映されている【資料1-2-13】。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

●本学の母体、学校法人三幸学園(以下「学園」という。)は、昭和60(1985)年に設立され、「技能と心の調和」を教育理念とし、「人を活かし、日本をそして世界を明るく元気にする」をビジョンとして全国12都市に展開し、卒業生は24万人を超え(令和5(2022)年5月現在)、我が国の教育に大きく貢献している。

大学1校、短期大学1校、通信制高等学校2校、専門学校65校、特別支援学校1校、保育所39(認可保育園23含む)、認可外保育所4(令和5(2023)年5月1日現在)【資料1-2-

14】。

●本学は足立区の誘致を受けて平成 19(2007)年に設立した。設立には、学園の教育理念の体現、学園の教育成果の蓄積を活かすことのできる領域で保育士、幼稚園教諭、子どもの心の発達に寄り添える人材育成を目的とする学部を構想した。その結果、こども心理学部を設置し、加えて社会人も対象とした通信教育課程も併せて開設した。

●平成 24(2012)年にモチベーション行動科学部を設置し、翌平成 25(2013)年に同通信教育課程を設置した。人々が主体的に活動し、心理的安寧 (well-being) と充実感をもった生活を送ることができるようになるためには、人の活力、意欲、心理的な活動エネルギーを意味するモチベーション(motivation)についての科学的な理解とその実践的な応用は、大きな手がかりを与えてくれる。モチベーション行動科学部の教育目的は、社会で必要とされる「モチベーション」を学び理解することで、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化することのできる人材を養成することに置かれている。

●両学部は通学課程、通信教育課程共に、本学が掲げた使命・目的並びに教育目的を確たる基盤として、社会に役立つ人材を育成する教育研究組織として十分に整合機能している。

●エビデンス集(資料編) 教育研究組織に関する規則及組織図・資料 【資料 1-2-15】

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

●アドミッション・ポリシーに基づき学生を受け入れ、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき教育し社会へ送り出すことが大学の役割であり、社会の負託に応える使命とそれを具現化する三ポリシーとの整合性を常に確認することは、必要な作業である。このため、令和 3(2021)年度より教育の目的、三ポリシー、教育課程編成の適切性について毎年度検証するルールとしたが、今後もこのルールを遵守していく。

●学長ガバナンス体制を強化し、学内各種委員会・センターの連携をこれまで以上に密にしていくことで、大学の使命・目的に整合した教育組織体制並びに研究組織体制の整備も進めていく。

【基準 1 の自己評価】

以下の点から基準 1 を満たしている。

●使命・目的及び教育の目的は、その意味・内容を具体性と明確性を持って設定するとともに、簡潔な文章とし、個性・特色も反映したものとなっている。更に、毎年度検証するルールとしており変化に十分対応できる。

●両学部は教育の目的との整合性に基づき設置されている。

●教育の目的等の変更は法人役員も出席する大学戦略会議と全学教授会の承認が必要で、役員、教職員の意見を反映できる組織となっている。加えて、毎年春と秋に開催する全体会議を通じて全教職員に理解と支持を求めている。学内外の関係者にもさまざまな方法で周知している。

●中長期計画と三ポリシーは教育の目的を反映して策定されている。両学部の設置は教育の目的に叶っており、学部の中長期計画と三ポリシーは教育の目的を反映して策定されている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

●本学の教育理念である「技能と心の調和」に基づき、アドミッション・ポリシーを作成している。

●アドミッション・ポリシーは各学部・学科・課程の教育目的に即して表 2-1-1 に示すように、明確に定められている。

【表 2-1-1 大学および各学部・専攻のアドミッション・ポリシー】

<p>大学【資料 2-1-1】アドミッション・ポリシー</p> <p>本学の理念に共感し、各学部・学科の専門的知識や技術を修得するための意欲が高く、素直な心を持ち、様々な個性、経験、技能を有する学生を受け入れる。</p>
<p>こども心理学部（全体）</p> <p>大学及びこども心理学部の教育目標を理解して学びを深め、積極的に人と関わり円滑な対人関係を構築することのできる人間力を持つ学生の入学を期待する。そのためには、常に学修への高い意欲を保持し、こども心理学部の教育及び将来の社会の要請に応える力を身につける積極性が求められる。ついては、様々な活動やボランティア経験及び様々な個性・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針を、以下に示し、それに基づく学生の選抜を行う。</p>
<p>こども心理学科こども保育・教育専攻</p> <p>以下の能力・資質を有する人を受け入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学の学びの基礎となる学力を有する。 ○様々な事柄に興味・関心を持ち、自身の経験や知識と関連付けて学ぶことができる。 ○自分の考えを適切に表現し、他者理解を持って人間関係を構築することができる。 ○心身ともに健康であり、積極的に行動できる。 ○未来に希望を持ち、子どもや保育・教育に関心を持っている。
<p>こども心理学科心理専攻</p> <p>以下の能力・資質を持っている人を受け入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもを中心としたあらゆる年代の心理と行動をはじめとし、幅広い内容について興味・関心を有し、人の心の仕組みや働きについて論理的に理解することに積極的である。 ○多様な人々と積極的に関わり、互いに理解し尊重し合ったうえで適切な対人関係を構築すること及びその対人関係の構築について心理面からの理解と充実した表現方法による円滑なコミュニケーションを行うことに意欲的である。

○教育・保育・福祉機関をはじめとする学外の様々なボランティア活動を通して、人を取り巻く社会について理解するとともに、社会貢献などでの関わりに積極的である。

○上記を実現するにふさわしい学力・知力、そして豊かな発想力を備えている。

こども心理学科通信教育課程

大学及びこども心理学部の教育目標を理解して学びを深め、積極的に人と関わり円滑な対人関係を構築することのできる人間力を持つ学生の入学を期待する。そのためには、常に学修への高い意欲を保持し、こども心理学部の教育及び将来の社会の要請に応える力を身につける積極性が求められる。については、大学内外における様々な活動やボランティア経験及び様々な個性・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針をここに示し、それに基づく学生の受け入れを行う。

○様々な事柄に興味・関心を持ち、自身の経験や知識と関連付けて学ぶことができる。

○自分の考えを適切に表現し、他者理解をもって人間関係を構築することができる。

○子どもを中心としたあらゆる年代の心理と行動をはじめとし、幅広い内容について興味・関心を有し、心理学的観点からもその背景やプロセスについて論理的に理解することに積極的である。

○多様な人々と積極的に関わり、互いに理解し尊重し合ったうえで適切な対人関係を構築すること及びその対人関係の構築について心理面からの理解と充実した表現方法による円滑なコミュニケーションを行うことに意欲的である。

モチベーション行動科学部（全体）

大学及びモチベーション行動科学部の教育目標を理解し、その目標実現のために、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化させる可能性を持つ学生の入学を期待する。そして、様々な経験を通して得られる人間力を高めていくことのできる学生、豊かな個性・経験・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針をここに示し、それに基づく学生の選抜を行う。

○高等学校での教育課程を幅広く修得している。

○モチベーション行動科学部で学ぶことに強い意欲をもっている。

○豊かな発想力をもち、主体的に考え行動することができる。

○人とよく関わることのできる対人関係能力・技能をもっている。

○困難や課題を乗り越えた経験をもっている。

モチベーション行動科学部通信教育課程

大学及びモチベーション行動科学部の教育目標を学び・理解することにより、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化させる可能性を持つ学生の入学を期待する。そして、様々な経験を通して得られる人間力を高めていくことのできる学生、豊かな個性・経験・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針をここに示し、それに基づく学生の受け入れを行う。

○モチベーション行動科学部で学ぶことに強い意欲をもっている。

○豊かな発想力で主体的に考え行動することができる。

○企業人や公務員、各種法人職員等として活躍しながら、モチベーションについて学ぶことにより、組織貢献を希望している。

○社会の一線を退き、家庭や地域コミュニティの中で生きつつ、その対人関係及びコミュニケーションの円滑化や活力の向上を求めて、学びに興味をもっている。

●本学のアドミッション・ポリシーは、学生募集要項および本学公式ウェブサイトを通して公開されている【資料 2-1-1】。

●学生募集要項は、オープンキャンパスでの配布をはじめ、本学公式ウェブサイト（スマートフォン向けサイト含む）、電話やファックス等による請求、各種ウェブ媒体、各種進学情報誌を通して容易に入手することが可能である【資料 2-1-2】。

●通学課程においては、オープンキャンパスや本学主催の入試説明会、企業主催の大学説明相談会、高大連携講座、高等学校の要請による出前授業、高等学校の訪問（進路指導担当者への説明や進学ガイダンスへの参加）、高等学校の生徒（1・2年生を含む）のキャンパス見学などの機会を活用し、大学案内や学生募集要項を使用しながらアドミッション・ポリシーについて説明し、周知を図っている【資料 2-1-3】。

●通信教育課程においても、入学説明会などの機会において大学案内や学生募集要項を使用しながら、入学希望者に対してアドミッション・ポリシーについて説明をし、周知を図っている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

●本学は、アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜を、公正かつ妥当な方法により適切な体制の下で運用している。

●本学の入学者選抜は、「東京未来大学入学者選考規程」【資料 2-1-4】に基づいて設置された学部入試委員会がこれを行っている。全学入試委員会の所掌する現行の入学試験の種別は、資料の通りである【資料 2-1-5】。

●各入試種別の趣旨に照らし合わせ、特に優秀で、他の学生を牽引できる資質を持つ者を特待生とする制度を導入している。

●入学者の選抜方法を多様化することにより、受験生の入試種別の選択肢を増やし、多様な学生、つまり様々な個性・経験・技能を持った学生を幅広く受け入れることに努めている。本学の入学者選抜の実施方針、入試詳細、学生募集要項に関する事項等は、全学入試委員会において協議された後、学長が決定する【資料 2-1-6】。

●入学試験は、全学入試委員会管理、運営のもとで採点が行われ、採点は公平性を担保するため、受験生情報を伏せて行われている。出題者を含めダブルチェックを行い、採点ミスの発生を防いでいる。合否判定は、各学部入試委員会が、各入試種別により課している学力試験、面接、小論文等の採点結果をもとに審議し、合格者案を作成する。合格者案は全学入試委員長（学長）の承認を得て、各学部教授会に回付され、各学部教授会は当該合格者案を審議し、合格者の決定を行う【資料 2-1-7】。決定結果に基づき学長が入学を許可する。

●通信教育課程においては、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 19 条、「東京未来大学入学者選考規程」第 2 条第 2 項に基づき書類による入学者の選考を行っている。書類選考の基準および方法は「入学選考の基準及び合否処理の手順に関する申し合わせ（通信教育課程）」に定め、通信学務委員が志望理由書をもとに合否判定案を作成し、全学教授会によってこれを決定し、決定結果に基づき学長が入学を許可している。入学の目的がア

ドミッション・ポリシーから大きく逸脱していない限り、幅広く学生の入学を受け入れている【資料 2-1-8】。

●各入試種別で入学者の特性を分析し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の検証していく。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

●学部別入学定員、入学者数、入学定員充足率と、過去 5 年間の平均入学定員充足率は、表 2-1-2 に示す通りである。本学公式ウェブサイトにおいて、各学部・専攻の志願者数、合格者数、入学者数を公表している。

【表 2-1-2 過去 5 年間の学部別入学定員充足率と過去 5 年間の平均入学定員充足率】
(単位：人数、%)

学部・学科	専攻		R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	5 年平均
こども心理 学部こども 心理学科	心理専攻 ※	入学定員	80	80	80	80	80	80.0
		入学者	117	126	126	126	138	126.6
		入学定員 充足率	146.3	157.5	157.5	157.5	172.5	158.2
	こども保 育・教育 専攻	入学定員	200	200	200	200	200	200.0
		入学者	201	198	177	198	201	195.0
		入学定員 充足率	100.5	99.0	88.5	99.0	100.5	97.5
	合計	入学定員	280	280	280	280	280	280.0
		入学者	318	324	303	325	339	321.8
		入学定員 充足率	113.6	115.7	108.2	116.1	121.1	114.9
	通信教育 課程	入学定員	75	75	75	75	75	75.0
		入学者	77	103	108	131	140	111.8
		入学定員 充足率	102.6	137.3	144.0	174.7	186.6	149.0
		編入学定員	300	300	300	300	300	300.0
		編入学者	271	312	369	423	433	361.6
		編入学定 員充足率	90.3	104.0	123.0	141.0	144.3	120.5

※平成 31 年 4 月「こども心理専攻」から「心理専攻」に名称変更。

※通学課程は編入学者を含まない。

※通信教育課程は入学者に前年の秋入学者を含む。編入者も含む。

学部	学科		R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	5年平均
モチベーション行動科学部	モチベーション行動科学科	入学定員	60	60	60	60	60	60.0
		入学者	76	72	70	74	81	74.6
		入学定員充足率	126.7	120.0	116.7	123.3	135.0	124.3
	通信教育課程	入学定員	20	20	20	20	20	20
		入学者	25	28	30	45	31	31.8
		入学定員充足率	125.0	140.0	130.0	225.0	155.0	159.0
		編入学定員	20	20	20	20	20	20
		編入学者	39	44	40	51	39	42.6
		編入学定員充足率	195.0	220.0	200.0	255.0	195.0	213.0

※入学者は各年の5月1日現在

- こども心理学部・心理専攻、モチベーション行動科学部のそれぞれ、定員充足することが見込まれる。
- スチューデント・アシスタント(以下「SA」という。)の運用の強化により、教育環境の維持に努めている。
- 入学試験問題は、全学入試委員会から問題作成を委嘱された専任教員を中心に作成している【資料2-1-9】。

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

- 本学のアドミッション・ポリシーは、教育理念に基づき、各学部・学科の教育目的に即して明確に定められている。今後も様々な観点から、定期的にアドミッション・ポリシーの点検と改善を行っていく。またアドミッション・ポリシーに即した入試が実施され、合否判定の適格性が担保されることを推進する。
- アドミッション・ポリシーに即した入試の検証では、インスティテューショナルリサーチ(以下「IR」という。)センターを中心にこれまでも学生情報の集約を行っているが、今後も入試種別や受験時期、得点などの各種入試情報のほか、入学後の成績や学籍移動状況、学内活動状況といった関連データとの突合せや分析を継続し、入学者選抜の検討や改善に

つなげていく。

- 入試問題については、すべての入試において専任教員を中心に問題を作成する。
- 全学入試委員会が中心となり、入学前教育プログラムについての検証を継続し、改善を進めている。入学予定者全員に対して行っている入学前教育プログラムを、入学予定者の90%以上が受講することを目指し、入学後の学びへの接続が円滑に進むようにする。
- こども心理学部心理専攻及びモチベーション行動科学部通信教育課程については、入学定員充足率の大幅な超過が続いている。適切な充足率の管理に向けた対応策を引き続き検討していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

- 組織規程に基づいて教職員の組織的な連携体制を確保するとともに、『求める教員像』『求める職員像』を定めて教職員の積極的な学生への関わりと教職協働の方針を示している【資料 2-2-1】。
- エンrollment・マネジメント局（以下「EM局」という。）、各学部学科等、入試委員会（全学入試委員会・学部入試委員会）、教務委員会、学生生活委員会、保健室、学生相談室等が連携して、次のような学修支援策を講じている【資料 2-2-2】。
 - ①入学までの学習意欲の継続と向上を目的とした「入学前教育プログラム（基礎力アップドリル・入学前ゼミナール）」の実施（全学部対象）。
 - ②基礎学力の把握と向上を目的とした『基礎国語力育成プログラム』の実施（こども心理学部・1年生対象）。
 - ③学修・研究の基礎となる問題把握・論文読解能力の定着を目的とした1年次必修科目『基礎演習Ⅰ・Ⅱ』の設置（モチベーション行動科学部・1年生対象）。
 - ④履修指導、学生生活におけるマナーや支援、学生の目標設定等を目的とした『新入生オリエンテーション』『スタートアップセミナー』（全学部・1年生対象）、『新年度オリエンテーション（全学部・2～4年生対象）』の実施。
 - ⑤中途退学等の防止、成績不良の改善、学生生活全般の支援を目的としたキャンパスアドバイザー（以下「CA」という。）による『学生生活面談（全学部・全学年対象・每学期1回以上）』と『GPA面談（全学部・全学年・成績不良者対象）』の実施。
 - ⑥『障がいのある学生（受験生を含む。）の学修支援に関わる基本方針』に基づく教育上の合理的配慮や修学支援の実施。
- 上記の学修支援を実現するために、学部・専攻別にクラス制を導入し、EM局所属のCAと専任教員のクラス担任を配置している【資料 2-2-3】。
- 通信教育課程においてもCAを配置し、入学から卒業に至るまでの学修・学生生活を支援

している。具体的には、授業担当教員と連携の上、学生の履修状況や取得を希望する資格・免許を把握し、学修システム（Communication and Learning System(以下「CoLS(コルズ)」という。)、メール、電話等の連絡手段を用いて、履修相談や学修の進め方のアドバイス、成績不良者への個別連絡等の学修支援策を講じている。また、新入生を対象とした『WEB オリエンテーション（動画公開）』を実施している【資料 2-2-4】。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

●教員の教育活動を支援するために、『ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）に関する規程』『スチューデント・アシスタント（以下「SA」という。）に関する規程』を定め、担当教員の申請により TA あるいは SA を採用し、研修を実施した上で教育補助業務に活用している【資料 2-2-5】。

●授業時間のみならず授業内容等に関して担当教員から直接指導が受けられるように、授業期間内の週 60～90 分あるいは学修システム上のフォーラム機能やメールを用いて全学的にオフィスアワー制度を実施しており、シラバスに明記することで学生に周知している【資料 2-2-6】。

●令和 2(2019)年度に「障がいのある学生の学修支援に関わる基本方針」を定め、本学ホームページに掲載している。【資料 2-2-2】

●『学修上の配慮と手続きに関する事前説明シート』を用いて希望を募り、所定の手続きを経て学修上の支援内容を決定し、教職員に周知することにより、障害のある学生への配慮を実施している【資料 2-2-7】。

●EM 局所属の CA が中心となって実施する学生面談や GPA 面談を通して、学生一人ひとりの学修状況を把握し、中途退学、休学及び留年等の実態及び原因分析、改善方策の検討をきめ細かく実施している【資料 2-2-8】。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

●教職員協働によるきめ細かな学修支援体制が本学の特色・強みであり、特に CA の配置は他大学にはない魅力の一つとなっていることから、これからも学修支援体制を維持・向上させていく。

●教育の質の向上、学修支援体制の強化、教員の負担軽減を目的として、TA と SA の 増員、支援内容の科目間格差を是正するための一定のガイドラインや業務マニュアルの策定を検討していく。（『CA ハンドブック』『教員ハンドブック』の更新）

●学内外で実施している各種のアンケート調査・データ収集をもとに、IR センターが中心となって学修支援体制の効果検証の実施を検討していく。

●学友会組織である『ピアサポーター』について、学友会自治委員会と EM 局が協力して組織の再編を進めることにより、学生相互の学修支援体制の強化・充実を図る。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

●キャリア教育のための支援体制

①本学では、「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を養成する」という教育目的に基づき、独自の「キャリア科目」を設置するとともに就職サポートを実施している。1年次で就学力、2年次で就業の基礎力を身に付けさせ、3・4年次で主体的に進路を選択する就活力が発揮できるよう、自ら行動し社会に貢献できる人材を輩出することを目的にキャリア教育を行っている【資料2-3-1】。更に、3年次からは、ゼミ担当教員が中心となり、担当CAと連携しながら、キャリア支援を進めている【資料2-3-2】。

②1年次の必修科目「カレッジ&キャリアスキルズ」では、大学基礎講座（履修指導から、ノートの取り方、レポートの書き方など）、学士力、「成功の法則」等、大学生活や研究スキルに主眼を置いた教育課程を実施している。

③2年次の必修科目「キャリアデザイン」は、自ら行動し社会に貢献できる人材の育成を目指し、職業観の醸成と論理的思考力、情報発信力を養う教育課程を実施している。学生が自主的に職業を調べて発表する職業探検、論理的思考力を養う小論文作成、社会人基礎力、チームビルディングなど、ワーク中心の実践的教育課程を組んでいる。これらは、3・4年次のキャリアガイダンスに引き継がれ、就活力を高める教育課程に移行する。なお、キャリア科目では上記を軸にして、必修科目「プレゼンテーションⅠ・Ⅱ」（1年次）、「国語表現」（1年次）の他、社会人の現場体験を聞きグループワークを通じて就業意識を醸成する「キャリアモデル・ケーススタディ」「キャリア形成論」「事例で学ぶビジネス」等の選択科目の拡充も図っている【資料2-3-3】。以下はキャリア教育の具体的な展開内容である。

④3・4年次のキャリアガイダンスは、一般企業希望者、福祉・保育職希望者別に学生の就職活動準備時期に合わせ、月1～2回程度実施している。一般企業希望者向けには、内定者・卒業生座談会、自己分析、業界研究、インターンシップ、ビジネスマナー、履歴書/ES（エントリーシート）対策、面接対策講座、グループディスカッション対策講座、学内企業説明会などがある。本学学生の資質、志望先に合わせた教育課程を独自に組み、そこから興味、思考を広げて、業界や企業を体系的に見つけていくことを勧めている。福祉・保育職希望者向けには、内定者・卒業生座談会、自己分析、履歴書対策等に加え、福祉・保育系教員と連携し、2～3月に福祉・保育職合同模擬試験を開催している。福祉・保育職分野の選考を想定し、面接や手遊び、読み聞かせ等を課す模擬試験を行っている。また、ピアノ指導等の実技試験対策を行い、レベルの底上げを図っている。その他、筆記試験対策、小論文対策、公務員試験対策講座など学生のニーズに合わせた教育課程を用意している【資料2-3-4】。

⑤インターンシップは、就業体験の貴重な機会であり、学生の専攻や志向に合わせて1年次より随時斡旋している。インターンシップ参加学生には、日報およびインターンシップ成果報告書により、日々の学びを記録させて体験の定着を図っている。例年3年次には、インターンシップ・マッチングセミナーを学内にて開催し、10社程度の企業を招聘して学

生のインターンシップへの参加を促進している。また、足立区内の企業で地域密着型のインターンシップを実施している。保育職希望の学生には、保育所や学童保育施設でのボランティアも斡旋している。例年は、1年次から足立区と連携し認可保育所への1日保育体験や、日本労働者協同組合ワーカーズユープ連合会が運営する学童施設への施設体験、足立区内の小学校への小学校現場体験など、早期から就業体験をすることで、就業観の育成を図っている【資料2-3-5】。

⑥資格取得についても、子ども関連、保育関連分野への就業力強化のため推進を図っている。チャイルドボディセラピスト、キッドビクス、色彩検定等、学生のニーズに合わせた資格講座を用意している【資料2-3-6】。

●就職・進学に対する相談・助言体制

本学の就職・進学サポートは「キャリアセンター」（企業・公務員・進学希望者向け）と「心理実習指導室」（心理職に関心を持つ学生、資格取得を目指す学生向け）、「保育・教職センター」（福祉・保育・教職希望者向け）が担っている。CA及びキャリアセンター特任教授が学生一人ひとりにきめ細かく対応し、面接練習など適切な指導を行っている。通信教育課程の学生に対しても、担当CAを配置しているが、社会人学生が中心であるため、オフィスアワーにおいて教員が電話やメールなどによって対応できるようにしている【資料2-3-7】。

①キャリアセンター

キャリアセンターでは、CA及びキャリアセンター特任教員で週1回の打ち合わせ（センター内では「就職係会議」と称している。以下ではこの呼称を使用する。）を行っている。学生の就職活動状況の課題と対応策を協議し、キャリアガイダンス、学生個別の就職相談、求人情報の提供等に会議で共有した情報をタイムリーに反映させている。一方、大学院などへの進学希望者に対しては、ゼミ担当教員とCAが中心となって、学生が希望する進路先への進学指導を行っている【資料2-3-8】。

また、学内にキャリアカフェを設置し、学生がキャリアに対して早期から興味を持ち、気軽にキャリアに関する情報を取得できるように相談環境に配慮している。キャリアカフェを利用したイベントを定期的実施しており、実際に企業で活躍している社会人や、本学卒業生をゲストに招き、就業観醸成の一助とするとともに、低学年からキャリアカフェを利用するきっかけ作りとしている【資料2-3-9】【資料2-3-10】。

キャリアセンターが3・4年次生に提供する主要なサポート内容は以下の通りである。

ア. キャリアガイダンスの企画から実施：価値観ワーク、自己分析、業界研究、インターンシップ、ビジネスマナー、履歴書/ES対策、面接対策講座、学内企業説明会など。

イ. 個別相談：進路相談全般、履歴書/ESの添削指導、模擬面接など。

ウ. 求人情報の提供：学内ポータルサイトである「みらいナビ」に随時掲載するとともに閲覧可能な求人ファイルをキャリアセンター内に設置。

エ. 学内企業個別説明会

オ. その他：就職活動関連書籍の閲覧、就職活動用PCの使用。

個別相談では、学生の自主的な予約面談のみならず、半期に一度、クラスごとに担当のCAが面談を実施し、就職活動に消極的な学生、自主的に相談に来られない学生をもれなくフォローするよう努めている。「就職係会議」等により学生個々の就職活動状況を共有する

とともに、必要に応じてCA、クラス担任教員、ゼミ担当教員より卒論等学業の進捗状況を確認し、メンタル面のサポートを含め、各学生に適した指導、助言を心がけている。求人情報の提供としては、学部ごとの特質を踏まえ、学内ポータルサイト「キャリアタスUC」やキャリアカフェ内の閲覧ファイルにて、求人情報データベースを構築し、全学生に開放して情報提供している。また、学生との個別面談結果に応じて、個々の学生の志向に応じた求人を発掘し、紹介するよう努めている【資料2-3-11】。

進路決定者に関しては、「進路決定報告書」及び「就職活動レポート」の提出を義務付け、学生個々の状況を把握し、成果確認を行っている。なお、「就職活動レポート」はキャリアセンター内にファイリングし、学生が閲覧できるようにしている。また、通信教育課程では、学生の大半は現職を持つ社会人であるため、就職支援のニーズは低いものの、転職や就職あるいは大学院志望者にはゼミ担当教員やCAが随時サポートを行っている。

②心理実習指導室

心理実習指導室では、心理実習指導室の特任教員が、心理職への職業的意識を高めるために現任の外部講師等と呼び、講演会を開催している。また、心理系大学院進学を希望する学生向けに、心理系の英文講読の勉強会（毎週2講座）と個別指導を実施している。さらに、心理実習や心理演習に関する学生からの個別の相談を受け付けている。また、大学院選び、志望理由書や研究計画書の作成、面接対策などに関して指導している。

③保育・教職センター

保育・教職センターでは、各学部の専任教員、保育・教職センター特任教員、CA及び実習事務職員によって構成される「保育・教職センター会議」を毎月1回、定例で開催している。実習指導や就職支援における課題を共有・協議し、保育・教育及び福祉職を目指す学生の支援について各種検討している【資料2-3-12】。

保育・教職センターには、保育・教育及び福祉職の求人票や参考書、就職活動報告書、絵本・紙芝居などが設置されており、学生が自由に閲覧することができる。また、ピアノ個別指導や保育技術に関する対策講座なども行っている【資料2-3-13】。

就職支援は、小学校希望者と福祉・保育職希望者に分け、それぞれで行っている。小学校教員を希望する学生については、筆記試験対策や面接試験対策を中心とした教員採用試験対策を行っている。福祉・保育職を希望する学生については、私立希望者、公立希望者、施設希望者など希望進路に合わせたプログラムを通じて就職活動への意欲を高めるよう工夫している。また、毎年、就職模擬試験を実施しており（施設希望者：3年次1月、効率希望者：3年次3月、私立希望者：4年次8月）、就職活動が本格化する前の模擬試験によって、学生個人が自己の課題を見つけ、本番に向けた準備を行う機会としている。

公立保育所・幼稚園を目指す学生向けには、外部委託（有料）による公務員対策講座を3年次12月より開催し、筆記試験対策を実施している【資料2-3-4】。

なお、中学校・高等学校教員希望者（モチベーション行動科学部）については、上述の内容と同様の支援を学部の専任教員と保育・教職センターの特任教員が個別に対応している。

●卒業後の就職サポート

キャリアカウンセリング（就職・転職相談）、求人情報の提供、履歴書・職務経歴書作成に関する相談、大学施設の利用など大学在学時と変わらないサービスを提供している【資

料 2-3-14】。なお、保育系の就職先を中心に、教員、CA、キャリアセンター職員が分担し、卒業年の夏にお礼訪問を実施している。これにより、就職後の学生の状況を把握するとともに、受け入れ先との関係の強化に努めている。

開学以来、本学は独自のキャリア教育、就職支援体制の構築に努めてきた。開学1期生以降、就職内定率は90%以上を維持しており、令和5(2023)年度の就職率(卒業生分母)は、93.6%(就職者数351/卒業生数375)であった。このうち上場企業内定者は33名(一般企業就職希望者178名の18.5%)と少数ではあるものの、就職先の業種は年々幅広くなっている【資料2-3-15】【資料2-3-16】。なお、通信教育課程では、学生の大半は現職を持つ社会人であるため、就職支援のニーズは低いが、転職や就職あるいは大学院志望者に対してはゼミ担当教員やCAが随時サポートしている。その他、障がいのある学生向けの求人紹介や就職支援等もキャリアセンターで実施している【資料2-3-17】。

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

●保育・教職センターでは就職先(保育・福祉職)へのお礼訪問を行い、卒業生の働く様子を見て、園・施設等のニーズを聴取してきた。また、本学の教育(学士力)が社会(就業先)において役立っているかどうかを調べるために、卒業生の就職先(小学校、保育園・幼稚園、及び福祉施設)を対象としたアンケート調査を実施している。今後は、調査方法及び調査項目等の改善を行う予定である。同時に、卒業生に対しては本学の教育(学士力)がどの程度身についたかを質問する過年度卒業生アンケートを行っている。回答者数を増加させることや、魅力ある質問項目にするべく引き続き改善を行っていく予定である。なお、通信教育課程では学生の大半が既に現職を持つ社会人であるため、就職先を対象としたアンケート調査は実施しないが、卒業生自身は本学の教育が自分の仕事においてどのように活かしているかを知るために、令和5(2023)年度より通信教育課程の「過年度卒業生アンケート」を開始した。

●令和4(2022)年度にインターンシップの科目を新設し選択科目として単位化するためにキャリアセンター案を作成し大学戦略会議の承認を得たので、令和5(2023)年度は科目としての要件を整え教務委員会で承認され、次の段階に進んでいる。このインターンシップ科目は令和7(2025)年度入学生から対象となる予定である。

なお、通信教育課程では学生の大半が既に現職を持つ社会人であるため、インターンシップは実施しない。

●心理臨床センターでは、心理演習・心理実習を履修する学生の増加(現時点での定員は30名)に伴い、心理実習先の開拓を行う。その際、従来型の見学中心の実習だけでなく、新たに同一の実習先に数日過ごし、利用者との関わり方の指導を受ける体験型の実習を開始する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

「基準項目2-4を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

●学生生活の安定のための支援として、教職員による学生支援体制に加え、学生生活委員会や在学生で組織された学友会とともに、学生相談室や保健室等が設置されている。学生はクラス担任教員及びクラス担当 CA との個別相談などを日常的に活用でき、常に複数の教職員から多面的な支援を受けられるようになっている。

●教職員による学生支援

学部・専攻・学年ごとに担任教員及び CA を配置することによって、入学から卒業まで、修学指導を含めた学生生活全般において学生に対応し、必要に応じて適切な指導、助言を行っている。具体的には、入学直後から、クラス担任である教員は学修の支援をおこない、クラス担当 CA は履修支援を含む学修と学生生活全般を広範にサポートし、両者で役割の分担と連携を図っている。また、学生に関する情報の共有化と支援の多様性を目指して、こども心理学部では専攻・学年ごとに「担任・CA 会」を組織するとともに、その代表者会議を毎月開いて学生のあらゆる面に対して細やかかつ総合的な支援ができるようにしている。モチベーション行動科学部では、クラス規模が小さいため、頻度などは決まっていなが、適宜担任・CA 間での打ち合わせを行っている。教職員による学生支援は、オリエンテーションやガイダンスの機会に、学生生活の改善や向上にかかわる啓発や、MIRAI.FES.等の年間を通した行事の際にも行われている。

●学生生活委員会等による学生支援【資料 2-4-1】

①学生生活委員会は、専任教員及び CA で構成されているが、特に学友会活動・課外活動への支援、プロジェクトへの支援、学内生活環境の改善や学生の意識向上、障がい等がある学生への支援、ハラスメント防止、保健室、学生相談室との連携、学生生活実態調査及び卒業生アンケートの集計・報告書作成などを行っている。学生生活委員会は、以上のことをうまく機能させるために、CA とともに、学友会との連携を重視している。なかでも学友会の「クラブ委員会」や「学生委員会」は、学生支援と密接な関連があり、学生の日々の活動をサポートし、そのことにより学内全体の環境整備を図っている。

②学生の表彰にも力を入れており、その一つに学生生活委員会の運営による「みらいプロデュース」が挙げられる。「みらいプロデュース」は、学生生活委員会が募集するもので、本学の教材や玩具の開発、地域貢献等の企画を学生や教職員が応募し、優秀な者あるいはグループを選考に基づき表彰しているものである。このほか、「未来賞」、「学長賞」、「こども心理アドバイザー賞」、「奨励賞」などがある。

●奨学金など学生に対する経済的な支援

学生の経済的な支援策としては、以下に取り組んでいる。令和 4(2022)年 4 月より経済困窮学生に対する本学独自の取組として「みらい奨学金制度」を開始した。

①特待生学費免除制度【資料 2-4-2】

総合型選抜(A 日程)、学校推薦型選抜、一般選抜(A 日程)における成績優秀者で特待生受験意思のある者に対し面接試験を経て学費免除の可否を決定する。免除内容は、50 万円・30 万円・10 万円の 3 種類で、成績・面接の内容により以降 4 年間の継続が判定される。良好な授業出席は最低限の要件である。

②みらい奨学金制度(令和 4 年 4 月開始)【資料 2-4-3】

経済困窮学生に対する奨学金制度。返還義務は原則なし、授業料の減免、1年間で終了。

③日本学生支援機構が行う奨学生の推薦

希望する者に対し推薦を行っているが、在学生の約3割が奨学生である【資料2-4-4】。

④その他の奨学生

各地方自治体等による制度などの情報提供に努めている。

⑤アルバイト情報提供

本学の学生として適切で就業体験に役立つ優良なアルバイト情報を学生向けに学内掲示し、情報提供を実施している。

●学生の課外活動への支援

①本学では、学生生活支援をより効果的にするために学友会を組織している。学友会は、正課教育のみでは得がたい知識、経験、技術、体力の養成・修得を課外活動によって補足し、豊かな人間性を育み、優れた人格を形成し、自主・自律の精神を培うことを目指し、本学学生全員を正会員、本学教職員を特別会員として組織し、学長が会長を務める。

②学友会内に、正会員を構成員とする「自治委員会」を置き、学生の自治組織として運営され、合議機関である「学友会代議員会」の下に、「クラブ委員会」（部活動、同好会）、「広報委員会」、「エコ美化委員会」、「ピアサポーター」、「地域連携推進委員会」、「謝恩会実行委員会」及び「大学祭実行委員会」（MIRAI.FES.）を設置している。特に、ピアサポーターは学生による学生支援の組織であり、新学期ごとの履修相談会などを行っている。

③また、学生生活委員会及びCAが「自治委員会」と連携し学友会活動の活性化を支援するとともに、金銭的及び物的な支援を適宜実施している【資料2-4-5】。

主な支援実績は以下の通りである。

ア. クラブ活動支援

「部」や「同好会」に対し会員数に応じた経常活動費を配賦する【資料2-4-5】。また、特別活動費の申請を認めている。また、大学保有設備の利用を可能な限り認めるとともに、設備の利便性確保を支援している【資料2-4-6】。

イ. 大学祭実行委員会への支援

大学祭実行委員会は、MIRAI.FES.など学内外イベントの企画運営を行っており、学生の自主的な活動を尊重しつつ、CAが同委員会に参画して運営面における指導、相談にあたっている。

●学生の心身に関する健康相談、心理的支援、生活相談について

学生に対する健康相談、心的支援等に関しては、CAが第一義的な相談窓口として対応にあたっている。専門的な対応として、健康面においては保健室を設置し、看護師等医療従事者が配置されている。週5日で開室しており、学生の健康相談や保健対応にあたっている【資料2-4-7】【資料2-4-8】【資料2-4-9】。

●心理的支援においては学生相談室(心理臨床センター)を設置し【資料2-4-10】、公認心理師を配置している。原則、予約制でカウンセリングを実施している。また、新入生対象のメンタルヘルスチェックを実施し、自ら相談室に来室することが難しい学生が無理なく来室し、さまざまな要望、意見等を汲み取ることができるようになっている。学生相談室の来室概要や来室記録を詳しくとることによって学生の心理状況を把握し、要望をとらえやすい状況になるよう努めている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- 学生の成長支援という観点においては、CAによる定期的な面談を通して、PDCAのサイクルを回す中で、学修と実践の環境を重視し、学生の成長に寄与していると評価できる。1年次からの面談を履歴として残しているため、キャリア支援においても過去の活動歴を確認することができるとともに、本人の成長実感を確認することにも役立っている。
- 学生生活委員会を中心に、学内マナーの向上にも力を入れている。学内だけでなく、近隣等も含めた学内外での学生マナー向上について、学生への働きかけを強めるとともに、大学全体として、学内でのマナー向上における策を具体的に検討していく。
- 学友会組織については、自治委員会主導で実施される取り組みを拡充していき、学生主体でマナーに対しての働きかけや、学生視点での授業やプロジェクト活動(行事)の改善提案を今後は増やしていくことを進めていく。そのために、自治委員会とCAとのコミュニケーションの場を積極的に設けていくことが必要であるため、学生組織との連携を強化していく。
- 学生相談室では、令和4(2022)年度からカウンセラーを増員し、学生相談室の体制の充実を図っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目2-5を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

教育目的の達成のため、次のとおり施設設備を整備し、有効に活用している。

●校地

校地名称・所在地	最寄駅	校地面積	用途	備考
(堀切キャンパス) 東京都足立区千住曙町 34番12号	東武伊勢崎線堀切駅下車徒歩2分 京成本線京成関屋駅下車徒歩7分	8,319.51 m ²	校舎	専用 足立区定期借地
(六町グラウンド) 東京都足立区南花畑 一丁目14番32号	つくばエクスプレス六町駅 下車徒歩5分	14,645.76 m ²	運動場 校舎	専用 自己所有
(綾瀬キャンパス) 東京都足立区綾瀬 二丁目30番33号	東京メトロ千代田線綾瀬駅 下車徒歩5分	1,774.25 m ²	校舎	専用 足立区定期借地
(合計)	-	24,739.52 m ²	-	-

●校舎

東京未来大学

校地名 称・所在地	校舎名称	校舎面積	構造	備考
(堀切キャンパス) 東京都足立区千住曙町 34番12号	本館 講義棟A 講義棟B 講義棟C みらいホール(講 堂)	3,028.87㎡ 4,377.44㎡ 3,900.25㎡ 4,038.71㎡ 143.68㎡	鉄筋コンクリート造4階建 鉄筋コンクリート造4階建 鉄筋コンクリート造4階建 鉄筋コンクリート造5階建 鉄筋コンクリート造1階建	専用 自己所有
(六町グラウンド) 東京都足立区南花畑 一丁目14番32号	管理棟 体育館棟	784.27㎡ 2151.61㎡	鉄筋コンクリート造3階建 鉄筋コンクリート造2階建	専用 自己所有
(綾瀬キャンパス) 東京都足立区綾瀬 二丁目30番33号	講義室(5階建のう ち4階) 講義室	714.74㎡	鉄筋コンクリート造5階建	共用
(合計)	-	15,815.6㎡	-	-

●教室・研究室

教室				教員研究室	備考
講義室	実験・実習 室	情報処理学習室	(合計)		
42室	16室	3室	61室	66室	・情報処理学習室の1室は 語学学習施設を兼ねる

●図書館及び図書設備

図書館面積		閲覧座席数		収納可能冊数	
392.60㎡		119席		50,000冊	
図書 (うち外国書)	学術雑誌	電子ジャーナル	視聴覚資料	機械・器具	
66,224冊 (6,387冊)	1,001種	28種	892点	20点	

●体育施設

(六町グラウンド) 体育館棟アリーナ	(六町グラウンド) 屋外クレートコート	(六町グラウンド) 屋外フットサルコート	(六町グラウンド) 屋外テニスコート
894.12㎡	1面	2面	2面

●「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)」に対応するとともに、教育研究施設・設備を整備することを目的として、堀切キャンパス全校舎のLED照明交換工事を令和3(2021)年4月に実施した【資料2-5-1】。

●教育研究施設・設備の更なる充実を図るため、堀切キャンパスに『講義棟C(鉄筋コンクリート造5階建、延床面積4,038.71㎡)』を令和3(2021)年10月に建設・竣工した。【資料2-5-2】。

●教育研究施設・設備の整備を目的として、堀切キャンパス敷地内の外部床補修工事（外構床デザインクリート再塗装・防滑工事）を令和4(2022)年9月に実施し、老朽化した校舎の景観ならびに安全面の改善を図った【資料2-5-3】。

●施設・設備の維持及び運営はEM局が窓口となり、清掃、警備、エレベーター設備、電気関係設備等の保守点検業務について、それぞれ専門業者と委託契約を結んでいる。情報設備については、情報システム部（法人部署）と連携をとって維持・管理を行っている。耐震については、開学前に講義棟A（旧足立区立第二中学校校舎）の耐震診断と十分な耐震補強工事を実施しており、全校舎の安全性に懸念はない【資料2-5-4】。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

●調理・保育実習室、多目的実習室、心理学実験室、情報処理室、LL室、図画工作室、理科室、音楽室、ピアノレッスンルーム等の実習施設を配置し、全館無線LANネットワーク環境が整備され、授業や学習課題等で有効に活用されている【資料2-5-5】。

●図書館には心理学・保育学・教育学・経済学を中心とした蔵書を備えている。専任司書が常時在籍し、平日9時～20時（コロナ禍においては休館あるいは10時～18時）を開館時間とし、申請の上、地域住民にも開放している。コロナ禍より郵送による書籍の貸出・返却、電子書籍の学外利用、当館所蔵資料の複写・自宅郵送サービス、学外資料取り寄せ・自宅郵送サービスを導入することにより、環境整備と有効活用に努めた【資料2-5-6】。また、令和3(2021)年度にラーニングコモンズを講義棟Cに新設し、令和4(2022)年10月から図書館の分室として学生のグループ学習施設（名称は「Sophia」）を整備した。

●教育目的の達成のため、情報処理学習室を4室（うち1室は語学学習室（LL教室）を兼ねる。）を整備するとともに、ノートPCの新入生全員配布（Office365を無償ダウンロード）、全館無線LANネットワーク環境整備、学修システム（CoLS）の導入等によって、教育研究活動におけるIT利用を推進しており、コロナ禍における遠隔授業の配信においても、本環境を活用することができている【資料2-5-7】。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

●開学時からバリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性に配慮しており、エレベーター、スロープ、多目的トイレを設置、整備している【資料2-5-8】。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

●原則として、講義科目については、120名（こども学は除く）、演習・実技科目については、語学系科目、体育系科目では、40名、保育士にかかる演習科目並びに心理専攻における演習科目は50名を超えることのないようにしている。基準を超える場合は、クラスを分け、履修抽選を行い、履修する学生数を適切に管理している。また、100名以上の受講者が受講している一般教養科目の講義科目については、教員の希望により、SAを配置して教育補助業務にあてている【資料2-5-9】。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

●学生数の増加に伴う教室稼働率の上昇や共有スペースの混雑を解消するため、堀切キャン

ンパスに講義棟 C(令和 3(2021)年 10 月竣工)を増築し、教育研究環境の更なる充実を図った。

●堀切キャンパス内校舎のうち、講義棟 A 及び本館は使用を開始して 16 年が経過し、各所に老朽化が見られている。随時、修繕工事や定期点検を実施して施設設備の保全に引き続き努めるとともに、大規模修繕計画・実施を検討していく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

●CA との面談

クラス担任教員やゼミ担当教員と CA が主体となって日常的に学生の意見をくみ上げ、これに即時対応する環境を整えている。半期に一度、全員に対し、対面式の個人面談を行い、学修面や進路面とともに学生生活全般での相談に応じている【資料 2-6-1】。また、通信教育課程においては、社会人が主たる学生になっているため、時間を設定しての面談は困難をとまなう。そのため、学生が必要と感じたときに、その都度、担当の CA を中心に電話やメールできめ細かく学生からの相談に応じている【資料 2-6-2】。通学課程では、学生の状況に合わせてリモートでの面談を実施している。

●教員によるオフィスアワーの設定

通学課程、通信教育課程ともに、授業担当教員がシラバスにオフィスアワーを記載し、学修に関する質問や相談に応じることによって授業に対する要望や意見を汲みあげる機会を設けている。対面授業と遠隔授業など授業形態に合わせて、各教員が連絡・伝達事項に漏れがないように気を配り、さらに学生からの意見や考えをくみ取るように努めている。

●授業評価アンケート

授業内容等に関する意見については、教育改善向上委員会が学生による授業評価アンケートを年 2 回全科目（一部、ゼミ、卒業論文や学外実習系の科目は除く）に対し実施し、授業に対する意見を聴取している。その結果については担当教員にフィードバックし、その後の授業改善に役立てている【資料 2-6-3】。また、通学課程では c-learning を導入し、Web でアンケートを実施している。通信教育課程では、本学の学修システムである CoLS のアンケート機能を用いて行われている。

●学生生活に関する調査

学生生活実態調査及び卒業時アンケートでは、満足度について調査を行っている【資料 2-6-4】。学修支援に係る項目としては、学内の自習場所に関する項目がある。選択項目としては、「教室」「図書館」「学食・学生ホール」「その他」「学内にはない」を設けて

いる。これによって、校内での学修支援のニーズの把握に努め、施設の充実を図っている。学生生活実態調査及び卒業生アンケートでは、調査結果の経年比較を視野に入れ、経過分析調査時期や項目など再検討を行っている。また、EM局が実施するGPSアカデミックの調査結果を受けて、学生の学修支援を工夫している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

●健康面に関する相談

学生に対する健康相談に関しては、日頃、学生に接しているCAが受付窓口として対応にあたっている。専門的な対応として、健康面においては保健室を設置し、看護師など医療従事者が配置されており、学生の健康相談や保健対応にあたっている【資料2-6-5】。保健室の来室概要や来室記録をとることによって学生の身体状況を把握し、要望をとらえやすい状況になるよう努めている。感染対策を中心に健康面での注意喚起、サポートを行った。健康面については、特にCAが中心となって支援に取り組んだ。

●心理面に関する相談

心理的支援においては学生相談室(心理臨床センター)を設置し、公認心理師を配置している。原則、予約制でカウンセリングを実施している。また、新入生対象のメンタルヘルスチェックを実施し、自ら相談室に来室することが難しい学生にCAが働きかけ、無理なく来室し、さまざまな要望・意見等を汲み取ることができるようになっている。学生相談室の来室概要や来室記録を詳しくとることによって学生の心理状況を把握し、学生相談室の会議ではケースを共有している。そうした過程で要望をとらえやすい状況になるよう努めている。

●経済面に関する相談

経済面での相談に対応し、学生の状況を把握するため、先の学生生活実態調査においても項目を設けている。例えば、日々の生活の経済的基盤について「家族からの仕送り・小遣い」「奨学金」「アルバイト等による自身の収入」について実態調査を行うことによって全体としてどのような傾向なのかについて把握することができる。このほか、アルバイトの状況についても項目を設けている。経済的状況に関する(主観的な)余裕の程度も尋ねている。本調査により経済的状況に関する全体的傾向を把握することができ、学生の経済的支援を考える上で有用なものといえる。

また、「日本学生支援機構」が行う奨学生の推薦を行うにあたって、経済的支援を必要とする学生に対して、奨学金制度等の情報提供がなされている【資料2-6-6】。また、アルバイトについても、学業を始めとする学生生活に支障のない範囲で、適宜情報提供を行っている。さらに、入試の段階で「特待生学費免除制度」も設けており、各学部で対応している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

●CAとの面談

前述のように、本学ではクラス担任教員やゼミ担当教員とCAが主体となって日常的に学生の意見をくみ上げているので、そこで学修環境に関する要望が挙げられることもある。

設備面については要望が実現するまでに時間を要することもあるが、緊急性の高いものを優先して取り組むなど精査しながら対応している。リモート形式の面談を通して学生の要望をくみ取る場合もある。

●学友会幹部との大学役職者との意見交流会

学生の自治組織である学友会と役職者との意見交流会を開催し、学友会の意見・要望に基づき改善を図っている。例年、意見交流会を開催し活発な意見交換を行っている。【資料 2-6-7】。

●学生生活に関する調査

学生生活委員会が実施している学生生活実態調査及び卒業時アンケートのみならず、学友会において学生自身の視点からの実態調査が行われ、施設面も含めた学修環境に関する項目も設けられている。それらの結果について、学友会担当の教職員を中心に学生からの意見・要望が汲み取れるよう努めている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

●本学では、さまざまな学生支援体制にて、学生の要望や意見をくみ上げるシステムを構築している。その中で、個々の学生の要望や意見については、CA が窓口になり、きめ細かく対応するように努めていることが、本学の大きな特徴となっている。今後は、種々の機会に収集されている意見や要望を全学で共有し、意見内容を確実に学修環境の改善に繋げることのできる、責任主体を明確にした体制の整備が必要と認識している。

●プロジェクト活動を主とする教育の集大成となる MIRAI. FES. において、全教職員をあげて学生を支援する。

【基準 2 の自己評価】

「基準項目 2 を満たしている。」

●本学の教育理念に基づく学部・学科の教育目的に即して、アドミッション・ポリシーが策定、周知され、同ポリシーに沿って多様な入学者選抜が公正かつ妥当な方法により適切な体制で実施されている。（基準 2-1-①～②）

●入学定員及び収容定員に沿って、適切な入学者数を確保している。こども保育・教育専攻以外で定員超過が見られるが、在籍学生数に必要な専任教職員、TA、SA、及びクラスを配置することで学修環境は整備されている。（基準 2-1-③）

●教職協働による学生への学修支援については、積極的な学生への関わりと教職協働の方針が定められ、本学の特色の一つである CA が中心となってクラス担任、TA、SA やセンター、委員会等の学内組織と連携することで、きめ細かい学修支援体制と内容を整備・実施している。（基準 2-2）

●本学の教育目的に基づき、キャリア科目の設置、キャリアガイダンス、インターンシップ等、教育課程内外を通じて学生の社会的・職業的自立に関する支援に力を入れている。キャリアセンターや保育・教職センター等の支援体制を整備し、CA が中心となって支援内容を実行している。（基準 2-3）

●CA、クラス制度、学生生活委員会、学友会、保健室、学生相談室等、学生生活の安定のための支援体制と支援内容が整備・実施されている。また、学生に対する奨学金等の経済

的な支援について、これまでも実施してきた日本学生支援機構や地方自治体等の奨学金制度と学内特待生制度に加えて、令和4(2022)年4月から新たな大学独自の奨学金制度である「みらい奨学金制度」を開始することで更なる支援の充実を図っている。(基準2-4)

●校地・校舎等、実習施設・図書館等、バリアフリー、授業の学生数管理等、適切に学修環境が整備・維持管理されている。また、2021(令和3)年10月末に講義棟Cが竣工し、同年12月から使用を開始し、教育研究施設・設備の更なる充実を図っている。(基準2-5)

●学生面談、授業評価アンケート、学生生活実態調査、学友会意見交流会等の方法を用いて、学修支援や学修環境等の学生生活全般について学生から意見・要望をくみ上げる体制を整備し、計画策定の一助としている。(基準2-6)

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

●全学的なディプロマ・ポリシーの策定

本学は「技能と心の調和」という教育理念を達成するために、「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献しうる人材に学位を授与する」との全学的なディプロマ・ポリシーを策定している【資料 3-1-1】。

「高度な専門的知識と技能」とは、単に専門的知識を修得し、単なる技術を有するというのではなく、それらを自分の意思をもって実践的に使いこなす「技能（スキル）」を修得することであり、当然、それをコントロールしていく人間性や豊かな心を備えていることを意味し、そうしたことをもって社会に貢献しうることを謳っている。

また、学位授与にあたって必要とする具体的なスキルとして、本学独自の「身につけるべき学士力」を策定して提示している。この「身につけるべき学士力」は授業科目区分ごとに設定し、個々の授業においても意識した内容の授業を展開することによって4年間の履修の中で積み上げていくスキルである【資料 3-1-2】。

●学部ごとに策定したディプロマ・ポリシー

全学的なディプロマ・ポリシーを基礎とし、学部の教育内容に即して学部ごとのディプロマ・ポリシーを以下のとおり策定している。

（こども心理学部）【資料 3-1-1】

<こども心理学科通学課程・通信教育課程>

幅広い教養及び心理学、保育学及び教育学の専門的知識を修得し、社会に貢献しうる者に学位を授与する。学位の授与にあたっては、通信課程では所定の単位を修得した者に「学士（こども心理学）」を授与する。通学課程では最終学年において卒業研究・卒業論文を完成し提出しなければならない。卒業研究・卒業論文の審査に合格し、卒業研究・卒業論文を含めた所定の単位を修得した者に心理専攻では「学士（心理学）」、こども保育・教育専攻では、「学士（保育・教育学）」を授与する。

卒業までの学びの到達目標は、学部で定めた「学士力」（人間性や心の豊かさを培うスキル）に基づき以下の通り設定される。

(1) 専門的知識と技能を身につけること。

学士にふさわしい教養と、子どもを中心としたあらゆる年代の人の健康な発達や学び、

臨床的課題やそれらへの介入法、領域や教科の内容や指導方法など、心理学、保育学及び教育学の領域における専門的知識と技能を修得している。

(2) 研究する力を身につけること。

子どもや彼らを取りまく人と環境との関わりを研究し、その研究知見を適切に社会で使い、貢献できる力を修得している。

(3) 資格に適う力を身につけること。

得られた資格に係る専門的知識や技能を修得し、それらを適切に社会で使い、貢献できる力を修得している。

(4) 社会に貢献する力を身につけること。

子どもに関連する産業をはじめ、多様な職業において発揮しうる知識と技能及び人間性を備え、社会に貢献できる力を修得している。

さらに「こども心理学科」においては、「通学課程心理専攻」、「通学課程こども保育・教育専攻」及び「通信教育課程」の専門性に応じて授与する学位も異なり、それぞれの学位に対応したディプロマ・ポリシーを以下のとおり定めている。

<こども心理学科通学課程心理専攻>

以下の要件を満たす人材を養成する。

○自然・人文・社会等の幅広い教養的知識・技能を修得している。

○子どもを中心としたあらゆる年代の人の心理学に関して、学士として十分な専門的知識・技能を修得している。

○教育・保育・福祉領域などにおける心理職としての専門的な知識を有し、実践的な力を発揮することができる技能を修得している。

○実社会で活躍できるような、本学の共通及び専攻が指定した学士力（人間性や心の豊かさを培うスキル）を修得している。

<こども心理学科通学課程こども保育・教育専攻>

以下の要件を満たす人材を養成する。

○自然・人文・社会等の幅広い教養的知識・技能を修得している。

○子どもの心身の健全な発達についての高度な専門性を発揮できる職種である、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士、福祉職種に向けた職能を修得するように努めている。

○上記職種に限らず、家庭との関わり、環境や文化との関わりの中で育つ子どもに関する専門的知識・技能を利活用できる就業力を修得している。

○実社会で活躍できるような、本学の共通及び専攻が指定した学士力（人間性や心の豊かさを培うスキル）を修得している。

<こども心理学科通信教育課程>

以下の要件を満たす人材を養成する。

○自然・人文・社会等の幅広い教養的知識・技能を修得している。

○子どもに関する心理を中心に、学士として十分なこども心理学の専門的知識・技能を修得している。

○家庭との関わり、環境や文化との関わりの中で育つ子どもの教育・保育・福祉側面とこども心理学に関係する専門的知識・技能を修得している。

○実社会で活躍できるような、本学の共通及び通信教育課程が指定した学士力（人間性や心の豊かさを培うスキル）を修得している。

（モチベーション行動科学部）

<モチベーション行動科学科通学課程・通信教育課程>

心理・コミュニケーション、経営、教育の科目群にわたって専門的な知識を修得し、社会に貢献しうる者に学位を授与する。学位の授与にあたっては最終学年で卒業研究の審査に合格し、卒業研究を含めた所定の単位を修得した者に「学士（行動科学）」の学位を授与する。卒業までの学びの到達目標は以下の通り設定される。

(1)個人をみつめる力を身につけること。

客観的な視点で人間行動を理解し分析することができ、モチベーションやリーダーシップに関する専門的知識を備え、所属する集団や組織、社会における成員の活動を促進する力を修得している。

(2)他者と関わる力を身につけること。

他者を肯定的に理解することができ、他者と円滑な対人関係を構築できる高いコミュニケーション能力と対人関係スキルを身につけ、他者や社会とより健全な関わりをもつ力を修得している。

(3)組織を動かす力を身につけること。

集団・組織の中で自分の立場を理解し、組織行動に関する基礎的知識を備え、組織活性化や人材の育成に取り組む力を修得している。

本学学則に定める期間在学し、上記の力を身につけるべく学んだ上で、最終学年では卒業研究を完成し提出しなければならない。モチベーション行動科学部通学課程においては、「卒業研究」で完遂した卒業研究または卒業論文の審査に合格し、「卒業研究」を含めた所定の単位を修得した者に「学士（行動科学）」を授与する。また、モチベーション行動科学部通信教育課程においては、「卒業研究」は必修科目ではなく、所定の単位を修得した者に「学士（行動科学）」を授与する。【資料 3-1-3】。

以上のように本学においては教育理念に沿って各学部におけるディプロマ・ポリシーを定め、さらに学科、課程、専攻ごとに授与する学位に応じたディプロマ・ポリシーを具体的に策定している。

●ディプロマ・ポリシーの周知

ディプロマ・ポリシーは、学生募集要項の冒頭に掲載した本学の三つのポリシー構成の中で示しており、本学受験を希望する際の資料として明示している。また、入学後も毎年度新入生全員に配付する「学生便覧・履修の手引き」に掲載している。通学課程では、年度初めの初回授業開始前に行われる新年度オリエンテーションの中の履修登録ガイダンスにおいて全ての学年の学生に対して教務係から説明を行っている【資料 3-1-4】。

教員（非常勤講師を含む）に対しては、毎年度配信する「教員ハンドブック」「FDハンドブック」の冒頭に掲載して学内関係者にも周知を図っているほか、ディプロマ・ポリシーを意識したシラバスの作成を全ての教員に要請している【資料 3-1-5】。

対外的には、本学公式ウェブサイトに掲載し、広く公開している【資料 3-1-6】。

また、通信教育課程においては募集要項にて本学の三ポリシー構成の中で示しており、

本学受験を希望する際の資料として明示している。入学前に行われる大学説明会並びに毎年度新入生全員に配付する「学生便覧・履修の手引き」に掲載し教務担当職員が随時説明を行っている【資料 3-1-4】。

なお、周知にあたっては全体の理念体系の中で示すことで、ディプロマ・ポリシーの位置付けを学位授与に至る一連の教育システムの流れの中で学生が理解するよう留意している。通学課程においては、新学期履修登録ガイダンスにて、学科専攻ごとに1~4年生を対象に、本学における学びとディプロマ・ポリシーとの関連について、教員による説明とディプロマ・ポリシーを意識した学修への意識づけを行っている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

●単位認定基準の策定及び周知

①通学課程

本学の単位認定は、学則第 34 条第 1 項において「単位の認定は、あらかじめ明示された身につけるべき知識・技能を修得し、当該科目の到達目標に達したと判断された場合に認定する。」とし、同条第 2 項に「授業科目修了の認定は、平素の成績及び筆記試験又は論文による。ただし、実技並びに実習、演習については平素の成績のみによって認定することができる。」としている【資料 3-1-7】。

また、評価基準については「こども心理学部履修規程」第 11 条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第 10 条に具体的な評価区分を定め、「こども心理学部履修規程」第 18 条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第 17 条において、出席が授業回数の 3 分の 2 以上に達していない場合は、単位を認定しないこととして全授業への出席を指導しつつ、厳格に出席管理を行っている【資料 3-1-8】。

これらは、「学生便覧・履修の手引き」に規程の条文と併せて掲載しており、年度当初の新年度オリエンテーションの中の履修登録ガイダンスで全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明している。

②通信教育課程

通信教育課程においては、東京未来大学学則第 5 条の規程に従い、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 31 条に単位の授与に関する具体的な認定方法について定め、成績評価については「こども心理学部履修規程」第 11 条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第 10 条の評価区分に従って行っている【資料 3-1-9】。

通信教育課程における単位の認定は、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 31 条に次の通り定めている。

- | |
|---|
| <p>(1)印刷教材授業は、中間試験及び単位修得試験、その他指導教員が指定した課題によって認定する。</p> <p>(2)面接授業は、平素の成績その他指導教員が指定した試験あるいは課題によって認定する。</p> <p>(3)「卒業研究・卒業論文」（こども心理学部）または「卒業研究」（モチベーション行動科学部）については、指導教員の指導を受け、審査に合格した者に単位を認定する。</p> |
|---|

(4) 教育実習等の実地研修では、研修先の評価及び学生が提出する実地研修報告書を審査し、合格した者に単位を認定する。

評価基準については、通学課程と同様に「こども心理学部履修規程」第11条及「モチベーション行動科学部履修規程」第10条に具体的な評価区分を定めており、本学公式ウェブサイトや「学生便覧・履修の手引き」、また新入生を対象にしたWeb動画によるオリエンテーションにて学生に周知している（学生への周知に関しては以降、2、3についても同様である）。

●進級基準の策定と周知

本学では、学科・専攻ごとに2年次から3年次への進級要件を定めている。進級要件を定める意味は、2年次から3年次は、教育課程構成上、基礎的な専門教育科目からより高度な専門科目へ移行する時期であり、より高度な専門的知識や技能を修得するためのレディネス（準備性）が整っているかを判断するとともに、4年間の学修の折り返し地点として、計画的な履修ができていないかを判断することにある。

こども心理学部は、心理専攻では56単位以上、こども保育・教育専攻では59単位以上（こども保育・教育専攻は実習が多いため心理専攻より進級要件に必要な単位数が若干多くなる）、モチベーション行動科学部は60単位以上の単位修得を進級要件としているが、これらは4年間の学修をもって完結する学修への最低限必要な要件単位数としている。

これらは、学則第37条に規定し、「こども心理学部履修規程」第7条、「モチベーション行動科学部履修規程」第6条においても併せて規定している【資料3-1-10】。

なお、「学生便覧・履修の手引き」に規程の条文と併せて記載しており、年度当初の新年度オリエンテーションの中の履修登録ガイダンスで全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明して周知を図っている。

特に進級要件の充足は、直接4年間での卒業の可否に影響することから、進級の判定前年度においては、学期ごとに修得単位数から進級要件充足見込みを個々の学生ごとに確認し、履修上の問題点をCAから直接指導することで、進級要件の重要性と意味の周知を図っている。

通信教育課程においては2年次から3年次、3年次から4年次への進級要件をそれぞれ定めており、2年次から3年次に定めた進級要件については、通学課程と同様の目的で設定している。3年次から4年次への進級要件については、教育の特性上、通学課程とは異なりその学習が学生の自助努力とする部分がより大きいため、学生が計画的に科目を履修し、卒業に至るまでの一つの指標的な位置づけとして設けている。そのため、各学生の担当CAを決めており、学生がCAにいつでも相談できる体制を整えている。必要単位数は「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第36条及び「こども心理学部履修規程」第7条、「モチベーション行動科学部履修規程」第6条にて規定し、「学生便覧・履修の手引き」等で学生に周知している【資料3-1-11】。

●卒業認定基準の策定と周知

卒業認定は、学則第44条第1項において「本学に4年以上在学し、所定の単位を修得したのものには、全学教授会の義を経て、学長が卒業を認定する」と規定されている。所定の

単位は、学則別表第 2-1、別表第 2-2、別表第 2-3 において規定し、総修得単位数が心理専攻 124 単位以上、こども保育・教育専攻 130 単位以上、モチベーション行動科学部 124 単位以上であることが前提となるが、それに併せて定められた必修科目をすべて修得していなければならない。

また、総修得単位数の内訳として分野ごとに修得すべき単位数が定められており、これらを充足しなければ卒業は認定されない【資料 3-1-12】。

本学のディプロマ・ポリシーでいう「高度な専門的知識・技能」とは、個々の科目の知識に加え、各分野の科目の単位をバランスよく修得し、さらに核となる必修科目の単位を修得することで強固な骨格を構築し、そのうえにさらに構築を重ねていく学科・課程・専攻の分野における総合的な知識・技能を意図するものであり、包括的に卒業認定に表現されている。

以上の卒業認定基準については「学生便覧・履修の手引き」に掲載しているほか、年度当初の新年度オリエンテーションの中の履修登録ガイダンスで全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明することで周知を図っている。

更に、学生が上記のガイダンスで聞いた内容の不明点や自身の履修計画について相談しやすいよう、履修相談に対応する Google フォームを開設している。それを通じて、学生は CA へ履修相談し、自身の履修登録の適切性を確認している。また、GPA 値が低い学生については、履修登録前に担当 CA から面談設定や履修等で困っていることがないかヒアリングをし、学生の要望があれば、GPA 面談時に、履修相談の対応をしている。これに加え、履修登録のポイントを学年や学部、学科、専攻ごとに分けて、全学生へ CoLS (Communication & Learning System) のお知らせ機能で案内し、学生自身が、自身の履修登録状況について再確認できるよう働きかけを行っている。

通信教育課程における卒業認定は、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 36 条に卒業要件単位を規定し、第 37 条の 1 の「本課程に 4 年以上在学（第 17 条の規定により入学した者については、2 年以上在学）し、所定の単位を修得した者には全学教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」と規定されている。所定の単位は、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」別表第 2-1、別表第 2-2 において規定し、総修得単位数がこども心理学部 124 単位以上、モチベーション行動科学部 124 単位以上であることが前提となるが、それに併せて定められた必修科目をすべて修得していなければならない【資料 3-1-13】。これらの内容は、本学公式ウェブサイトや「学生便覧・履修の手引き」等を通して、学生に周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

●各科目の単位の認定にあたっては、それぞれ客観的な基準をシラバスに明記し、第 1 回の授業で説明しており、その基準に沿って「こども心理学部履修規程」第 11 条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第 10 条に基づき、100 点満点の素点で評価し認定している【資料 3-1-8】。

●また、学生が評価及び認定の可否に疑問のある場合は、成績評価に関する問い合わせ期間を設けて、授業担当者から学生に文書により評価の内容を説明したうえで認定を確定している。進級及び卒業の判定にあたっては、各学生の単位修得状況に進級基準及び卒業認

定基準を厳密に適用した進級・卒業判定資料を基に、教務委員会において原案を作成し、学則第 15 条に基づき全学教授会の意見を聞いて学長がその可否を決定している【資料 3-1-14】。

●通信教育課程の各科目の単位の認定にあたっては、本学の学修システムである CoLs 上のシラバスに客観的な基準を明記し、さらに面接授業においては、第 1 回目の授業で説明している。印刷教材授業については各科目の担当教員が Web を通じて履修者に通知を発信し、説明している。その基準に沿って「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 32 条の規程に従い、「こども心理学部履修規程」第 11 条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第 10 条に基づき、100 点満点の素点で評価し認定している【資料 3-1-15】。

●進級及び卒業の判定にあたっては、各学生の単位修得状況に進級基準及び卒業認定基準を厳密に適用した進級・卒業判定資料を基に、教務委員会（通信教育課程においては通信学務委員会）において原案を作成している。そのうえで進級判定については学部教授会で意見を聞き、卒業判定については学則第 15 条（通信教育課程においては「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 37 条）に基づき全学教授会の意見を聞いて学長がその可否を決定している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

3-1 の改善・向上方策（将来計画）

●本学が策定した教育目的、ディプロマ・ポリシー、卒業（学位授与）に必要な単位認定・進級・卒業認定の基準は、それぞれ学生に示しており、その適用も厳格に行っている。他方、教育目的、ディプロマ・ポリシーと単位認定・進級・卒業認定の基準は相互の関連性の明示がまだ十分とはいえ、今後体系的な整備が求められる。

●授業科目の単位を修得し、進級要件を満たし、さらに卒業要件を充足する過程において、どのような知識・技能を身につけて、本学が描いた教育の目的に到達するかといったストーリーを学生がイメージできるように「学生便覧・履修の手引き」の構成をわかりやすくしたり、履修モデルのような具体例を示したり、令和元(2019)年度に作成したカリキュラム・マップや科目ナンバリングの周知を図っている。

●エビデンス集(資料編)

①単位認定など成績評価の公正性のための工夫、GPA などの活用状況を示す資料【資料 3-1-16】。

②学位審査基準及び学位審査手続きの実際を示す資料【資料 3-1-17】。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

●全学的なカリキュラム・ポリシーの策定

本学の教育理念として掲げている「技能と心の調和」を具現化するための方針として「高度な専門的知識や技能を身につけるための専門教育、幅広い教養を修得するための一般教育だけでなく、キャリア教育と行事などの融合した本学独自の人間教育を基軸としたカリキュラムを編成する」というカリキュラム・ポリシーを策定しており、一般教育科目、専門教育科目、キャリア科目といった教育課程編成となっている（キャリア科目は通学課程のみ）。

一般教育科目は「幅広い教養」、専門教育科目は「高度な専門的知識・技能」、キャリア科目は「本学独自の人間教育」を担っているが、それぞれが単独で役割を担っているのではなく、相互に関連しあって一つの教育課程を構成している【資料 3-2-1】。

●学部ごとに策定したカリキュラム・ポリシー

全学的な大学としてのカリキュラム・ポリシーを基礎とし、学部の教育内容に即して学部ごとのカリキュラム・ポリシーを以下のとおり策定している。

（こども心理学部）【資料 3-2-1】

<こども心理学科通学課程・通信教育課程>

ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能の修得を円滑に進めることができるよう、一般教育科目、専門教育科目、キャリア科目（キャリア科目は通学課程のみ）の下に科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講する。

- (1) 一般教育科目では、社会・文化・自然に対する視点や考え方を育てることを目的とする教養科目、憲法、体育、情報、語学を学び、学生自身の理解度と学習進度に合った授業を行う。
- (2) 専門科目では、以下の要件を骨子とした教育を行う。
 - 子どもの「こころ」の発達過程と特性に関する基礎理論及び子どもを中心としたあらゆる年代の人の心理を理解し、健康な心を養うための最新の実践的手法を学ぶ。
 - 健全な発達を担う心理学、保育学及び教育学に関する高度な専門的知識と技術を養い、資格・免許の取得にふさわしい社会に貢献できる人材を養う。
 - 子どもを中心としたあらゆる年代の人の健全な発達や学びに必要な環境条件や文化について理解を深め、社会で幅広く活躍できる応用力を身につける。
 - 責任ある社会人にふさわしい教養と、社会的知識と技能を身につける。
- (3) キャリア科目では、学内外で社会に触れる機会を設け、知識・技能を実践に活かす力を身につけることを目的に、早い時期からのキャリア教育に取り組む。
- (4) プロジェクト（課程外活動）において修得した専門的知識と技能を発揮することを通して、資格・免許の取得にふさわしく、社会に貢献しうる自立した人間性や心の豊かさの充実を図る。
- (5) 本学の共通及び学部が指定する学士力（人間性や心の豊かさを培うスキル）の形成を

目指す。

さらに課程・専攻ごとに授与する学位の種類に応じたカリキュラムを構成しており、それぞれ以下のカリキュラム・ポリシーを掲げている。

<こども心理学科通学課程心理専攻>

幅広い教養及びキャリア教育を1年次から履修することと同時に、子どもを中心としたあらゆる年代の人の心理と行動の理解を基盤とした以下の教育を行う。

- 心理学の様々な領域における体系的・実践的な知識・技能を学ぶ。
- 心理学以外の分野の学び、また、人と家庭や社会、地域等の環境や文化との関わりを通して、人間理解を深める。
- 卒業研究科目では、「こども心理演習Ⅰ」(3年次)、「こども心理演習Ⅱ」(3年次)、「卒業研究・卒業論文」を必修として全員に課し、学問研究を深める。
- 本学の共通及び専攻が指定する学士力(人間性や心の豊かさを培うスキル)の形成を目指す。

<こども心理学科通学課程こども保育・教育専攻>

幅広い教養及びキャリア教育を1年次から履修することと同時に、子どもの「こころ」と「からだ」の健全な発達の理解を基盤とした以下の教育を行う。

- 子ども理解に根ざした心理学・保育学・教育学・福祉学等に関する体系的・実践的な知識・技能を学ぶ。
- 子どもの「育ち」と家庭や社会、地域等の環境や文化との関わりについて理解を深める。
- 卒業研究科目では、「こども保育・教育演習Ⅰ」(3年次)、「こども保育・教育演習Ⅱ」(3年次)、「卒業研究・卒業論文」を必修として全員に課し、学問研究を深める。
- 本学の共通及び専攻が指定する学士力(人間性や心の豊かさを培うスキル)の形成を目指す。

<こども心理学科通信教育課程>

幅広い教養を1年次から履修することと同時に、子どもを中心とした心理と行動の理解及び子どもの「こころ」と「からだ」の健全な発達の理解を基盤とした以下の教育を行う。

- こども心理学の様々な領域における体系的・実践的な知識・技能を学ぶ。
- 子ども理解に根ざした心理学、保育学、教育学、福祉学等に関する体系的・実践的な知識・技能を学ぶ。
- 子どもの家庭や社会、地域等の環境や文化との関わりについて理解を深める。
- 選択により卒業研究科目として、こども心理学演習(3年次)、卒業研究(4年次)を履修し学問研究を深めることができ、多様な学びに対応する。
- 本学の共通及び通信教育課程が指定する学士力(人間性や心の豊かさを培うスキル)の形成を目指す。

(モチベーション行動科学部) 【資料 3-2-1】

<モチベーション行動科学科通学課程>

本学部通学課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能の修得を円滑に進めることができるよう、一般教育科目、専門教育科目、キャリア科目、演習科目の下に科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講する。

- (1) 一般教育科目では、社会・文化・自然に対する視点や考え方を育てることを目的とする教養科目、憲法、体育、情報、語学を学び、学生自身の理解度と学習進度に合った授業を行う。
- (2) 専門教育科目は、心理・コミュニケーション、経営、教育の科目群を必修とする。このうち、学びの基盤となるのは心理・コミュニケーション科目群であり、この科目群に置かれた科目を学ぶ中で、モチベーション行動科学の基礎となる研究マインドやデータ分析に関する知識と技能、コミュニケーション・スキルを身につけ、さらに経営科目群、教育科目群に置かれた科目を学ぶことで、各科目群が複合的に結びつき、広い視野での学びを可能にする。
- (3) キャリア科目では、学内外で社会に触れる機会を設け、知識・技能を実践に活かす力を身につけることを目的に、早い時期からのキャリア教育に取り組む。
- (4) プロジェクト（課程外活動）を通して、個人を見つめ、他者と関わり、組織を動かす自立した人間性や心の豊かさの充実を図る。
- (5) 幅広い教養及びキャリア教育及び専門科目を1年次から同時に履修するとともに、通学課程の演習科目では、1年次から卒業時まで学生一人一人の学修を促進するために、「基礎演習」（1年～2年次）、「専門演習」（3年次）、「卒業研究」（4年次）を必修とする。また、単位には含まれないが、学生は複数の専門演習やゼミに参加することも認められ（「ダブル・ゼミ」）、複合的な視点から学修を進める。

<モチベーション行動科学科通信教育課程>

本学部通信教育課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能の修得を円滑に進めることができるよう、一般教育科目、専門教育科目を体系的に編成し、テキスト科目、スクーリング科目、メディア科目を有機的に連携させた授業を開講する。さらに選択科目として演習科目を設置し、学生自身が関心のある領域を選び、各指導教員のもと総合的な力を養う。

- (1) 一般教育科目では、社会・文化・自然に対する視点や考え方を育てることを目的とする教養科目、憲法、体育、情報、語学を学び、学生自身の理解度と学習進度に合った授業を行う。
- (2) 専門教育科目は、心理・コミュニケーション、経営、教育の科目群を必修とする。このうち、学びの基盤となるのは心理・コミュニケーション科目群であり、この科目群に置かれた科目を学ぶ中で、モチベーション行動科学の基礎となる研究マインドやデータ分析に関する知識と技能、コミュニケーション・スキルを身につけ、さらに経営科目群、教育科目群におかれた科目を学ぶことで、各科目群が複合的に結びつき、広い視野での学びを可能にする。
- (3) 通信教育課程では選択/◎により卒業研究科目として、「演習Ⅰ」（3年次）、「演習Ⅱ」

(3年次)、「卒業研究」(4年次)を履修し学問研究を深めることができ、多様な学びに対応する。

これらのカリキュラム・ポリシーは、毎年度新入生全員に配付する「学生便覧・履修の手引き」の冒頭に掲載され、授業開始前に行われる新年度オリエンテーションの中の履修登録ガイダンスにおいて学科ごとに全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明している【資料3-2-1】。

また、学内においても教員(非常勤講師を含む)に配付する「教員ハンドブック」「FDハンドブック」の冒頭に記載して学内関係者にも周知を図っているほか、本学公式ウェブサイトにおける理念体系のなかで公表し、学外にも示している【資料3-1-5】【資料3-1-6】。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

●全学的なディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性

本学の掲げるディプロマ・ポリシーでは、「高度な専門的知識や技能を身につけること」、「人間性豊かな心と高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動すること」、「これらを併せ持ち、社会に貢献しうること」の3つの項目を掲げている。

こうした人材を育成するために、カリキュラム・ポリシーにおいては「高度な専門的知識や技能を身につける」ための専門教育、それを下支えする幅広い教養を身につけるための一般教育、そして「人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動する」ための人間教育としてのキャリア教育を基軸とすることを明記している。

また、学位授与に必要な具体的スキルとして、本学独自に定めた「身につけるべき学士力」をカリキュラム上の各科目区分に位置づけるとともに各科目においてもシラバス上に明記し、カリキュラム・ポリシーに明示した「学士力の形成」が有機的にディプロマ・ポリシーに結びつく構成となっている。

●学部ごとに定めたディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性

さらに学部・学科・課程・専攻ごとに定めたカリキュラム・ポリシーは以下の通り、ディプロマ・ポリシーに連動し、一貫性をもって構成されている。

①こども心理学部

こども心理学部のディプロマ・ポリシーでは「専門的知識と技能を身につけること」、「研究する力を身につけること」、「資格に適う力を身につけること」、「社会に貢献する力を身につけること」の4つの項目を掲げている。これらを実現するために、各専攻・課程のカリキュラム・ポリシーを策定している。

こども心理学部のディプロマ・ポリシーの4つの項目を円滑に達成するための教育課程を「一般教育科目」、「専門教育科目」、「キャリア科目」(通学課程のみ)で体系的に構成し、その教育の内容と方法をカリキュラム・ポリシーに明記している。

それらの教育課程を修めることにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーが連続性を持ち、「心理学」(こども心理学科通学課程心理専攻)、「保育・教育学」(こども心理学科通学課程こども保育・教育専攻)、「こども心理学」(こども心理学科通信教育課程)という学位の種類に応じて必要となる専門的知識・技能が身につくように整備されている。

②モチベーション行動科学部

モチベーション行動科学部のディプロマ・ポリシーには「個人をみつめる力を身につけること」「他者と関わる力を身につけること」「組織を動かす力を身につけること」の3つの項目を掲げている。これらを実現するために、科目区分ごとにカリキュラム・ポリシーを定めている。

モチベーション行動科学部のディプロマ・ポリシーに掲げる3つの項目を円滑に達成するための教育課程を「一般教育科目」、「専門教育科目」、「キャリア科目」（通学課程のみ）、「演習科目」で体系的に構成し、心理・コミュニケーション、経営、教育という分野ごとの教育の内容と方法をカリキュラム・ポリシーに明記している。それらの教育課程を修めることにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーが連続性を持ち、「行動科学」（モチベーション行動科学部通学課程及び通信教育課程）の学位に必要な専門的知識・技能が身につくように整備されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

●カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程の編成と実行

大学全体のカリキュラム・ポリシーにおいて「一般教育」「専門教育」を教育課程の基本的な構成としており、通学課程においてはこれに「キャリア教育」とプロジェクト（課程外活動）を加えた編成となっている。

これらの基本的な構成をもとに学部の特性に応じて以下の通り体系的に整理されている。

①こども心理学部通学課程

「幅広い教養を身につける」ための「一般教育科目」を設置し、主に初年次を中心に4年間を通じて学士としての基礎的な教養を修得する。

また、同時に専門教育科目として「子ども」に関する基礎的な事項を学ぶ「基礎科目」を初年次に設置している。例えば、心理学、保育学、教育学、社会学などの多様な視点から子どもについて学ぶ「子ども学」、心理学の歴史や諸理論の基礎を学ぶ「心理学概論（こころの形成）」と「心理学概論（こころの理解）」が必修科目となっている。さらに、2年次にかけて各専攻の専門科目の導入として「基幹科目」を設置している。例えば、こども保育・教育専攻では「教育学概論」や「保育原理」、心理専攻では「心理学研究法」や「心理学統計法Ⅰ」や「心理的アセスメント」である【資料3-2-2】。これらは、一般教育科目から専門科目へのスムーズな移行を意図している。と同時に、4年次に「卒業研究・卒業論文」を作成することを可能とさせている。

3年次から4年次にかけては、段階的に高度な専門科目やより実践的な科目を履修することとなるが、カリキュラム・ポリシーに専攻の専門分野以外の専門的知識の修得も意図していることから、心理専攻に「こどもの保育・教育科目群」を設置している。例えば、心理専攻の学生でも「保育原理」や「教職論」等の保育学及び教育学の専門科目を学ぶことができる。こども保育・教育専攻に「こどもの心理科目群」を設置している。例えば、こども保育・教育専攻の学生でも「発達障害学」や「心理療法基礎」等の心理学の専門科目を学ぶことができる【資料3-2-2】。

さらに初年次からキャリア科目を設置し、責任ある社会人にふさわしい教養と、社会的知識・技能について、4年間を通じて身につけるための科目を置いている【資料3-2-2】。

学生は、初年次からカリキュラム・ポリシーに則った学問を体系的に学び、さらに学びの集大成として「卒業研究・卒業論文」を作成することで自ずとディプロマ・ポリシーに相応しい人物となる。

こうして、各科目区分を4年間のうちに段階的に配置し、融合することにより「社会に貢献できる人材」養成のための体系的な教育課程が構成されている。

なお、公認心理師資格に必要な内容に特化した一部の科目については、卒業要件科目以外の課程外科目として整理している。

②こども心理学部通信教育課程

各科目区分の位置づけは通学課程と同様である。異なる点としては専攻を設けていないため、基幹科目については、専門教育科目（展開科目）を履修する前段階として心理・教育の両側面を捉えるために「教育心理学」と「カウンセリング論」を必修としている。

また、カリキュラム・ポリシーにおいて、「こども心理学の様々な領域における体系的・実践的な知識・技能を学ぶ」としており、展開科目には科目群は設けず、開設するすべての科目の履修が可能となっている。社会人教育の特性上、様々な背景・目的を持つ学生に対して広く科目を設けることで、自身をとりまく心理的・社会的環境について、学修を通じて理解を深めやすい教育課程となっている。

なお、「卒業研究・卒業論文」も通信教育の課程でありながら選択科目として履修することができ、多様な学びに対応している【資料3-2-3】。

③モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科通学課程

まず、こども心理学部同様に「幅広い教養を身につける」ための「一般教育科目」を設置し、主に初年次で学士としての基礎的な教養を修得する。

「専門教育科目」は、幅広い領域と広い関心におけるモチベーションの学びを実現するために「心理・コミュニケーション科目群」「経営科目群」「教育科目群」を設置している。その中でも基盤となる「心理・コミュニケーション科目群」においては、他の科目群で各2科目の必修科目を設置しているのに対して、6科目の必修科目を設置して基盤を固めることを意図している。具体的には、心理・コミュニケーション科目群では「心理学概論」「心理学研究法」「心理学統計法Ⅰ」「心理学実験」「モチベーション論Ⅰ」「モチベーション論Ⅱ」の6科目を、経営科目群では「経営学概論」「公共経営と政策」、教育科目群では「教育学概論」「地域史論」のそれぞれ2科目を必修科目としている【資料3-2-4】。

「一般教育科目」と「専門教育科目」の履修と並行して、通学課程では、初年次から配置している「キャリア科目」は、知識・技能の修得に併せて、早期に社会に触れる機会を設けるほか、社会人として必要な知識や技能も同時に修得することで「社会に貢献できる人材養成」を強く意識した構成となっている。

また、モチベーション行動科学部の特徴として、初年次から卒業研究にいたるまでの4年間に「演習科目」を必修科目として位置づけている。初年次および2年次には「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」「基礎演習Ⅲ」「基礎演習Ⅳ」を設けて心理・コミュニケーション、経営、教育の3領域の研究の在り方を学び、3年次から各分野に分かれて「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」を履修することで「卒業研究」に取り組むうえで求められる専門的知識・技能の習得を目指す【資料3-2-4】。以上のように継続的に小人数でのゼミを体験することで「個人」「他者」「組織」を意識し、知識・技能の修得と他者とのかかわりの中から豊かな人間

性を身につけていく力の融合を促す分野となっている。

なお、心理専攻同様に公認心理師資格に必要な内容と教員免許状取得に特化した内容の一部の科目は卒業要件科目以外の「課程外科目」として整理している。

④モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科通信教育課程

各科目群の位置づけは通学課程と同様であるが、課程の特性上、実験やフィールドワークを伴う科目の必修化または開設が困難であるため、各科目群における必修科目が通学課程と異なっている。

具体的には、心理・コミュニケーション科目群においては「心理学概論」「心理学研究法」「心理学統計法」「モチベーション論Ⅰ」「モチベーション論Ⅱ」の5科目、経営科目群では「地域と社会」「経営学」の2科目、教育科目群では「教育学概論（モチベーション）」の1科目の構成である【資料3-2-5】。これらはすべて、印刷教材授業又はメディアを高度に利用した授業科目となっている。通信教育課程では様々な背景を持った学生を受け入れているが、アドミッション・ポリシーのとおり、すでに社会人として活躍をしている者が学生の主体となっており、その幅広いニーズに応える必要がある。そのため、モチベーションの学びを実現するための基盤となる最低限の科目を必修とし、それ以外の科目については教育の目的の達成を妨げない範囲で学生がある程度自由に科目を組み合わせることができる教育課程構成となっている。

●シラバスの適切な整備

各教育課程上に開設した個々の科目については、その科目のテーマ、到達目標、授業計画、評価基準、予習・復習、ICTの活用、アクティブ・ラーニングの導入、実務経験を生かした授業の実施、教員のオフィスアワー等を具体的に学生に対して明らかにしている。また、その科目において修得すべき「学士力」を具体的に示している【資料3-2-6】。

これらの内容が本学のカリキュラム・ポリシーに合致した内容であるか、そして免許・資格取得に必要な科目においては法令上定められた含めるべき内容が含まれているかを、教務委員会および通信学務委員会が専任教員に依頼をして、前年度のうちにシラバスの第三者チェックを行っている。すなわち、専任教員及び非常勤講師が担当する全てのシラバス原案を、専門性の近い専任教員が書式・形式にとどまらず内容に踏み込んで第三者の視点からチェックを行い、必要があれば修正をしたうえで、学内外に公開している【資料3-2-7】。

●履修登録単位数の上限の設定

各学部の教育課程を4年間にわたって、段階的にかつバランスよく履修していくための道筋として、令和元(2019)年度にカリキュラム・マップと科目ナンバリングを策定し、令和2(2020)年度から本学公式ウェブサイト及びオリエンテーション等で学生に提示している【資料3-2-8】。また、学則第33条、「こども心理学部履修規程」第9条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第8条において、適正な履修を進めていけるように通学課程では1学期の履修登録単位数の上限を24単位に定め、通信教育課程においては印刷教材授業を1学期間に8科目、面接授業を1年間に10科目と上限を定めている【資料3-2-9】。

通学課程においては、GPA3.5以上の者については、さらにこども心理学部4単位、モチベーション行動科学部4単位の登録追加の特例を認めている【資料3-2-10】。

加えて資格・免許を取得しようとする意欲ある学生についても、履修登録上限を超えて

登録できる特例を設けている。【資料 3-2-10】。

これらは、「学生便覧・履修の手引き」において根拠規程とともに掲載し、通学課程においては新年度のオリエンテーションの中の履修登録ガイダンスにおいても教務担当職員から全ての学年の学生に説明して周知を図っている。

●単位制度の実質を保つための工夫

本学の学則（通信教育課程においては「東京未来大学通信教育課程に関する規程」）に定める単位に必要な時間には、授業だけではなく、予習・復習などの授業以外の学修時間を含めることが前提となっている。このことは、新入生全員に配布する「学生便覧・履修の手引き」に明記し、新年度オリエンテーションの中の履修登録ガイダンスや通信教育課程の Web オリエンテーションにおいて説明している。また、各科目のシラバスにおいて予習・復習の項目を設けて、それぞれの授業において必要な学習時間や学習方法の記載を義務付けている【資料 3-2-6】。

本学で導入活用している学修システム CoLS は、学生への通知機能やディスカッション用の掲示板、資料配布などの機能を持っており、教員は授業に先立って CoLS を活用して課題や予習用資料を掲載したり、授業後のフォローアップ指導を行ったりすることが可能である。これらを通じて学習時間を補強する工夫を行っている。また、学外実習やフィールドワーク等の通常の講義以外の活動については、学則に定める単位認定に必要な時間数を満たすことを義務付けして全教員に配信する「教員ハンドブック」に掲載しているほか、休講が生じた場合の補講措置についても、教務委員会で管理し単位認定に必要な授業時間数を確保している【資料 3-2-11】。

通信教育課程においては「東京未来大学通信教育課程に関する規程」に定める単位に必要な時間には、対面授業だけではなく、予習・復習などの対面授業以外の学修時間を含めることが前提となっている。このことは新入生全員に配布する「学生便覧・履修の手引き」に明記し、通信教育課程の Web オリエンテーションや CA による個別指導において説明している【資料 3-2-12】。

3-2-④ 教養教育の実施

平成 30(2018)年度まで教務委員会の中に教養教育運営委員会をワーキンググループとして設置し、一般教育全般について、その在り方や運営について検討し、平成 31(2019)年 2 月に教務委員会に報告書を提出し、その位置づけを明確にした。内容は以下のとおりである【資料 3-2-13】。

●一般教育科目の位置づけ

現行の東京未来大学のカリキュラム・ポリシーは、「高度な専門的知識や技能を身につけるための専門教育、幅広い教養を修得するための一般教育だけでなく、キャリア教育と行事などを融合した本学独自の人間教育を基軸としたカリキュラムを編成する。」とされており、「幅広い教養を修得する」ことが一般教育の役割であり、最終的にはこれらを「融合」して本学のカリキュラムを構成することが謳われている。

こうしたことから、本学の一般教育を以下のとおり位置づけている。

- ①幅広い教養を修得すること。
- ②専門教育を展開するのに必要な知識や技能を身につけること。

③上述の事項は、一般教育科目のほとんどが1年次及び2年次に配当されていることから、全体のカリキュラム構成から見て、「樹木の根」に相当する部分である。

④今後は、専門教育と融合してその「樹幹部」を形成するに足る一般教育科目を3年次及び4年次に開講し、初年次から卒業に至るまで深い教養を修得する機会を設ける。

●一般教育科目の構成

本学の一般教育は「教養科目群」「スポーツ科目群」「情報処理科目群」「外国語科目群」、通学課程においてはこれに加えて「憲法」「数理データサイエンス科目群」の各分野から構成されており、「教養科目群」はさらに「自然科学」「人文」「社会」に区分されている。これらは本学が考える「幅広い教養」を表現している部分であり、ほぼ「一般教育」は網羅していると考えられる。

①教養科目群

ア. 教養科目群は、先に述べた通り「自然科学」「人文」「社会」に区分されており、それぞれの区分は相互に独立した学問から成っており、いずれかの学期に集中しないよう、学生の履修機会を確保する観点から開講時期のバランスを考慮して配置している。

イ. モチベーション行動科学部の通学課程においては、「歴史学」、「社会学」、「政治学」、「経済学」、「法律学」は、専門科目の「教育分野」と「経営分野」の履修につながる科目であることから、モチベーション行動科学部クラスを設置して、専門教育への連携を意識した授業を展開している。また、これらの科目は教員免許状（中高）取得のための科目としての性格も有している。なお、「歴史学」については、履修登録単位数の上限の関係から、2年次開講とせざるを得ない状況である。

ウ. 各学部における心理系科目につながる科目として「脳科学」を設置しているのは本学の特徴である【資料3-2-2】。

②スポーツ科目群

ア. 通学課程

まずは1年次の「体育実技A」「体育実技B」において、一般的な健康づくりのための運動処方やさまざまなスポーツ種目に触れることで、各種目のルールや練習方法を身につけるほか、教育現場でも行われる各種の測定法を学ぶ。特にこども保育・教育専攻クラスの授業においては幼児体育にも触れることで専門科目の「子ども体育」への橋渡しをする。また、学生の運動量を確保することも一つの目的でもある。

2年次において「体育理論」で「体育実技」での内容に科学的な検証を加えていく。併せてこれらの知識・技術を自分の健康維持だけではなく、一般社会や教育の現場で生かしていくことのできるよう「レクリエーション論」と「レクリエーション援助技術」を配置している【資料3-2-2】。

イ. 通信教育課程

通信教育課程においてはすべて選択必修科目となっているが、教員免許状の取得にあたって、「体育実技A」または「体育実技B」の単位を修得することを必須としており、教育現場で活かせる実践の機会を確実に経験できるようになっている【資料3-2-3】。

③情報処理科目群

ア. 通信・通学共両学部1年次必修科目として、「情報科学概論」及び「情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）」、1年次選択科目として、「情報処理基礎Ⅱ」（通学課程）、「情報処理基礎

Ⅱ(機器操作を含む)」(通信教育課程)、を開講し、情報倫理を含めた情報リテラシーの基礎の習得を目指している。

イ. 情報処理・活用能力を高めるため、通学のみ開講であるが2年次選択科目としてアルゴリズムとプログラム言語の習得を目指した「情報処理応用 A」、Web 管理や利用、データベースの利用、ICT 機器利用習得を目指した「情報処理応用 B」、ワープロソフト等の応用機器及びそれらを駆使した文書作成の習得を目指した「ワープロ総合演習」を各学生のニーズにより、情報リテラシーの更なる向上のために、それぞれを開講している【資料 3-2-2】。

④外国語科目群

ア. 学士課程として必要な英語力を養成するために1年次に「英語Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」「リスニング」を必修科目として配置している。

イ. 1年次の必修科目の履修を経て、さらに高いレベルの英語力を習得するために2年次に「英語Ⅱ」「英語コミュニケーションⅡ」を開講している。しかしながら、学生の中にはより高い英語力を習得しており、さらなる高次の内容を学びたいとするニーズもあることから、通学課程においては併せて「アカデミック・リーディング」と「アカデミック・リーディング&ライティング」を開講し、習熟度に合わせた科目を開講している。

ウ. 学生の中には英語だけではなくさまざまな言語を学びたいというニーズも当然あることからアジア圏の言語である「中国語」を全学共通で開設している。通学課程ではこれに加え、「韓国語」と欧州圏の言語である「フランス語」「ドイツ語」を2年次に設置している。

エ. 心理専攻では、課程外科目として「心理学英書講読 A」と「心理学英書講読 B」を開講し、心理学の文献の原著にあたる機会を設けている。

オ. 本学の外国語科目群は「英語」がベースであり、1年次の必修科目の履修から、2年次以降の学生の習熟度やニーズに合わせた履修を展開できるような科目を配置している【資料 3-2-2】。

⑤数理データサイエンス科目群

2024年度より1年次自由選択科目(通学課程のみ)として「データサイエンス基礎」を開講し、データサイエンスのリテラシーを育成する入門的位置づけとして配置している。

一般教育科目の運営については、平成30(2018)年度までの教養教育運営委員会からの教務委員会への報告書をもって、その構成と位置づけを明確にし、令和元(2019)年度からは、教務委員会の審議事項に位置づけているが、専門の組織の設置についても検討中である。

なお、一般教育科目で100名を超える受講者の問題が指摘されており、これまで複数クラスへの分割を順次実施してきたが、平成30(2018)年度秋学期から100名を超える一般教育科目 b に SA (スチューデント・アシスタント) を配置した。令和2(2020)年度から SA 配置の対象となる科目を拡大して恒常的な制度として定着をしている。

エビデンス集 資料編 教養教育に関する資料【資料 3-2-14】～【資料 3-2-16】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

授業内容・方法の工夫、改善を進める組織体として教育改善向上委員会を設置し、本委員会によって毎年、学期毎に学生による授業評価アンケートの実施、FD(教育改善向上)

研修会の開催、相互授業参観の実施、「教育改善向上(FD)活動年報」(活動報告書)、「教育改善向上(FD)年報」(FD紀要)、「FDハンドブック」が作成されている。なお、教育改善向上委員会の委員は7名の教員及びEM部長から構成されており、委員長以外に各部会に部会長を置いて、授業参観・評価中部会、FD研修・他連携中部会を中心に活動を行なっている【資料3-2-17】。また平成3(2021)年度より学外への公開を前提とし、最新の内容とするためFDハンドブックを再編集するため、委員長及び三名の教員(他の部会と兼担)うち一名を部会長とし、FDハンドブック特別部会も設置している。

●学生による授業アンケートの実施

学生による授業評価アンケートについては、全教員(非常勤講師を含む)を対象とし、開講されている全科目において実施している。ただし、卒業論文や演習(ゼミナール)、実習指導などの科目については、教員の裁量にゆだねている。アンケートの項目は、「学ぶ意欲」「教員の意欲」「授業準備・内容」「授業方法」の観点をそれぞれ含み、通学課程の場合は全21の質問項目、通信課程の場合はテキスト科目で8の質問項目、スクーリング科目(対面)では13の質問項目、スクーリング科目(メディア)では14の質問項目、テキストスクーリング科目では16の質問項目(2021年度)からなる【資料3-2-18】。教員は学生からの評価を受け、改善点などをコメントにてCoLS及び図書館で公開しなければならない。

●FD(教育改善向上)研修会の開催

FD(教育改善向上)研修会は、全専任教員が参加(非常勤講師は任意参加)する全学教職員連絡会議(以下「全体会議」という。)で原則実施される。令和3(2021)年度は、授業の工夫点(遠隔授業やハイブリット授業の工夫)の実践例や学長や学部長による三ポリシーの解説も実施している。

●授業相互参観の実施

授業相互参観については、教員の授業力向上を目指して、専任教員、非常勤講師ともに通学課程だけでなく通信教育課程の授業も含めて実施している。令和2(2020)年度と令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、授業相互参観の設定は一時停止したが、令和4(2022)年度より復活し、春学期は通信教育課程テキスト科目授業を対象に、秋学期は通学課程対面授業を対象に実施した。

●FD活動の周知と支援

令和5(2023)年度も「教育改善向上(FD)活動年報」(活動報告書)、「教育改善向上(FD)年報」(FD紀要)、「FDハンドブック」を作成し、関係者へ配付した。【資料3-2-19】。

●成績平準化の取組

『学生便覧・履修の手引き』(通学)において、「成績の評価基準の割合[目安]」を示すとともに、春学期に行われる教務オリエンテーションにおいて、「成績評価の平準化」について学生に説明し周知している。

あわせて、全体の授業成績の頻度を教務委員会で分析し、教授会において共有を行っている【資料3-2-20】。

●教職課程の自己点検評価

保育・教職課程委員会において、教職科目を担当する教員を中心に、保育・教職センター特任教員(実習指導担当者、就職支援担当者)によって教員養成課程に関わる教職員の

取り組みや学生の確保・育成・キャリア支援、教員養成課程カリキュラム等の自己点検、評価をおこなった。令和 4（2022）年度の取り組みが、教職課程に関する初の自己点検評価活動となり、報告書を作成した後、ホームページにおいて公開した【資料 3-2-21】。

●卒論執筆の手引きの見直し

卒論執筆の手引きを定め、次年度の卒論執筆に向けて手引きを毎年度見直ししている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

●モチベーション行動科学部では前年度までの教育課程を修正し、令和 4(2022)年度より、「新教育課程」が始動しており、今年度で実施 2 年目となる。令和 7(2025)度までの 4 年間を通して、カリキュラム・ポリシーとの関係を確認しつつ、より充実した学びを保證できるよう教育内容を検証する。

●令和元(2019)年度までの 3 年間に、こども心理学部こども心理学科通学課程、こども保育・教育専攻における教職課程再課程認定、児童福祉法の改正にともなう保育士養成にかかる教育課程の見直し、及び心理専攻での公認心理師資格要件科目の設置などの見直しを行った。これらの内容とカリキュラム・ポリシーとの関係を確認しつつ、カリキュラム・マップ、科目ナンバリングにより、教育体系の編成を再確認する。

●こども家庭庁の新設にともなう保育士資格および幼稚園教諭の養成教育課程への影響を見極めつつ、将来の改訂に備え、情報を収集するとともに、教育内容の最適化を準備する。さらに個々の授業科目において、カリキュラム・ポリシーとディプロマー・ポリシーとの一貫性を保持するための「身につけるべき学士力」を授業科目に位置づけることとして各シラバスに記載し、併せてアクティブ・ラーニング、ICT の活用に係る記載を具体化することで、教育課程の最も身近な情報であるシラバスの充実を図る。

●教養教育については、一般教育科目全般においてその位置づけを再確認するとともに、授業運営に際して、SA 配置の充実などの支援を行うこととしている。

●教養教育の将来計画については、副学長の下に検討ワーキンググループが設置され、継続的に本学教養教育のあり方について検討が加えられている。【資料 3-2-22】

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、学長を委員長とする自己点検・評価・改善委員会が責任主体となり、「在籍者数」、「卒業者数」、「就職者数」、「入学年度別進級者数」、「標準年限卒業者数」、「授業評価アンケート」、「卒業者の専攻・学科別 GPA 分布」、「資格・免許取得状況」、「卒業時アンケート」、「就職先の実績」、「身につけるべき学士力調査」、三ポリシーの達成度を検証する「三

ポリシーの適切性に関するアンケート」等から構成されるアセスメントプラン【資料 3-3-1】に基づき、三ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行っている。アセスメントプランの各指標は各学部、教務係、キャリアセンター、IRセンターが情報を集計・分析して自己点検・評価・改善委員会で点検評価を行うとともに、結果は「教育の質を保証するためのアセスメント」として学長、及び大学戦略会議に報告されたのち、全学教授会を通じて全教職員で共有され、本学公式ウェブサイトで公開している【資料 3-3-2】。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価結果は、「教育の質を保証するためのアセスメント」として、自己点検・評価・改善委員会から学長、及び大学戦略会議に報告されたのち、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて、全学教授会を通じて全教職員、及び各種委員会にフィードバックされている【資料 3-3-3】。

●ディプロマ・ポリシーの達成度と学修成果の点検・評価結果

通学課程では、「三ポリシーの適切性に関するアンケート」による令和 4（2022）年度のディプロマ・ポリシー全項目の達成度が、各専攻学科とも、前年度より 10 ポイント程度低下している。特にモチベーション行動科学科の「組織を動かす力」は、19.6 ポイント低くなっている。資格・免許状取得状況では、こども保育・教育専攻の保育士・幼稚園教諭免許取得率が 59.5%と前年度より 10 ポイント以上低下したこと、逆に、モチベーション行動科学部の公認モチベーション・マネジャーBasic の取得率が 41.7%、認定心理士資格取得率が 15.0%と大きく上昇したことが注目されるが、これら以外は、例年とほぼ同様の傾向である。身につけるべき学士力の汎用スキルでは、「社会性」の達成度は高い傾向にある。他方、身につけるべき学士力の専門スキルでは、心理学専攻で「行動や感情の自己管理ができる」、「自らの感情や心の状態を理解し、調整することができる」といった自己感情や行動の調整の側面、こども保育・教育専攻では「円滑に担当クラスの運営を行える」、モチベーション行動科学科では「様々な実践経験をもとに地域の人びとと連携できる」の達成度が低い傾向にある。標準年限卒業率、GPA 分布、授業満足度、未来祭等満足度、週当たり学習時間（卒業時調査）、業種別就職状況に大きな変化は認められない。

以上より、ディプロマ・ポリシーの達成状況を検討すると、『人間性豊かな心』は、汎用性スキルの「社会性」の結果から修得されていることが示唆される。『高い専門的知識・技能』に関しては、心理専攻では、認定心理士資格の取得率が回復し、令和元(2019)年度は初めて 50 人台となった一方、こども保育・教育専攻では、保育士・幼稚園教諭免許取得率が低下していること、モチベーション行動科学科では、「組織を動かす力」（身につけるべき学士力専門スキル）の達成度が低いこと、また、『自ら考え、行動する』については、「創造力」（身につけるべき学士力汎用スキル）の達成度が低いことから、これらの改善に向けた検討が求められる。

通信教育課程では、「三ポリシーの適切性に関するアンケート」による令和 4（2022）年度のディプロマ・ポリシー全項目の達成度が、こども心理学部は 2~6 ポイント上昇しているが、モチベーション行動科学部では逆に低下傾向にある。標準年限卒業率、GPA 分布には大きな変化は認められない。資格・免許状取得状況については、こども心理学部では、

1年次入学、3年次編入とも、教員免許状取得率が減少傾向にある一方、1年次入学では認定心理士の取得率は増加傾向にある。他方、モチベーション行動科学部1年次入学では、認定心理士取得率は大幅に減少している。

以上より、モチベーション行動科学部でディプロマ・ポリシー項目の達成度が低下していること、また両学部で『高い専門的知識・技能』の指標である資格取得率が低下していることから、これらの改善に向けた検討が求められる。

●カリキュラム・ポリシーの達成度と学修成果の点検・評価結果

通学課程では、「三ポリシーの適切性に関するアンケート」による令和4（2022）年度のカリキュラム・ポリシー各項目の達成度が、すべての専攻、学科で低下している。休学者数、退学者数、修得単位数、GPAはほぼ昨年度と同様であるが、こども保育・教育専攻の留年者数、留年率は増加傾向にある。授業評価は、各カテゴリーとも昨年度とほぼ同様であり、概して肯定的である。良好な授業評価から、本学カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程及び授業は適切に運営され、機能していると考えられるが、自己評定によるカリキュラム・ポリシーの達成度の低下については、改善に向けた検討を要する。

通信教育課程では、「三ポリシーの適切性に関するアンケート」による令和4（2022）年度のカリキュラム・ポリシー各項目の達成度が、こども心理学部ではやや上昇、モチベーション行動科学部では、項目により異なるが、ほぼ横ばいと考えられる。休学者数、退学者数、修得単位数、GPAはほぼ昨年度と同様である。授業評価は各カテゴリーとも昨年度とほぼ同様であり、概して肯定的である。良好な授業評価、自己評定によるカリキュラム・ポリシー達成度から、本学カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程及び授業は適切に運営され、有効に機能していると考えられる。

●アドミッション・ポリシーの達成度と学修成果の点検・評価結果

通学課程では、令和5（2023）年度の志願者数、受験者数は、全専攻学科で増加している。各入試種別の入学者構成比率は例年とほぼ同様であり、総合選抜、学校推薦型選抜による入学者が全体の8割を占めている。「三ポリシーの適切性に関するアンケート」によるアドミッション・ポリシー各項目の2022年度の達成度は、全専攻学科で10ポイント前後低下している。新入生アンケートによると、全専攻で「意見や対立の違いを理解し受け入れることができる」、「相手の意見を丁寧に聞くことができる」、「他者と協調して行動できる」といった他者受容、協調性の側面の評価が高い一方、「目標を設定し、自ら進んで取り組むことができる」、「よりよい社会を実現するために、自らの資質を活かして積極的に社会に関与できる」といった自律性、積極性の側面は必ずしも高くない。しかしながら、本学のアドミッション・ポリシーを直接反映した入試種別（総合型選抜、学校推薦型選抜）による入学者が大半であることから、アドミッション・ポリシーは機能していると判断される。

通信教育課程では「3ポリシーの適切性に関するアンケート」によるアドミッション・ポリシー各項目の令和4（2022）年度の達成度は、こども心理学部で上昇し、モチベーション行動科学部では昨年同様に高い水準にある。アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜、受け入れは実現していると考えられる。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

●令和4（2022）年度より、教育の質保証の観点から三つのポリシーを踏まえた学修成果

の検証をより確実にを行うため、本学独自のアセスメントプランを構築し、これに基づく点検評価を実施している。結果は、「教育の質を保証するためのアセスメント」として公表している。アセスメントプランを構成する指標のうち、就職先アンケートと過年度卒業生アンケートについては、令和 5（2023）年度に見直しを行い、新たな項目による評定尺度を作成して調査を実施している。本調査を継続して実施するとともに尺度項目の妥当性等の検証も引き続き行う。三ポリシーの適切性に関するアンケートはアセスメントプランの中核をなす指標であることから、教育活動改善への活用を念頭に評定項目の検討を継続して行う。本学の教育研究活動全般に対する学外有識者による外部評価を令和 5（2023）年度より実施することにより、学修成果検証の客観性を担保するとともに、点検評価のより一層の精緻化を図る。

【基準 3 の自己評価】

●全般的に、大学の教育目的を維持しつつ、近年の様々な法改正等に対応して教育課程改正を行ってきた。そのため全学的に従来のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの趣旨を維持しつつも細部において調整を加えながら、新たな教育課程との一貫性の再確認を行っているところである。

●基準 3-1、3-2 にある内容については、ほぼ策定を終え、その運用も厳格にすすめてきているところである。基準 3-3 に係る点検・評価については、新たなアセスメントプランに基づく検証を終えたところである。検証結果に基づき教育内容・方法及び学修指導等を改善するためのフィードバック・ループは、形成途上ではあるが、全学的な体制の整備については着実に地歩を固めつつある。PDCA サイクルの構築に向けて、今後も遅滞なく歩を進めていく。

以上から基準 3 については、満たしていると自己評価する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

●学長が本学の最高責任者として、教育及び運営管理上の重要事項に関して本学の意思を決定すると学則第 6 条第 2 項および組織規程第 3 条に明確に位置づけている【資料 4-1-1】。

●学長が適切にリーダーシップを発揮することができるよう、副学長、学部長等を配置して学長を補佐する体制が整備されている。

●学長の意思決定に資する客観的データを提供するため、IR センターを設置し、データの収集、分析に努めている【資料 6-2-4】。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

●本学では、使命・目的の達成のため、大学戦略会議、全学教授会、学部教授会、各種委員会等の教学マネジメント組織を編成しており、次の通りその意思決定の権限と責任は明確になっている。

①大学戦略会議

「東京未来大学戦略会議規程」に基づき【資料 4-1-2】、大学の運営全般に係る重要事項について、教学、経営双方の視点から協議する機関として設置されている。構成員、会議の任務は規程に明記されており、会議の権限と責任の範囲は明確である。

②全学教授会

本学の教育及び運営管理上の重要事項に関する学長の諮問機関である。学長が教育研究に関する重要事項について決定を行うにあたって意見を述べるものとして、組織上の位置づけ及び役割を明確化している。学長、副学長、学部長、全学の教授、及び EM 局長をもって構成され、原則として月 1 回定例で開催される。全学教授会の招集は、本学の最高責任者として学長がこれを行い、議長となる。全学教授会に諮問を必要とする教育研究に関する重要事項は、「東京未来大学全学教授会規程」に定め周知しており、その権限と責任の範囲は明確である【資料 4-1-3】。

③学部教授会

全学教授会から委任された当該学部の教育研究に関する重要事項について審議し、学長に意見を述べる諮問機関である。全学教授会規程第 5 条に明記されている全学教授会審議事項の中で、審議の上、学部教授会に委任された事項について審議することが、東京未来

大学学部教授会規程第4条に明記されている。学部長、当該学部専任教員をもって構成し、招集は学部長が行い、議長となる【資料 4-1-4】。

④各種委員会

大学運営に関する各種審議を行う機関として委員会を設置し、それぞれの規程に基づき運営している【資料 4-1-3】。

1) 人事委員会 2) 自己点検・評価・改善委員会 3) 教育改善向上委員会 4) 教務委員会 5) 通信学務委員会 6) 全学入試委員会 7) 学生生活委員会 8) 紀要委員会 9) 研究推進委員会 10) 研究倫理・不正防止委員会 11) 褒賞懲戒委員会 12) コンプライアンス委員会 13) 防災委員会

上記①～④に示した組織は、一部の委員会を除きすべて毎月定期的に開催され、学則に定められた事項を審議している。すべての組織で会議終了後直ちに議事録が作成され、構成員による確認を経て内容が確定される。また、副学長は組織規程第7条に「学長を補佐する」とその役割を明確に定めている。

●これらの組織はすべて学長の統括下であり【資料 4-1-5】、実際にも上記諸組織を通じて学長の意思は大学運営に反映されている。特に重要な委員会については、学長が委員長としてこれを統括しており、その他にも学長が常時陪席または必要に応じ陪席し、大学運営上適切なリーダーシップを発揮している。

●本学の使命・目的に沿った意思決定および学長のリーダーシップ、教学マネジメントについて、関連法規に則って定められた学則等により適切に整備されており、また実質的に学長業務を補佐する体制・組織が機能している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

●EM 局を設置し、EM 局長を中心に職員が教員と共に教学マネジメントの要所を担っている。EM 局には EM 部と通信教育部を置き、以下の係にて管理運営業務を担っている【資料 4-1-6】。

①EM 部: 1) 庶務係 2) 人事係 3) 自己点検・評価・改善係 4) 広報係 5) 地域連携係 6) 経理・財務係 7) 教務係 8) 学生係 9) 入試係 10) 就職係 11) 実習係

②通信教育部: 1) 教務係 2) 実習係 3) 入試・広報係 4) E ラーニング係 【資料 4-1-5】

●EM 局には学生係に CA を配置し、学生の学修及び課外活動分野について支援している。

●CA 及び事務職員は経営事項のみならず、教学組織に関わる会議にも陪席して意見を述べ、各組織に所属する教員と協働して教学事項に関する業務も実行している【資料 4-1-7】。

(3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

●開学当初より構築を進めてきた、教職協働・教職一体化、学生第一を掲げての教学マネジメント体制を、更に推進していく。

●今後も、複雑化・増大化する業務負担の軽減や分散が求められるため、不断の点検・整備を実施していくとともに、適正な人員数の配置についても検討を進めていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

●大学設置基準第 13 条及び大学通信教育設置基準第 9 条第 2 項に定める専任教員数、教授数を確保し、各学部適切に配置している【資料 4-2-1】。

●「東京未来大学教員の採用及び昇任に関する規程」及び「東京未来大学教員の採用及び昇任に関する規程の施行細則」により、専任教員の採用、昇任、業績等の基準を定め、適切に運用している。昇任については、毎年末に各学部長が准教授・専任講師を対象に昇任基準を公開し、希望者から昇任申請を受け付ける。基準に照らして学部長より請求のあった昇任候補者については、人事委員会で審査・確認し、学長を経て理事長に昇任を請求している【資料 4-2-2】。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

以下の通り FD 活動を行っている。

●原則月 1 回の FD 委員会を開催し、組織的な実施と見直しを行っている【資料 4-2-3】。

●授業評価アンケートや授業相互参観（令和 5 年度はコロナ対策のため実施していない）により、教員自らが学生の評価や他教員の授業の工夫を知り、授業改善機会を提供している。また授業評価アンケートにて良好な評価であった教員を対象にベストティーチャー賞を選出している【資料 4-2-4】。

●年に 2 回以上他の委員会やセンターと連携を図りながら FD 研修を実施し、昨今の教育方法や内容の改善に有益な研修を提供している【資料 4-2-5】。

●FD ハンドブックを作成・提供し、教員の授業の工夫の参考となる情報を提供している【資料 4-2-6】。

●エビデンス集(資料編)

教員評価などの実施状況及び結果の活用状況を示す資料【資料 4-2-7】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

●全体会議や各種研修を通して、東京未来大学の定める理念体系（ミッション・ビジョン、教育理念、教育目的、三ポリシー、求める教員像等）の更なる浸透を図るとともに、AI、数理、データサイエンスといった時代の変化やニーズに対応できるよう、教員の資質・能力の向上機会の確保に努めていく。

●上記を促進していくために、部署、委員会、センター等を横断連携した研修の企画・実施を検討していく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

●東京未来大学職員研修規程を定め、学内外、個別全体を問わず職員の資質能力向上に資する研修会や勉強会を組織的に実施している【資料 4-3-1】。

●大学の母体である三幸学園が主催する階層別の職員研修や、入職 3 年目以上が対象となる外部研修も案内し、業務能力研鑽の機会を設けている【資料 4-3-2】。

●教職員における SD 研修に関しても、毎年 3 月・9 月に実施している全体会議の機会を活用し、FD 研修と併せて実施している【資料 4-3-3】。

●東京未来大学職員人材育成方針を定め、自己啓発の個人目標の設定をするとともに、全体研修のほかに学内外の研修・勉強会を年 1 回以上の参加、実施することを掲げている【資料 4-3-4】。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

●大学職員として必要なコミュニケーション能力、戦略的な企画能力やマネジメント能力、複数の業務領域での知見、大学問題に関する基礎的な知識・理解を深める機会として、様々な観点での SD 研修の機会を拡充していく必要がある。自主的に SD に取り組めるよう大学が支援し、本人の自己啓発の高揚を目指す。

●職員へは、学生支援を通じて大学運営に役立つ資格（キャリアコンサルタント国家資格など）の取得や、専門知識を修得するための学会や専門研究会への参加などを可能にする支援体制づくりを進めていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

●研究時間確保のために、専任教員の年間コマ数は 12 コマを基準とし、学部および専攻・学科で、この水準を遵守するために毎年調整を行っている。

●施設設備の研究環境を整えるために、専任教員は一人 1 部屋の研究室を保有し、パソコン、プリンター、机、本棚などの基本的な設備も整えている。また、各棟に複数の複写機

や輪転機は教職員が授業や研究のために自由に使用できるようになっている【資料 4-4-1】。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

●「東京未来大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」及び関連指針等を定め、不正等の防止及び対応を行っている。また、文部科学省や日本学術振興会より毎年度実施される、学内の研究倫理チェック体制や、経理不正チェック体制に関する履行状況調査等に対して客観的かつ適切に回答できる体制を整えている【資料 4-4-2】【資料 4-4-3】。

● 学内における研究倫理に関する規則の厳正な運用としては、具体的には以下の 4 点が挙げられる。

①教職員のコンプライアンス意識の向上のため、効率的で実効性のある研修を毎年度春学期・秋学期各 1 回実施している【資料 4-4-4】。

②科学研究費のモニタリング（中間及び期末）を、科学研究費交付対象研究者（10%程度）を無作為に抽出し、毎年度実施している。

③研究倫理審査の申請があったものに対して、倫理基準に基づき審査を実施している【資料 4-4-5】。

④教員らの協力のもと、学生に対する研究倫理・不正防止教育の指導を毎年度実施している【資料 4-4-6】。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

●専任教員は「東京未来大学個人研究費規定」及び「東京未来大学個人研究費に関する細則」に基づき、個人研究費として一人当たり年間 45 万円が交付されている【資料 4-4-7】。

●さらなる学術研究の発展を支援するために「東京未来大学特別研究助成金に関する規程」に基づき、専任教員を対象に、毎年特別研究助成金が配分されている。特別研究助成金が適正に配分されるように、助成金を希望する専任教員は、研究推進委員会に申請し、委員会が取りまとめた申請書を、学長及び学部長に提出し、大学戦略会議の議を経て学長が助成金額を決定している。また、特別研究助成金を受けた専任教員は、年度末に研究推進委員会に報告書の提出を義務づけている。報告書は学内共有フォルダに格納され、教職員が自由に閲覧できる。申請額が 50 万円以上の研究については、別途、特別研究助成金対象研究の成果報告会を実施し口頭での報告を義務づけている【資料 4-4-8】。

●さらに、教育・研究能力を高めることを目的として、専任教員を対象に「専任教員長期研究研鑽制度」も導入している【資料 4-4-9】。

●研究推進のための人的支援については、「東京未来大学公的研究費の管理・監査のガイドラインに係る規程」及び「東京未来大学公的研究費に係る事務等取扱要領」に基づき、資料整理及び研究補助等の要因要員として、研究支援者を雇用することができる【資料 4-4-10】。

●外部資金獲得のために、研究推進の担当事務から専任教員へ日本学術振興会の情報や財団からの研究助成金の募集などの情報をメールで周知している。その他にも上述した特別研究助成金の 50 万円以上の申請については、科研費申請を条件とし、申請様式も科研費申請様式に合わせて整備している。また、委員会が年 2 回発行している「研究推進ニュー

スレター」には、学内の科研申請数や採択教員の研究内容、科研費以外の外部資金での研究内容などを掲載し、本学の外部資金獲得に向けた積極的な姿勢を全学に共有している【資料 4-4-11】。

●エビデンス集(資料編)

研究環境に関する教員及び学生満足度調査の結果を示す資料【資料 4-4-12】。

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

- 医療誌 Web、Web of Science、Scopus などの電子ジャーナルが有料であるが、情報が得られやすい環境作りのために大学全体で契約をすることを採図書委員会に働きかける。
- 科研費申請の際の確認やアドバイスを教員相互で行う仕組みづくりを行う。
- 教員らの研究倫理に関する意識の向上を図るとともに、教員らが行う学生に対する研究倫理教育との間にも連続性を持たせることが課題であり、改善を図っていく。
- 研究支援体制の充実のため、「研究室をはじめとする研究環境の整備」「科研費をはじめとする学外研究費申請や研究費管理に関する事務体制の整備」「個人研究費及び特別研究助成金をはじめとする学内研究費予算の確保と配分」等に引き続き取り組んでいく。

【基準 4 の自己評価】

「基準項目 4 を満たしている。」

●本学の最高責任者である学長、学長を補佐する副学長、学部長、IR センター、大学戦略会議、全学教授会、学部教授会、EM 局等、学長が適切なリーダーシップを発揮できるように教学マネジメント体制が整備・配置され、権限の分散化と責任の明確化が図れている。

(基準 4-1)

●学内諸規則に基づき、教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任手続きが行われ、各学部に必要な教員が適切に確保・配置されている。また、教職員に求める資質と能力を「求める教員像」「求める職員像」に定め、FD 研修と SD 研修の組織的な実施と見直しにより、教育内容と方法の改善・開発、教職員の資質・能力向上に努めている。(基準 4-2～4-3)

●個人研究室・備品等の物的支援、研究倫理に関する諸規則の整備と運営、特別研究助成金制度による研究活動への資源配分、科学研究費助成事業をはじめとする外部資金獲得に向けた研修や申請励行、研究推進ニュースレターの発行等により、研究環境の整備と活性化に取り組んでいる。(基準 4-4)

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

- 「学校法人三幸学園寄附行為」に基づき設置する学校の経営を行っている【資料 5-1-1】。
- 役員及び教職員は「自主行動基準管理規程」「コンプライアンス管理規程」に基づき行動している【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】。
- 大学はその設置校の一つとして学則等の規定に基づき適切な経営を行っている。
- 学校教育法施行規則及び私立学校法等の法令に基づき情報を公表している【資料 5-1-11】。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- 本学園及び大学のミッション実現のため、毎年度配布手帳への記載、理事長、学長による年 2 回の全学教職員連絡会議(以下「全体会議」という。)の講話の中でミッションに沿った年度方針等説明している【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】。
- 学生への入学式・卒業式式辞等を通じて期待する人材像を伝えている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

- 教職員の労務環境については就業規則を始め各規程において保障している【資料 5-1-6】。
- メンタルヘルス及び人事、労務に関する外部相談窓口を設置し精神面のサポートを実施している【資料 5-1-7】。
- 衛生管理規定に則って教職員の健康、快適な職場環境を維持している【資料 5-1-8】。
- 令和 5(2023)年度は教職員を対象に「コンプライアンス研修」を実施している【資料 5-1-9】。
- エビデンス集(資料編)
環境保全、人権、安全に関する方針、計画、具体的措置を示す資料【資料 5-1-10】

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

- 全教職員に対し e ラーニング型コンプライアンス研修を実施し、その結果に応じた階層別コンプライアンス研修の実施を予定している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

- 理事会は寄付行為及び関連規定（寄附行為施行細則）に基づき運営されている【資料 5-1-1】【資料 5-2-1】。
- 理事 9 人（東京未来大学長、評議員 6 名、学識経験者 2 名）で構成されている。
- 理事会は法人の最高意思決定機関として、予算及び決算、事業計画、借入金、基本財産の処分、寄附行為の変更、学則の制定、寄附金品の募集、その他法人の経営に関する重要事項を決議している【資料 5-1-1】。
- 理事会が機動的にかつ的確に意思決定するために専門学校等常任理事会（以下「専門理事会」という。）を置き、理事会に付議すべき事項についてはあらかじめ専門理事会の審議を経ることとしている【資料 5-2-2】。
- 令和 5(2023) 年度においては 10 回の理事会、12 回の専門理事会を開催した【資料 5-2-3】【資料 5-2-4】【資料 5-2-5】。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

- 本学園は、大学 1 校、短期大学 1 校、通信制高等学校 2 校、特別支援学校 1 校、専門学校 65 校、付随事業として認可保育所 23 園、児童福祉事業として東京都認証保育所 16 園、スポーツ教育コミュニティ事業として認可外保育所 4 園等を経営している(令和 5(2023) 年 5 月現在)【資料 5-2-6】。
- 学校法人として社会に大きな責任を負っているため、法令遵守はもちろん、社会の変化・ニーズに的確に対応すべく、大学の管理運営、教学組織との協同を強化していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

- 学長が理事であり、理事会に参加しているため大学の意思は理事会に反映されている【資料 5-1-1】。
- 大学戦略会議を中心に 全学教授会、各学部教授会、エンロールメント・マネジメント（以下、「EM」という。）局と意思疎通・連携を図り意思決定に反映される緊密な関係が維持できている【資料 5-3-1】。
- 年 2 回の全常勤職員会（ビジョンミーティング、サマーセミナー）において理事長より経営方針等が伝達されている【資料 5-3-2】。
- 経営職階・役職者に向けて年 1 回の経営者セミナーにおいて理事長より事業計画、人事

方針などが示されている【資料 5-3-2】。

●理事長は本学の全体会議に出席し、全教職員に対し本学園の年度方針や達成目標、事業計画などの方針を示している。

●法令を遵守した意思決定等の執行状況を確保するため、理事長がコンプライアンス実施統括責任者として機能するコンプライアンス管理規定を制定している【資料 5-1-3】。

●常勤監事単独による監査を実施し、その結果を理事長に報告している【資料 5-3-3】。

●年 1 回、全教職員が理事長、学長、EM 局長あてに提出する自己申告書制度により、教職員の提案や改善要望などをくみ上げている【資料 5-3-4】。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

●監事の選任については寄付行為の規定に従い適切に選任している。

●常勤監事 2 名、非常勤監事 2 名の監査体制で大学、短大、専門学校、保育園及び理事・執行役員の監査を計画している【資料 5-3-5】。

●評議員会は寄付行為に基づいて適切に運営されており、令和 5(2023)年度においては理事会と同様に年 10 回開催した【資料 5-3-6】。

●評議員の選任については寄付行為の規定に従い適切に選任している【資料 5-1-1】。

●監事の理事会及び評議員会への出席状況は適切である【資料 5-2-4】。

●常勤監事は非常勤監事 2 名とともに理事会へ出席し、法人の業務及び財産の状況等について意見を述べている【資料 5-3-6】。

●監事業務については令和元年度版監事監査ガイドラインを準拠し、牽制機能の強化に努めている【資料 5-3-7】。

●評議員の評議員会への出席状況は適切である【資料 5-2-4】。

●エビデンス集(資料編)

①監事の選任状況及び職務執行の状況を示す資料【資料 5-3-8】【資料 5-3-9】。

②監事の職務執行の支援状況を示す資料【資料 5-3-10】。

③教職員からの情報や提案が活かされる仕組み及びその実施状況を示す資料【資料 5-3-11】。

(3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)

●常勤監事を中心に監事監査の充実を図るとともに、法人本部(総務部)並びに公認会計士と連携し、ガバナンスの強化に努めていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

●財務運営については、各部門からの予算要求に基づき、監事立会いのもと理事と法人本部、各部門責任者において予算編成会議を実施し、各年度の事業計画と予算書が作成されている。

●毎年6月～9月に理事確認のもと財務計画の見直しを行い、短期的な変動要因を予算に反映させ、安定的な財務運営に努めている【資料5-4-1】。

●設備等にかかる支出額については、原則として各年度の減価償却前の基本金組入前収支差額の範囲としており、金融資産が大幅に減少しないよう財源の計画・安定化を図っている。

●中長期計画については、本学園のミッション・ビジョンに基づき令和4年(2022)年度に5か年計画を作成し、専門学校を含む新設校の設置と教育研究環境の維持・充実並びに教育体系等の改革についての計画を作成している【資料5-4-2】。

●本学については、平成26(2014)年度以降は収入超過となっている【資料5-4-3】。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

●本学園は、大学1校、短期大学1校、通信制高等学校2校、特別支援学校1校、専門学校65校、付随事業都市で認可保育所23園、児童福祉事業として東京都認証保育所16園、スポーツ教育コミュニティ事業として認可外保育所4園等を経営しており(令和5(2023)年5月現在)、前回受審した令和2(2020)年度学生生徒数は40,497人、令和6(2024)年度は53,843人と13,346人増加した【資料5-2-6】【資料5-4-4】。

●財務基盤の柱となる学生生徒納付金収入は前回受審した令和2年度対比、7,636百万円増加し(令和2年度33,150百万円、令和5年度40,786百万円)経常収支差額、基本金組入前収支差額も高い水準で推移しており、本学を傘下に置く学校法人として経営基盤は安定している。

●本学については、こども心理学部およびモチベーション行動科学部ともに、入学定員を充足しており、財務基盤は安定している。既存学部及び法人の盤石な財務基盤に支えられており、大学経営に特段の懸念はない【資料5-4-3】。

●私立大学等経常費補助金は、令和2(2020)年度66,291千円、令和5(2023)年度は76,037千円となり、前回受審年度比9,746千円増加した。【資料5-4-5】。

●エビデンス集(資料編)

①事業活動収支計算書関係比率(法人全体及び大学単独)、貸借対照表関係比率(法人全体)、活動区分資金収支計算書関係比率(法人全体)【資料5-4-6】。

②文部科学省に提出した計算書のコピー(過去5年間)又は計算書及び独立監査人の監査報告書(過去5年間)【資料5-4-7】。

③予算書、財産目録など(最新のもの)【資料5-4-8】。

④金融資産の運用状況(過去5年間)【資料5-4-9】。

(3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

●財務基盤については、教育環境の充実を図っていく中で、経常収支差額比率並びに事業活動収支差額比率は高い水準で推移している。

●基本金組入前収支差額についても同様に推移しており、法人運営に特段の懸念はない。

●本学については、平成 26(2014)年度以降、経常収支差額比率、事業活動収支差額比率は高い定員充足率を背景に、安定的に高い水準を維持している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

●学校法人会計基準に準拠しつつ、本学園が定める「経理規程」「経理事務処理要領」他、関連規定に則り、独立監査人の公認会計士の指導のもと会計処理を実施している【資料 5-5-1】。

●予算は予算責任者を総務部長とし、事業計画に基づいた法人予算を作成し、各部門責任者および担当役員を経て、理事長へ提出される。

●大学の予算については、予算管理者である EM 局長が予算案を策定し、学長、担当理事、大学戦略会議の承認を経て、学校法人予算責任者である総務部長に提出している【資料 5-5-2】。

●提出された予算策定資料は理事長が予算案として毎年 3 月に評議員会及び理事会に付議、審議のうえ決定している。

●予算の執行にあたっては、学校法人会計基準に則り、法人本部(総務部)において管理し固定資産管理については「固定資産管理規程」に則り処理を行っている【資料 5-5-3】。

●収入、支出の経理処理は、学校法人会計基準に基づき行っている。判断が迷う場合は、独立監査人の公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団の経営相談センター等に確認、租税については所轄の税務署に判断を求めるなど適切な会計処理に努めている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

●監査については、私立学校振興助成法第 14 条に基づき、公認会計士または監査法人による監査（外部監査）と監事監査及び内部監査を実施している。公認会計士による監査は年間延べ 40 日程度の日程で監査契約を締結し、理事会、評議員会等の議事録、稟議書、契約書等を基に経理伝票や証憑類、取引内容等の確認を行っている。

●独立監査人からの特段の指摘事項はない。

●監事による監事監査、法人本部（総務部）による内部監査を実施している。

●法人本部(総務部)による内部監査では、会計伝票と証憑等及び予算ないし稟議書を突合し取引内容と権限等の確認を実施する他、重要資産の管理状況の確認、部門責任者との面談による業務執行状況の監査を行い、専門学校等常任理事会並びに理事会に報告している。

●監事監査では、令和版監事監査ガイドラインに準拠し、各学校を实地調査し業務監査、財務状況の監査を行っている。

●常勤監事は、全国に所在する各設置校で監事監査を実施し、監査状況については非常勤

監事に情報共有を行うとともに、独立監査人との連携を図り相互チェック機能を発揮している。

●令和5年(2023)年度の常勤監事監査は57部門を実施している。また常勤理事及び執行役員に対して監事監査を実施している。

●独立監査人及び理事長との個別ミーティングを行い連携し決算に係る最終監査を行い、「監査報告書」を作成し、毎年度、決算に係る評議員会及び理事会において監査報告を実施している【資料5-5-4】【資料5-5-5】【資料5-5-6】。

●予算が決算と大きく乖離する場合には、期中並びに年度末に補正予算を編成している。なお、決算書は最終補正予算との対比で作成している。

(3) 5-5の改善・向上方策(将来計画)

●会計処理、会計監査の体制と厳正な実施については適正に行われており、今後も監事等と協働してこれを堅持する。

【基準5の自己評価】

●本学は、平成19(2007)年の開学以来、関係法律、寄附行為、法人の諸規定及び大学の諸規定に基づいた経営管理を行っている。

●「技能と心の調和」を教育理念に、高等教育機関に学ぶ学生として専門知識や能力を向上させるとともに、教育や実践的活動を通じて高度な社会人能力を備えた学生を育てている。今後もこの経営姿勢を堅持し、世の中の変化に機動的に対応できる経営をすべく常に見直しを行っていく。

●経営の規律、理事会、ガバナンス及び執行体制については、理事長及び学長のリーダーシップの基、基準を満たしている。また、教育研究活動をするための財務基盤と収支、会計についても、良好な水準を維持していると自己評価する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

全学の方針である「東京未来大学内部質保証に関する方針」【資料 6-1-1】を定めるとともに、学則第 2 条第 1 項で「本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うほか、学校教育法第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表するものとする。」と定めている【資料 6-1-2】。内部質保証の恒常的な組織として、学長を委員長とする自己点検・評価・改善委員会を設置している。自己点検・評価・改善の対象となる項目については、「東京未来大学自己点検・評価・改善に関する規程」第 7 条に明記され【資料 6-1-3】、この規程に基づいて全学的な方針が同委員会において明示される【資料 6-1-4】。具体的には年度当初に、その年度の自己点検・評価・改善活動、教育研究活動について、委員長である学長より具体的な方針を公表し、この方針に従い各種委員会・センター、EM 局の活動の中でその具現化に向けた作業がなされる。全教職員には、全学教授会、並びに春と秋に開催される全学教職員連絡会議(以下「全体会議」という。)の中で、全学的な方針や取り組み計画が説明されている【資料 6-1-5】。

内部質保証のための恒常的な組織である自己点検・評価・改善委員会は、委員会設置の根拠となる「東京未来大学自己点検・評価・改善に関する規程」の第 1 条において「この規程は、東京未来大学学則第 2 条第 1 項に基づき、東京未来大学（以下「本学」という。）における自己点検・評価・改善に関する事項を定める」こととしている【資料 6-1-3】。

委員会構成員については、同規程第 3 条において（1）学長、（2）副学長、（3）学部長、（4）エンrollment・マネジメント局長、（5）学科長、専攻長、（6）エンrollment・マネジメント局次長、（7）通信教育部長、（8）その他学長が指名する者と定めている。なお、より機動的に内部質保証活動が行えるよう、令和 4(2022)年度に委員構成の見直しが行われ、全学教授会規程第 6 条第 2 項に定める全学委員会の委員長、組織規程第 3 章に定められる教育研究センターのセンター長は、委員から除外された【資料 6-1-3】。学長を委員長とする自己点検・評価・改善委員会が策定した方針に従い、大学戦略会議、各学部教授会、全学教授会においても、内部質保証のために恒常的な点検・評価、その結果に基づく改善改革作業が行われており、組織体制は整備されている。

また、同規程第 5 条では、委員会に委員長を置くこと、委員長は学長をもって充てるとしており、本学における内部質保証体制の責任主体が学長であることを明確に定めている【資料 6-1-6】。

さらに同規程第 8 条では、「本学を構成するものは、個人たると組織たるとを問わず、自己点検・評価の結果をふまえ、積極的にその結果を活用して、教育研究活動の向上を図り、教育研究環境の整備充実を期し、大学の管理運営の改善に資するよう努めるものとする。」

ことが明示されており、全教職員が内部質保証に取り組む体制を整えている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長ガバナンスの下で内部質保証の充実に向けた組織体制、責任体制のさらなる整備、明確化を恒常的に進めているが、今後はさらに各委員会・センターなど部署間の連携と情報共有をさらに推進していくことが重要である。この起点となるのが自己点検・評価・改善委員会であり、同委員会の不断の活動を継続するとともに、大学戦略会議、全学教授会といった中核的会議体との連携と意思決定過程の明確化が今後の課題である。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

「自己点検・評価・改善に関わる規程」に基づく自己点検・評価・改善委員会を置き、毎年度終わりに同委員会から学部、専攻、通信教育課程、全学委員会、教育研究センターに宛てて、次年度の取組計画の提出を依頼し、自己点検・評価・改善委員会(学長)による確認と承認の下で年間取り組み目標を設定し、この達成に取り組む体制を整えている【資料 6-2-1】。

各学部、全学委員会、教育研究センターは、当該年度取組計画について年度途中に達成に向けた進捗状況を自己点検・評価・改善委員会に提出する。年度末には取組結果とそのエビデンス並びに次年度取組計画を作成し同委員会に提出している。なお、令和 3(2021)年度より自己点検・評価・改善委員会が求める課題解決を中心に取組計画を策定することとした【資料 6-2-2】。このように、エビデンスに基づく計画・実行・評価・改善・次年度活動目標という PDCA サイクルを整えている。

自己点検・評価・改善に向けた取組結果については、各取組主体で活動実績(エビデンス)に基づき、S(特に優れた実績)～D(大幅な計画の改善が必要)まで 5 段階で自己評価を行い、自己点検・評価・改善委員会が評価の妥当性を検証している。自己点検、及び評価結果は、自己点検評価書として本学公式ウェブサイトに公開している【資料 6-2-3】。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では平成 27(2015)年にインスティテューショナルリサーチ(「IR」)センターを開設した。IR センターは、東京未来大学インスティテューショナルリサーチセンター規程第 2 条により、東京未来大学における教育理念を実現するために必要な調査、分析及び考察を行うことを目的とすることが定められている【資料 6-2-4】。また、同規程第 3 条により、IR センター業務として、(1) 大学運営にとって重要な方針を立てるために必要な情報の提供、(2) 本学が有する学内情報の収集並びに当該情報に関するデータベースの整備、(3)

データベースを利用した分析及び考察、(4) 高等教育政策の情報収集及び提供、(5) 高等教育に関わる社会情勢の情報収集及び提供が定められている。

これまでに、各種教務データ、入学予定者アンケート、新入生アンケート、メンタルヘルス調査、学生生活実態調査、過年度卒業生アンケート、三幸フェスティバル関連アンケート、未来祭関連アンケート、進路に関するアンケート、身につけるべき学士力調査など、学内で実施されてきた各種の調査結果や資料をデータベース化するとともに調査結果の集計分析、調査実施主体に対する分析協力を行っている。

このように、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制が整備されている。分析の結果は、大学戦略会議をはじめとして、学部教授会、全学教授会、さらに春と秋に行われる全学教職員連絡会議（全体会議）などを通じて、学内で共有されている【資料 6-2-5】。

●エビデンス集(資料編)

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の項目を示す資料【資料 6-2-6】。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証体制の充実に向け IR をさらに推進していくために、

●各種調査データの集計、分析、調査実施主体に対する分析協力、学内各種データの蓄積とデータベース化を継続していく。

●これまで学内各種委員会に分散蓄積されていたアンケート集計結果などのデータや資料の統合をさらに進め、データベースの充実を目指す。

●分析結果を学内で共有し有効に活用できるよう、分析ニーズの吸い上げと分析結果の定期的な公開体制のさらなる充実を図る。

●教学マネジメント体制を強化し、学長の意思決定に資するコンサルテーション機能の構築も目指す。

●IR に精通した人材の育成のため、研修等の受講の促進を図る。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、認証評価機関による認証評価を受けることを、学則第 2 条第 1 項に明記し、内部質保証に関する中心的な組織として自己点検・評価・改善委員会を設置している。自己点検評価の結果については、全学的に共有を図ることで教育の改善・向上に反映させることを目指している。

アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを起点とす

る内部質保証を確実に行うため、令和 5(2023)年度より東京未来大学アセスメントプランを策定した【資料 6-3-1】。アセスメントプランは、アドミッション・ポリシーの達成度を検証する入試種別ごとの受験、合格、入学状況調査、カリキュラム・ポリシーに基づき、授業内容の具体的な到達点・目標として定めた「身につけるべき学士力」の達成度を測定検証する「身につけるべき学士力調査」、学期の終わりに、すべての授業において実施される授業評価アンケート、授業や学内諸活動プログラムを通じて、学生がディプロマ・ポリシーで求めている要件をどの程度達成したかを確認する卒業時アンケート等の評価指標から構成されるものである。これに基づき、三つのポリシー、教育の目的の適切性、及びこれらに沿った学修成果の達成状況を、全学レベル、学位レベルで点検評価する体制が整備された。

アセスメントプランによる点検評価結果は、教育の質を保証するためのアセスメントとして、全学教授会へ報告する【資料 6-3-2】とともに、本学公式ウェブサイト等で公表している【資料 6-3-3】。これらは、三ポリシーを起点とした教育の質向上への取り組み、取り組み結果に基づく改善実施、効果の確認、新たな改善への取り組みという PDCA サイクルを構成する活動である。

点検評価の客観性を担保する観点から、平成 28(2016)年度と 29(2017)年度には、計 5 名の外部有識者に本学の自己点検・評価・改善活動について評価を依頼し、概ね肯定的な評価を得ることができたが、今後のさらなる教育の質向上に向けての指摘・提案も受けた。その詳細及び対応施策については、令和 2(2020)年度自己点検報告書に記載し、取り組みへの努力を継続して今日に至っている。令和 5(2023)年度からは、新たな外部評価委員制度を導入し【資料 6-3-4】、三つのポリシーを起点とした内部質保証、その結果に基づく教育の改善・向上をより確実にする取り組みを開始している。

令和 2(2020)年度に中長期計画(教学)を「大学の質と評価のさらなる向上」と定め、この中長期計画を達成するための全学委員会・教育研究センターそれぞれの中長期計画を策定した。この計画は令和 7(2025)年 3 月で終了するため、第Ⅱ期中期計画(教学)を策定し令和 6(2024)年度末までに発表予定である【資料 6-3-5】。

以上から、内部質保証の仕組みは機能している。

●エビデンス集(資料編)

自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果への改善状況を示す資料【資料 6-3-6】。

(3) 6-3 の改善・向上方策(将来計画)

内部質保証の充実に向け、令和 5(2023)年度より開始したアセスメントプランに基づくアセスメントを毎年実施するとともに、アセスメントプランを構成する評価指標のさらなる拡充を進め、三つのポリシーを起点とした内部質保証体制を確固としたものとする。

アセスメントプランについては、アドミッション・ポリシー達成状況の評価指標を精緻化するため、新たな手法の開発等の検討を継続して行う。また、ディプロマ・ポリシー達成状況については、就職先アンケートの拡充と過年度卒業後のアンケートの導入により、確実な把握と検証に努める。

【基準6の自己評価】

内部質保証については、全教職員が取り組む体制を規程上で明確に定めており、取り組みの中心となるのは自己点検・評価・改善委員会である。同委員会及び委員長である学長の指示のもと、大学戦略会議、各学部教授会、全学教授会、全学委員会、教育研究センターは、恒常的に点検・評価、これに基づく改善・改革作業を行っている。点検作業の中では、内部質保証充実の判断材料となるデータを、全学委員会、教育研究センター、EM局で収集し、IRセンターでのデータベース化と分析を通じて、エビデンスに基づく内部質保証を推進する体制を整えている。

三ポリシーを起点とした内部質保証については、本学独自のアセスメントプランに基づいて、教育の質を保証するためのアセスメントを実施し、確実なものとしている。さらに、アセスメント結果については、学外有識者による外部評価を受けるとともに、学内外に広く公表し、主要な教職員会議で情報共有することにより、教育の改善・向上に反映させている。

以上の自己評価により、基準6を満たしていると判断する。

IV. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	本学の「学則」第 1 条に明示している。	1-1
第 85 条	○	本学の「学則」第 3 条に明示している。	1-2
第 87 条	○	本学の「学則」第 21 条に明示している。	3-1
第 88 条	○	本学の「学則」第 22 条と「他大学等で習得した単位の認定に関する細則」第 3 条から第 5 条に明示している。	3-1
第 89 条	—		3-1
第 90 条	○	本学の「学則」第 24 条に明示している。	2-1
第 92 条	○	本学の「学則」第 6 条学長の内容が明示されており、それ以外のものに関しては、「学則」第 11 条に明示されている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	本学の「学則」第 1 条に明示している。	4-1
第 104 条	○	本学の「学則」第 44 条に明示している。	3-1
第 105 条	○	本学の「学則」第 49 条の 2 と「特別聴講学生に関する規程」第 11 条に明示している。	3-1
第 108 条	—		2-1
第 109 条	○	本学の「学則」第 2 条に明示されている。自己点検評価書並びに施設・設備は本学公式ウェブサイトにて公表している。	6-2
第 113 条	○	本学の「学則」第 2 条に明示している。	3-2
第 114 条	○	本学の「学則」第 11 条に明示している。	4-1 4-3
第 122 条	○	本学の「学則」第 29 条の 2 項と「編入学規程」第 2 条 1 項第 2 号に明示している。	2-1
第 132 条	○	本学の「学則」第 29 条の 2 項と「編入学規程」第 2 条 1 項第 4 号に明示している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	本学の「学則」第 3 条 (学部・学科)、第 4 条 (定員)、第 10 条 (EM局)、第 18 条 (学生・学則)、第 19 条 (授業期間)、第 20 条 (休業日)、第 21 条 (終業年限)、第 23 条から第 28 条 (入学)、第 30 条 (授業科目の区分)、第 31 条 (単位数の基準)、第 36 条 (成績評価)、第 37	3-1 3-2

東京未来大学

		条（進級要件、卒業要件）、第 38 条（休学）、第 41 条（退学）、第 43 条（転学）、第 44 条から第 45 条（卒業）、第 47 から第 48 条、第 51 条から第 56 条に明示している。	
第 24 条	—		3-2
第 26 条 第 5 項	○	本学の「学則」第 48 条（懲戒）に明示している。	4-1
第 28 条	○	本学の「文書保存年限基準」に明示している。	3-2
第 143 条	—		4-1
第 146 条	○	本学の「他大学等で修得した単位の認定に関する細則」、「通信教育課程における編入学等により入学した者の既修得単位認定取扱要領」、に明示している。	3-1
第 147 条	—		3-1
第 148 条	—		3-1
第 149 条	—		3-1
第 150 条	○	本学の「学則」第 24 条 4 項から 9 項に明示している。	2-1
第 151 条	—		2-1
第 152 条	—		2-1
第 153 条	—		2-1
第 154 条	—		2-1
第 161 条	○	本学の「学則」第 29 条、「編入学規程」第 5 条、「帰国子女特別入学試験に関する細則」第 2 条に明示している。	2-1
第 162 条	○	本学の「学則」第 24 条の第 2 項、第 43 条第 2 項に他大学からの転学について明示している。	2-1
第 163 条	○	学則第 18 条と第 45 条に明示している。	3-2
第 163 条の 2	○	本学の「科目等履修生に関する規程」第 11 条に明示している。	3-1
第 164 条	—		3-1
第 165 条の 2	○	本学の大学案内、学生募集要項、学生便覧、本学公式ウェブサイトに記載している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	本学の「自己点検評価改善に関する規程」第 8 条に明示している。	6-2
第 172 条の 2	○	本学の大学案内、学生募集要項、学生便覧、本学公式ウェブサイトに記載している。	1-2 2-1 3-1

			3-2 5-1
第 173 条	○	本学の「学則」第 44 条第 1 項に明示している。	3-1
第 178 条	○	本学の「編入学規程」第 5 条に明示している。	2-1
第 186 条	—		2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	本学の「学則」に記載し、設置基準も含めて、適切に運営を行っている。	6-2 6-3
第 2 条	○	本学の教育研究活動等の状況は、「学則」第 2 条に基づき、別途冊子と本学公式ウェブサイトにて公表を行っている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	本学の「学則」第 4 条の 2(学部学科等の教育の目的) に明示している。	2-1
第 2 条の 3	○	本学の「入学者選考規程」に基づき、適切に入学者選抜がなされている。	2-2
第 3 条	○	本学の「学則」第 3 条(学部・学科)に明示している。	1-2
第 4 条	○	本学の「学則」第 3 条(学部・学科)に明示している。	1-2
第 5 条	—		1-2
第 6 条	—		1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	本学の「組織規程」第 2 章から第 4 章に大学全体の組織役割について明示している。	3-2 4-2
第 10 条	○	授業科目の担当に関しては、基準を満たす授業担当者を適切に配置している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	該当する教員が、教育課程の編成に参画している。	3-2
第 11 条	○	本学では、キャリア支援において授業を持たない特任教授を置いている。	3-2 4-2
第 12 条	○	専任教員については、「教員の採用及び昇任に関する規程」に基づき、全て本学の専任教員として教育研究に従事している。	3-2 4-2
第 13 条	○	専任教員数は、設置基準を上回っている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長の資格は、「東京未来大学長選出規則」により選考	4-1

東京未来大学

		している。	
第 14 条	○	本学の「教員及び昇任に関する規程」第 7 条に明示している。	3-2 4-2
第 15 条	○	本学の「教員及び昇任に関する規程」第 8 条に明示している。	3-2 4-2
第 16 条	○	本学の「教員及び昇任に関する規程」第 9 条に明示している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	本学の「教員及び昇任に関する規程」第 10 条に明示している。	3-2 4-2
第 17 条	—		3-2 4-2
第 18 条	○	本学の「学則」第 4 条に明示し、遵守している。	2-1
第 19 条	○	本学の「学則」第 4 条の 2 に教育上の目的を明示し、適切に課程を編成している。	3-2
第 20 条	○	本学の「学則」第 30 条に基づき、各授業科目を配置している。	3-2
第 21 条	○	本学の「学則」第 31 条に明示している。	3-1
第 22 条	○	本学の「学則」第 19 条に明示している。	3-2
第 23 条	○	本学の「学則」第 31 条に明示している。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数については、履修登録をされた科目に応じ、調整を行ったうえで、適切に決定している。	2-5
第 25 条	○	本学の「学則」第 30 条の 2 に明示している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	本学の「学則」第 36 条に基づき、成績評価基準は、本学公式ウェブサイトや学生便覧にも掲載している。	3-1
第 25 条の 3	○	本学の「職員研修規程」に基づき、研修等を実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—		3-2
第 27 条	○	本学の「学則」第 33 条に明示している。	3-1
第 27 条の 2	○	本学の「学則」第 33 条に明示し、上限単位を超えないように、適切に履修登録指導を行っている。	3-2
第 27 条の 3	○	本学の「学則」第 22 条、第 22 条の 2 に明示している。	3-1
第 28 条	○	本学の「学則」第 22 条に明示し、詳細に関しては、「他大学等で修得した単位の認定に関する細則」第 1 条、第 3 から 5 条に明示している。	3-1
第 29 条	○	本学の「学則」第 22 条に明示し、詳細に関しては、「他大学等で修得した単位の認定に関する細則」第 8 条、第 9 条に明示している。	3-1

東京未来大学

第 30 条	○	本学の「学則」第 22 条の 3 に明示している。	3-1
第 30 条の 2	—		3-2
第 31 条	○	本学の「学則」第 49 条に明示し、別途「科目等履修生に関する規程」も設け遵守している。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業要件は、本学「学則」の別表 2-1 から 2-3 にて明示している。学生便覧にも記載しており周知している。	3-1
第 33 条	○	本学の「学則」第 31 条に明示している。	3-1
第 34 条	○	本学公式ウェブサイトにて校地を公表しており、設置基準を満たしている。	2-5
第 35 条	○	本学は、運動場に六町グラウンドを設けている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設については、すべて設置している。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は、設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は、設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	本学の「図書館規程」に基づき、適切に運営されている。	2-5
第 39 条	—		2-5
第 39 条の 2	—		2-5
第 40 条	○	行う授業科目に必要な機械、器具は整備している。	2-5
第 40 条の 2	○	行う授業科目に必要な機械、器具は整備している。	2-5
第 40 条の 3	○	行う授業科目に必要な機械、器具は整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	本学の教育研究上の目的にふさわしい適切な名称である。	1-1
第 41 条	○	本学の「組織規程」第 21 条、第 22 条に明記し、事務業務に従事している。	4-1 4-3
第 42 条	○	本学の「組織規程」の第 22 条に記載に基づき、適切に運営されている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	本学の「東京未来大学キャリアセンター規程」に基づきキャリアセンターが進路・就職支援をするとともに、キャリア科目が必修となっており、学生の自立支援を行っている。	2-3
第 42 条の 3	○	本学FDにおいては、教育改善向上委員会を中心に研修を実施している。SDは、大学全体の会議等で研修の機会を設けている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—		3-2
第 43 条			3-2
第 44 条	—		3-1
第 45 条	—		3-1

第 46 条	-		3-2 4-2
第 47 条	-		2-5
第 48 条	-		2-5
第 49 条	-		2-5
第 49 条の 2	-		3-2
第 49 条の 3	-		4-2
第 49 条の 4	-		4-2
第 57 条	-		1-2
第 58 条	-		2-5
第 60 条	-		2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学士の学位授与に関しては、本学の「学位規程」に基づき適切に授与している。	3-1
第 10 条	○	学位名称については、本学の「学位規程」第 2 条第 2 項に専攻名称の付記を明記している。	3-1
第 10 条の 2	-		3-1
第 13 条	○	本学の「学則」第 34 条(単位の認定)、第 36 条(成績評価)、第 37 条(進級要件・卒業要件)、第 44 条(卒業認定)に明記し報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	運営基盤については、「学校法人三幸学園寄附行為(以下「寄附行為」)」に基づき、明確にかつ、適切に運営をしている。	5-1
第 26 条の 2	○	役員・評議員は、役職員等の関係者に対する特別の利益供与の禁止について理解し、適切に職務遂行している。「寄附行為」第 10 条、第 18 条第 13 項、第 21 条 12 項で関連規定を定め、適切に運営をしている。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為の備置きと閲覧に関しては、「寄附行為」第 38 条第 2 項に明記し、遵守している。	5-1
第 35 条	○	役員の選任については、「寄附行為」第 7 条に基づき、	5-2

東京未来大学

		適切に設置している。	5-3
第 35 条の 2	○	役員は学校法人と役員が委任関係にあり、善管注意義務・損害賠償責任があることを理解し、適切に職務を遂行している。 委任に関しては、「寄附行為」第 19 条に明記している。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会に関しては、「寄附行為」第 18 条に明記し、適切に理事会を運営している。	5-2
第 37 条	○	役員の職務については、「寄附行為」第 14 条から第 17 条に基づき、職務を遂行している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任については、「寄附行為」第 8 条から第 11 条に基づき、適切に運営されている。	5-2
第 39 条	○	「寄付行為」第 9 条に明記され、遵守している。	5-2
第 40 条	○	補充に関しては、「寄附行為」第 12 条に基づき、適切に運営している。	5-2
第 41 条	○	評議員会に関しては、「寄附行為」第 21 条に基づき、設置され、適切に運営されている。	5-3
第 42 条	○	「寄附行為」第 23 条に基づき、適切に運営している。	5-3
第 43 条	○	「寄附行為」第 24 条に明記し、遵守している。	5-3
第 44 条	○	「寄附行為」第 25 条に明記し、適切に選任し、運営している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員は、任務懈怠により、学校法人に対し損害賠償責任を負うことを理解し、適切に職務遂行をしている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員は悪意・重過失の場合における第三者に対する損害賠償責任を理解し、適切に業務を遂行している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員は、役員の連帯責任を理解し、適切に業務遂行している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	役員は、役員の連帯責任を理解し、適切に業務遂行している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為の変更は、「寄附行為」第 46 条に明記し、遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	「寄付行為」第 35 条に明記し、事業に関する事業計画・中期計画を認証評価の結果を踏まえて適切に作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	「寄附行為」第 37 条第 2 項に基づき、適切に運営されている。	5-3
第 47 条	○	「寄附行為」第 38 条に基づき、財産目録等（役員名簿、寄付行為、役員報酬等支払基準を含む）を備置き、閲覧に供している。	5-1
第 48 条	○	「寄付行為」第 40 条で明記し、所定の手続を経て役員	5-2

東京未来大学

		報酬等支給基準を作成し、適切に運用している。	5-3
第 49 条	○	「寄附行為」第 42 条で明記し、適切に運用している。	5-1
第 63 条の 2	○	「寄付行為」第 39 条で明記し、寄付行為、財産目録等（役員報酬等支払基準を含む）を適切に学園公式ウェブサイトで公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 1 条の 4			2-2
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2

第 7 条の 2			1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3			1-2 3-2 4-2
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-1
第 11 条			3-2
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			2-2 3-2
第 14 条			3-2
第 14 条の 2			3-1
第 14 条の 3			3-3 4-2
第 15 条			2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条			3-1
第 17 条			3-1
第 19 条			2-5
第 20 条			2-5
第 21 条			2-5
第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2

東京未来大学

第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			4-1 4-3
第 43 条			4-3
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2

東京未来大学

			3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条			3-1
第4条			3-1
第5条			3-1
第12条			3-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	法令に定められた基準を遵守し、通信教育課程に関する規程に基づき、適切に運営している。	6-2 6-3
第2条	○	学則第30条の2第2項並びに東京未来大学面接授業に関する規程第3条、東京未来大学印刷教材授業に関する規程第3条に基づき適切に運営している。	3-2
第3条	○	学則第30条の2、通信教育課程に関する規程第30条に基づき、適切に運営している。	2-2 3-2
第4条	○	通信教育課程に関する規程第31条に基づき、適切に運営している。	3-2
第5条	○	通信教育課程に関する規程第13条に基づき、適切に運営している	3-1
第6条	○	卒業要件は、通信教育課程に関する規程第36条、第37条に明示している。	3-1
第7条	○	通信記養育課程における編入学等により入学した者の既修得単位認定取扱要領に基づき、単位認定を適切に行っている。	3-1
第9条	○	教職員数は基準を満たしている。本学公式ウェブサイトに情報を公表し適切に運営している。	3-2 4-2
第10条	○	校舎施設に関しては、基準を満たしている。施設面積は、本学公式ウェブサイトに情報を公表している。	2-5
第11条	—		2-5
第12条	○	通信教育課程に関する規程第7条に基づき適切に運営している。	2-2 3-2
第13条	○	その他の基準についても、通信教育課程に関する規程をはじめとする諸規程に基づき、運営を適切に行っている。	6-2 6-3

東京未来大学

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

V. エビデンス集（資料編）一覧

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	三幸学園手帳(教育の理念、ミッション)	
【資料 1-1-2】	東京未来大学 学則	教育の目的
【資料 1-1-3】	「協働で築く力強い足立区の実現」～足立区基本構想 概要～	
【資料 1-1-4】	学生便覧(通学) 履修の手引 2024 学生便覧 履修の手引き 2024(通信教育課程) 【通学】教員ハンドブック 大学案内(通学) 大学案内(通信) 東京未来大学 学生募集要項 2025 東京未来大学 通信教育課程 募集要項 2024 本学公式ウェブサイト	教育の目的の記載
【資料 1-1-5】	東京未来大学 学則	学部の教育の目的
【資料 1-1-6】	学部・専攻別 ゼミ配属	少人数体制
【資料 1-1-7】	大学案内	CA の学生支援体制
【資料 1-1-8】	東京未来大学地域連携センター規程	
【資料 1-1-9】	東京未来大学通信教育課程に関する規程	
【資料 1-1-10】	令和 3(2021)年度第 4 回大学戦略会議議事録	学部、学科、専攻の取組計画を三つのポリシー等の検証に決定した資料
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	全学教職員連絡会議(全体会議)議事録	教育の目的、三ポリシーの説明(令和 6 年 3 月)
【資料 1-2-2】	理事会議事録	学長は理事として理事会に出席(令和 5(2023)年 5 月)
【資料 1-2-3】	本学公式ウェブサイト	教育の目的
【資料 1-2-4】	学生便覧(通学) 履修の手引 2024 学生便覧 履修の手引き 2024(通信教育課程)	教育の目的
【資料 1-2-5】	入学式式辞	教育の目的
【資料 1-2-6】	オリエンテーション「東京未来大学での学び方」	教育の目的
【資料 1-2-7】	新入生保護者・保証人用資料	教育の目的
【資料 1-2-8】	大学案内(通学) 大学案内(通信)	教育の目的
【資料 1-2-9】	東京未来大学 学生募集要項 2025 東京未来大学 通信教育課程 募集要項 2024	教育の目的
【資料 1-2-10】	求人のためのご案内	教育の目的
【資料 1-2-11】	令和 2(2020)年度第 4 回全学教授会議事録	中長期計画(教学)の制定
【資料 1-2-12】	東京未来大学 中長期計画(教学)	
【資料 1-2-13】	東京未来大学における教育理念・目的と三ポリシーの関係図	
【資料 1-2-14】	学校法人三幸学園設置校一覧表	令和 5(2023)年 5 月 1 日現在
【資料 1-2-15】	東京未来大学組織規程	・教育研究組織に関する規則及びその構成を示す組織図・資料

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	東京未来大学 学生募集要項 2025 東京未来大学 通信教育課程 募集要項 2024 本学公式ウェブサイト	アドミッション・ポリシー
【資料 2-1-2】	本学公式ウェブサイト	資料請求のお申込み
【資料 2-1-3】	大学案内(通学) 大学案内(通信)	アドミッション・ポリシー
【資料 2-1-4】	東京未来大学入学者選考規程	
【資料 2-1-5】	東京未来大学 学生募集要項 2025	入学試験の種別
【資料 2-1-6】	全学入試委員会議事録	令和 5(2023)年度
【資料 2-1-7】	こども心理学部入試委員会議事録 モチベーション行動科学部入試委員会議事録	学部入試委員会で可否を決定している
【資料 2-1-8】	東京未来大学通信教育課程に関する規程 入学者選考の基準及び可否処理の手順に関する申し合わせ	通信の入学者選考の規程。入学者選考規程は【資料 2-1-4】ご参照ください。
【資料 2-1-9】	委嘱状	入試問題作成
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	東京未来大学組織規程 本学公式ウェブサイト(求める教員像及び教員組織の編成方針) 令和 3(2021)年度第 2 回大学戦略会議議事録(人材育成方針と目標について)	東京未来大学組織規程【資料 1-2-15】ご参照ください。
【資料 2-2-2】	本学公式ウェブサイト 入学前教育 東京未来大学 基礎国語力育成プログラムについて シラバス 基礎演習 I、基礎演習 II 新入生オリエンテーションのご案内 スタートアップセミナーのご案内 2024 年度春学期 学生生活面談実施について GPA 面談マニュアル 学生便覧(通学) 履修の手引 2024 東京未来大学保健室規程 東京未来大学学生相談室規程 本学公式ウェブサイト(障がいのある学生支援に関わる基本方針)	新入生オリエンテーションのご案内【資料 1-2-6】ご参照ください。学生支援の内容
【資料 2-2-3】	学生便覧(通学) 履修の手引 2024 担任、CA 担当表 大学案内(通学)	CA の説明資料
【資料 2-2-4】	学生便覧 履修の手引き 2024(通信教育課程) 大学案内(通信)	CA の説明資料
【資料 2-2-5】	東京未来大学ティーチング・アシスタントに関する規程 東京未来大学スチューデント・アシスタントに関する規程 TA 研修実施報告	SA・TA
【資料 2-2-6】	学生便覧(通学) 履修の手引 2024 シラバス	オフィスアワー
【資料 2-2-7】	こども心理学部教授会議事録 モチベーション行動科学部議事録	障がい者支援の議事録 令和 6(2024)年度第 1 回
【資料 2-2-8】	EM局全体会議議事録	中退学の分析報告

東京未来大学

2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	学生便覧(通学) 履修の手引 2024	キャリア科目
【資料 2-3-2】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2024	キャリア支援
【資料 2-3-3】	シラバス(キャリア科目)	
【資料 2-3-4】	キャリアガイダンス スケジュール	キャリア支援内容
【資料 2-3-5】	大学推薦型インターンシップ企業一覧 1日保育・教育体験の方針について	インターンシップ支援
【資料 2-3-6】	実施資格講座予定(学生向け告知資料)	資格取得支援
【資料 2-3-7】	学生便覧 履修の手引き 2024 (通信教育課程)	通信生へのキャリア支援
【資料 2-3-8】	就職係会議 議メモ キャリアセンター管理運営委員会議事録	キャリア支援内容 令和5(2023)年度
【資料 2-3-9】	キャリアセンターからのお知らせ	キャリアカフェ利用案内
【資料 2-3-10】	月別キャリアカフェ利用人数 学校等の行う無料職業紹介事業報告	
【資料 2-3-11】	キャリアセンターからのお知らせ	【資料 2-3-9】をご参照ください。
【資料 2-3-12】	保育・教職センター会議議事録	令和5(2023)年度
【資料 2-3-13】	学生便覧履修の手引き(通学)2024	保・教でのキャリア支援 【資料 2-3-2】ご参照ください。
【資料 2-3-14】	本学公式ウェブサイト	卒業後のキャリア支援
【資料 2-3-15】	卒業後の進路状況	就職率
【資料 2-3-16】	上場企業内定者数推移表	
【資料 2-3-17】	障害者雇用枠での就職活動支援について	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	東京未来大学学生生活委員会規程	
【資料 2-4-2】	東京未来大学特待生制度に関する申し合わせ	
【資料 2-4-3】	東京未来大学みらい奨学金制度規程	
【資料 2-4-4】	日本学生支援機構の貸与状況を示す資料	
【資料 2-4-5】	東京未来大学学友会会則	学友会を金銭的支援
【資料 2-4-6】	学友会予算表	
【資料 2-4-7】	東京未来大学保健室規程	健康面での支援
【資料 2-4-8】	学生健康診断の実施について	
【資料 2-4-9】	東京未来大学 学生カード	
【資料 2-4-10】	東京未来大学学生相談室規程	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	稟議書 大学校舎全棟の LED 照明取換工事および6年レンタル契約について	
【資料 2-5-2】	新校舎 C 棟の資料	
【資料 2-5-3】	外部補修工事	
【資料 2-5-4】	東京未来大学管理業務請負契約書 耐震診断評価書 覚書 校舎等の耐震化率について(本学公式ウェブサイト)	施設の安全性
【資料 2-5-5】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2024	校舎内レイアウト
【資料 2-5-6】	本学公式ウェブサイト 図書館利用状況	東京未来大学図書館
【資料 2-5-7】	新入生オリエンテーションのご案内	パソコン配布「インターネット環境整備」について

東京未来大学

【資料 2-5-8】	本学公式ウェブサイト	バリアフリーマップ
【資料 2-5-9】	学部教授会議事録	SA 配置 令和 6(2024)年度第 2 回
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2024	CA の説明資料【資料 2-2-3】ご参照ください。
【資料 2-6-2】	学生便覧履修の手引き 2024(通信教育課程)	CA の説明資料【資料 2-2-4】ご参照ください。
【資料 2-6-3】	教育改善向上(FD)活動報告書(本学公式ウェブサイト)	授業評価アンケート
【資料 2-6-4】	学生生活実態調査(本学公式ウェブサイト)	令和 5(2023)年年 3 月実施
【資料 2-6-5】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2024	健康面・メンタルサポートの案内
【資料 2-6-6】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2024	奨学金の案内
【資料 2-6-7】	意見交流会議事録	学生の意見吸い上げる仕組み令和 5(2023)年度第 1 回

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2024 学生便覧 履修の手引き 2024(通信教育課程)	ディプロマ・ポリシー
【資料 3-1-2】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2024 学生便覧 履修の手引き 2024(通信教育課程)	身につけるべき学士力
【資料 3-1-3】	東京未来大学学則 第 44 条	卒業認定・学位授与
【資料 3-1-4】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2024 学生便覧 履修の手引き 2024(通信教育課程) 東京未来大学 学生募集要項 2025 東京未来大学 通信教育課程募集要項 2024 東京未来大学での学び方(オリエンテーション資料)	ディプロマ・ポリシー 学生便覧履修の手引き【資料 3-1-1】ご参照ください。 東京未来大学での学び方【資料 1-2-6】ご参照ください。
【資料 3-1-5】	【通学】教員ハンドブック FD ハンドブック	教員へディプロマ・ポリシーを周知するツール 教員ハンドブック(令和 5(2023)年度版) FD ハンドブック(2022年-2024年度版)
【資料 3-1-6】	3 ポリシー(本学公式ウェブサイト)	ディプロマ・ポリシー
【資料 3-1-7】	東京未来大学学則 第 34 条(単位の認定)	単位の認定
【資料 3-1-8】	東京未来大学こども心理学部履修規程 第 11 条、第 18 条 東京未来大学モチベーション行動科学部履修規程 第 10 条、第 17 条	成績の評価基準
【資料 3-1-9】	東京未来大学学則 第 5 条 東京未来大学通信教育課程に関する規程 第 31 条	単位の授与
【資料 3-1-10】	東京未来大学学則 第 37 条 東京未来大学こども心理学部履修規程 第 7 条 東京未来大学モチベーション行動科学部履修規程 第 6 条	進級要件・卒業要件
【資料 3-1-11】	東京未来大学通信教育課程に関する規程 第 36 条	進級要件・卒業要件
【資料 3-1-12】	東京未来大学学則 第 44 条 別表 2-1~2-3	卒業要件

東京未来大学

【資料 3-1-13】	東京未来大学通信教育課程に関する規程 第 36～37 条 別表 2-1～2-2	進級要件・卒業要件、卒業認定・学位授与
【資料 3-1-14】	東京未来大学学則 第 15 条	全学教授会の審議事項
【資料 3-1-15】	東京未来大学通信教育課程に関する規程 第 32 条 東京未来大学こども心理学部履修規程 第 11 条 東京未来大学モチベーション行動科学部履修規程 第 10 条	成績評価
【資料 3-1-16】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2024 学生便覧 履修の手引き 2024(通信教育課程)	単位認定など成績評価の公正性のための工夫、GPA などの活用状況を示す資料
【資料 3-1-17】	東京未来大学学則 第 44 条 東京未来大学学位規程	学位審査基準及び学位審査手続きの実際を示す資料
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2024 学生便覧 履修の手引き 2024(通信教育課程)	こども心理学部一般教育科目
【資料 3-2-2】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2024	こども心理学部専門教育科目
【資料 3-2-3】	学生便覧履修の手引き 2024(通信教育課程)	こども心理学部通信教育課程 専門教育科目
【資料 3-2-4】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2024	モチベーション行動科学部一般教育科目、専教育科目
【資料 3-2-5】	学生便覧履修の手引き 2024(通信教育課程)	モチベーション行動科学部通信教育課程 一般教育科目、専教育科目
【資料 3-2-6】	シラバス(抜粋)	シラバスの整備
【資料 3-2-7】	シラバス第三者チェック要領	令和 5(2023)年度
【資料 3-2-8】	カリキュラム・マップ、ナンバリング(本学公式ウェブサイト 東京未来大学での学び方)	
【資料 3-2-9】	東京未来大学学則 第 33 条 東京未来大学こども心理学部履修規程 第 9 条 東京未来大学モチベーション行動科学部履修規定 第 8 条	履修登録の上限
【資料 3-2-10】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2024	履修登録制限
【資料 3-2-11】	【通学】教員ハンドブック	【資料 3-1-5】ご参照ください。課外授業・休講の取扱
【資料 3-2-12】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2024 学生便覧 履修の手引き 2024(通信教育課程)	予習・復習
【資料 3-2-13】	教務委員会議事録(2019年2月26日)	教養教育の議論
【資料 3-2-14】	東京未来大学教務委員会規程	
【資料 3-2-15】	教務委員会議事録	令和 5(2023)年度
【資料 3-2-16】	教養教育運営委員会議事録(平成 30(2018)年 4 月～平成 31(2019)年 2 月)	教養教育担当組織の現況
【資料 3-2-17】	東京未来大学教育改善向上委員会規程	
【資料 3-2-18】	教育改善向上(FD)活動年報(活動報告書)	令和 5(2023)年度授業評価アンケート項目
【資料 3-2-19】	FD ハンドブック 教育改善向上(FD)活動年報(紀要)	FD ハンドブック【資料 3-1-5】ご参照ください。
【資料 3-2-20】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2024 学部教授会議事録	成績評価の平準化 令和 5 年度第 7 回
【資料 3-2-21】	教職課程 自己点検評価報告書(本学公式ウェブサイト)	令和 4(2022)年度

東京未来大学

【資料 3-2-22】	一般教養検討ワーキンググループの設置	全学教授会議事録(令和5年度第4回)
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	東京未来大学のアセスメントプラン	アセスメントプラン
【資料 3-3-2】	教育の質を保証するためのアセスメント(本学公式ウェブサイト)	アセスメントの外部公表
【資料 3-3-3】	教育の質を保証するためのアセスメント	全学教授会議事録(令和5年度第5回)

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	東京未来大学学則 第6条 東京未来大学組織規程 第3条	学長
【資料 4-1-2】	東京未来大学大学戦略会議規程	大学の意思決定組織及び構成員、権限に関する規則
【資料 4-1-3】	東京未来大学全学教授会規程	学長のリーダーシップを支える仕組み(権限の明確化、学長補佐体制、調査・企画部門の整備など)
【資料 4-1-4】	東京未来大学学部教授会規程	
【資料 4-1-5】	東京未来大学組織規程 組織図	教学マネジメントの編成方針と組織の現状を示す組織図・資料
【資料 4-1-6】	教職員協働関係図 EM局内組織図	職員の経営・教学組織への参画の状況、教職協働の実施状況を示す資料
【資料 4-1-7】	委員会委員等一覧	EM局員が委員会に関与していることを示す資料
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	大学設置基準および大学通信教育設置基準対比専任教員・教授数	設置基準及び職業資格指定基準と現状との対比を示す資料
【資料 4-2-2】	東京未来大学教員の採用及び昇任に関する規程 東京未来大学教員の採用及び昇任に関する規程の施行細則	教育組織編制方針、教員の採用、昇任、異動の方針などに関する資料
【資料 4-2-3】	東京未来大学教育改善向上委員会規程 教育改善向上委員会議事録	【資料 3-2-17】 ご参照ください。 令和5(2023)年度
【資料 4-2-4】	教育改善向上(FD)活動年報(活動報告書)	【資料 3-2-18】 ご参照ください。
【資料 4-2-5】	FD研修に関する報告書	
【資料 4-2-6】	FDハンドブック	【資料 3-1-5】 ご参照ください。
【資料 4-2-7】	教員業績評価等の提出について	教員評価などの実施状況及び結果の活用状況を示す資料(令和5(2023)年度)

4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	東京未来大学職員研修規程	職員の資質・能力向上のための研修計画、実施状況、人事評価・育成制度などを示す資料
【資料 4-3-2】	大学戦略会議議事録	SD 研修計画について 令和 5(2023)年度第 3 回
【資料 4-3-3】	SD 研修会に関する報告書	令和 5(2023)年度
【資料 4-3-4】	大学戦略会議議事録	令和 3(2022)年度第 2 回 人材育成方針と目標について
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	東京未来大学 講義室・実習室・研究室等 管理表	
【資料 4-4-2】	東京未来大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	研究倫理の確立を示す資料
【資料 4-4-3】	東京未来大学における研究データの保存等に関する指針	研究倫理の確立を示す資料
【資料 4-4-4】	研究倫理・不正防止研修会に関する報告書	研究倫理の確立を示す資料 令和 5(2023)年度
【資料 4-4-5】	研究倫理審査結果通知書	令和 5(2023)年度
【資料 4-4-6】	演習・卒業論文の研究倫理・不正防止の指導学生への指導一覧	研究倫理の確立を示す資料、
【資料 4-4-7】	東京未来大学個人研究費規程 東京未来大学個人研究費に関する細則	
【資料 4-4-8】	東京未来大学特別研究助成金に関する規程 特別研究助成金の申請について	令和 6(2024)年度
【資料 4-4-9】	東京未来大学専任教員長期研鑽制度に関する規程	
【資料 4-4-10】	東京未来大学公的研究費の管理・監査のガイドラインに係る規程 東京未来大学公的研究費に係る事務等取扱要領	
【資料 4-4-11】	東京未来大学研究推進ニュースレター	Vol. 18、Vol. 19
【資料 4-4-12】	学生生活実態調査	【資料 2-6-4】ご参照ください。

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人三幸学園寄附行為	
【資料 5-1-2】	自主行動基準管理規程	経営の基本方針としての経営の規律と誠実性の維持を表明した資料、組織の倫理・規律に関する綱領・規則など
【資料 5-1-3】	コンプライアンス管理規程	同上
【資料 5-1-4】	三幸学園手帳	【資料 1-1-1】ご参照ください。
【資料 5-1-5】	全学教職員連絡会議(全体会議)議事録	【資料 1-2-1】ご参照ください。
【資料 5-1-6】	就業規則 育児・介護休業等規程 公益通報者の保護に関する規程 ハラスメント防止に関する規程 学校法人三幸学園コンプライアンス・マニュアル	

東京未来大学

【資料 5-1-7】	ストレスチェック制度実施規程 三幸グループメンタルサポートデスクの利用方法 発信文書 メンタルヘルス及び人事・労務に関する外部相談窓口の設置について	
【資料 5-1-8】	衛生管理規程	
【資料 5-1-9】	コンプライアンス研修資料	
【資料 5-1-10】	東京未来大学安全衛生管理規程 東京未来大学理科室及び理科準備室におけると毒物・劇物及び危険物の管理に関する規程 東京未来大学防災管理規程 東京未来大学危機管理規程 東京未来大学危機管理ガイドライン 災害対策マニュアル 事業継続計画	環境保全、人権、安全に関する方針、計画、具体的な措置を示す資料
【資料 5-1-11】	学校法人三幸学園情報公開課程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	寄附行為施行細則	
【資料 5-2-2】	専門学校等常任理事会運営規則	
【資料 5-2-3】	学校法人三幸学園 組織図	
【資料 5-2-4】	学校法人実態調査(抜粋)	評議員会への諮問状況を示す資料 機動的な意思決定のための仕組みを示す組織図・資料、理事会権限委嘱、理事の職務を分担する資料。
【資料 5-2-5】	理事会・評議員会・専門学校等常任理事会・経営計画会議開催について	理事会機能の補佐体制を示す資料、
【資料 5-2-6】	学校法人三幸学園 設置校一覧表	【資料 1-2-14】ご参照ください。令和5(2023)年5月1日現在
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	東京未来大学大学戦略会議規程	【資料 4-1-2】ご参照ください。管理部門と教学部門の意思疎通と連携を保つための仕組みとその実効性を示す資料
【資料 5-3-2】	入社式・ビジョンミーティングについて サマーセミナーについて 新春経営者セミナー開催について	令和6(2024)年度 令和5(2023)年度 令和5(2023)年度
【資料 5-3-3】	監事報告会議事録	法人の業務、財産及び役員業務執行状況などに対する監事の意見を示す資料(令和5(2023)年5月)
【資料 5-3-4】	自己申告書提出について	
【資料 5-3-5】	学校法人三幸学園監事監査計画	監事の執務状況を示す資料(令和5(2023)年度)
【資料 5-3-6】	理事会・評議員会議事録	法人の業務、財産及び役員業務執行の状況などに対する監事の意見を示す資料(令和5(2023)年度)

東京未来大学

【資料 5-3-7】	監事監査ガイドライン	(令和元年度版)
【資料 5-3-8】	理事会・評議員会議事録	監事の選任状況を示す資料(令和5年3月)
【資料 5-3-9】	監事監査調書	執務状況の資料(令和5(2023)年度)
【資料 5-3-10】	学園総務部の業務分担について	支援状況の資料 令和6(2024)年度
【資料 5-3-11】	SAKO*夢プロジェクトのご案内	教職員からの情報や提案が生かされる仕組み及びその実施状況を示す資料(令和5(2023)年度)
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	理事会・評議員会議事録	事業計画、予算編成方針及び財務指標などを示す資料【資料 5-3-6】ご参照ください。
【資料 5-4-2】	第3期中期計画(2023年度～2027年度)	中長期的な計画及びその裏付けとなる財務計画を示す資料
【資料 5-4-3】	事業活動収支内訳表	(平成28(2016)～令和5(2023)年度)
【資料 5-4-4】	在籍生徒数推移表(学校法人基礎調査ベース)	令和6(2024)年5月1日現在
【資料 5-4-5】	私立大学等経常費補助金推移表	
【資料 5-4-6】	事業活動収支計算書関係比率(大学単体)	エビデンス集(データ編)ご参照ください。
【資料 5-4-7】	計算書類 監査報告書	令和5(2023)年度
【資料 5-4-8】	予算書 学校法人三幸学園財産目録	令和6(2024)年度 令和6(2024)年3月31日
【資料 5-4-9】	金融資産の運用状況	エビデンス集(データ編)ご参照ください。
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	経理規程 経理事務処理要領	
【資料 5-5-2】	大学戦略会議事録	経営計画 令和5(2023)年度第9回
【資料 5-5-3】	固定資産管理規程 東京未来大学固定資産及び物品調達規程	
【資料 5-5-4】	監査報告書	【資料 5-4-7】ご参照ください。
【資料 5-5-5】	理事会議事録 評議員会議事録	【資料 5-3-6】ご参照ください。
【資料 5-5-6】	資産運用管理規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	東京未来大学内部質保証方針	本学公式ウェブサイト掲載資料
【資料 6-1-2】	東京未来大学学則第2条	自己点検及び評価
【資料 6-1-3】	東京未来大学自己点検・評価・改善に関する規程	

【資料 6-1-4】	自己点検・評価・改善委員会議事録	内部質保証に関する全学的な方針を示す資料 (令和 5(2023)年第 2 回)
【資料 6-1-5】	全学教職員連絡会議(全体会議)議事録	【資料 1-2-1】ご参照ください。
【資料 6-1-6】	内部質保証体制の関係図	内部質保証のための組織及び責任体制を示す組織図・資料
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	自己点検・評価・改善活動 取組結果の提出について 委員会、センター等の取組計画(案)提出について	内部質保証のための自主的・自律的な自己点をどのように行っているか。(令和 5(2023)年度取組結果、令和 6(2024)年度取組計画(案))
【資料 6-2-2】	大学戦略会議議事録	認証評価基準の自己点検活動へ移行する。 令和 2(2019)年度第 9 回
【資料 6-2-3】	自己点検評価書	自己点検・評価及び認証評価などの外部評価の結果の共有と社会への公表の状況を示す資料 (令和 5(2023)年度)
【資料 6-2-4】	東京未来大学インスティテューショナルリサーチセンター規程	
【資料 6-2-5】	学部教授会議事録(IR センター年度報告書)	IR 機能の構築及び活動状況を示す資料 令和 5(2023)年度第 2 回
【資料 6-2-6】	大学戦略会議議事録	内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の項目を示す資料(令和 3(2021)年度第 4 回)
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	東京未来大学のアセスメントプラン	【資料 3-3-1】と同一
【資料 6-3-2】	教育の質を保証するためのアセスメント(本学公式ウェブサイト)	【資料 3-3-3】と同一
【資料 6-3-3】	教育の質を保証するためのアセスメント	【資料 3-3-2】と同一
【資料 6-3-4】	東京未来大学外部評価員規程	外部評価員制度導入
【資料 6-3-5】	発信文書 カテゴリー別の中期計画作成について	第 II 期中期計画の作成を示達した発信文書(令和 6 年 3 月)
【資料 6-3-6】	大学戦略会議議事録	前回の指摘事項の改善状況(令和 5(2023)年度第 8 回)